は奏任文官特別任用令、視學官に在つては昭和三年勅令第二十六號の適用により處理し得らるゝが、獨り書記官に付てのみは從來の規定により府市吏員を之に任用することを得ない爲特別の措置として「東京都書記官ノ特別任用等ニ關スル件」（昭和十八年勅令第五百八號）が制定せらるゝに至つた。之により都制施行の際、現に東京府又は東京市の有給吏員の職に在りたる者にして（イ）五年以上東京府市又は東京都の有給吏員の職に在りて行政事務に從事し、年額二千四百二十圓以上の給料を受けたるものは高等試驗委員の銓衡を經て都の書記官に任用せらるゝの途が拓かれたのである。之と同時に府市吏員にして奏任文官特別任用令第七條の規定に依り都事務官に任用せられ年俸二千四百二十圓以上を受けたる者に付ても、將來都書記官に昇進し得ること、定められた。

書記官及事務官に任用せられた者の官等に付ては、高等官官等俸給令第四條に依り初敍官等を六等以下に制限せらるゝ所であるが、今次の任用に於て前揭勅令第五百八號第三條により之が制限を除外されたのは當然の措置であつたらう。祭務官、教學官、技師及小作官に付ては大正二年勅令第二百六十二號、視學官に關しては昭和三年勅令第二十七號に依り初敍官等の制限は適用せられない爲何等の措置も必要としない所である。尙七月三十一日には勅令第六百三十四號を以て「東京市吏員ノ職ニ在リタル者ヨリ任用セラレタル東京都書記官ノ官等等ニ關スル特例ノ件」が公布せられ、高等官三等の書記官中より其の經歷等に徵し三名を限り高等官二等（勅任官）に陞敍することを得る旨定められ、舊市職員優遇の途が講ぜられてゐる。

(3) 俸給及恩給

官吏の俸給に關しては、高等官官等俸給令及判任官俸給令が共の儘適用せられ、何等の法令上の措置は必要とせられなかつた。書記官以下の舊市職員が現給を低下せずして該當の級俸を受くるに至つたことは勿論であるが、官等の平衡を失してゐる點は著しく注目を惹いた所である。

恩給（市に於ける退隱料）に關しては、從來に見ない一大異例が認められた。即ち都制第百八十九條に於て「東京府又ハ東京市ノ有給吏員本法施行ノ際引續キ都ノ官吏ト爲リタルトキハ恩給法ノ適用ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ官吏ノ在職ニ繼續スル有給吏員ノ勤續年月數ハ之ヲ公務員トシテノ在職年ニ通算ス」る旨規定して、恩給年限の通算が行はれると共に都制施行令第百二十四條に於ては既に退隱料受給年限に達したる者が選擇により通算を辭退し得ることゝもなり、有利なる解決が圖られてゐる。

(二) 公吏關係

都の有給吏員に關する吏僚組織竝に待遇に關しては官吏のそれに照應し、府市事務當局に於て夫々の實情を調査して適切なる方針を樹立したが、案件の重要性に鑑み愼重なる態度を採り內務省に於ける東京都制實施協議會に附議した。協議會に於ては六月九日以降三回に亘る會議に於て協議を重ね、之に於て最後的決定を見るに至つたのである。要旨左の如くである。

○東京都有給吏員職制ノ任用及分限規則案要綱

第一 職制

一、東京都ニ左ノ有給吏員ヲ置クコト

(イ) 年俸吏員

理事、主事、產業技師、衞生技師、理工技師

(ロ) 月俸吏員

主事補、產業技手、衞生技手、理工技手、監視、看護長、婦長

二、有給吏員ノ職務ヲ左ノ如ク定ムルコト

(イ) 年俸者

理事ハ上司ノ命ヲ承ケ重要ナル事務又ハ技術ヲ掌ル

主事ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

産業技師、衛生技師及理工技師ハ上司ノ命ヲ承ケ産業、衛生又ハ理工ニ關スル技術ヲ掌ル

（ロ）月俸者

主事補ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

産業技手、衛生技手及理工技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ産業、衛生又ハ理工ニ關スル技術ニ從事ス

監視ハ上司ノ指揮ヲ承ケ巡視事務ニ從事ス

看護長及婦長ハ上司ノ指揮ヲ承ケ保健衛生ノ實務ニ從事ス

第二　任用

一、理事ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用スルコト

(1) 一年以上勅任文官ノ職ニ在リタル者又ハ奏任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在リタル者

(2) 五年以上主事又ハ技師ノ職ニ在リテ年額四千五十圓以上ノ給料ヲ受ケタル者（別表ノ定ムル所ニ依リ之ニ相當スル府又ハ市ノ有給吏員ノ職ニ在リテ年額四千五十圓以上ノ給料ヲ受ケタル者ヲ含ム）ニシテ都吏員銓衡委員會ノ銓衡ヲ經タルモノ

(3) 其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ニシテ都吏員銓衡委員會ノ銓衡ヲ經タルモノ

二、主事ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用スルコト

(1) 地方待遇職員令第二條ノ規定ニ依リ高等官待遇事務職員ト爲ル資格ヲ有スル者

(2) 奏任文官特別任用令ニ定ムル資格ヲ有スル者

(3) 專門學校（都長官ニ於テ之ト同程度ト認ムル學校ヲ含ム）ニシテ各其ノ從事スル事務ニ關スル學科ヲ主タル學科トスルモノニ於テ其ノ學科ヲ修メ卒業シ二年以上主事補ノ職ニ在リタル者（別表ノ定ムル所ニ依リ之ニ相當スル府又ハ市ノ有給吏員ノ職ニ在リタル期間ヲ通算スルコトヲ得）

(4) 一年以上高等官若ハ同待遇事務職員又ハ東京都ノ主事ノ職ニ在リタル者（別表ノ定ムル所ニ依リ之ニ相當スル府又ハ市ノ有給吏員ノ職ニ在リタル期間ヲ通算スルコトヲ得）

(5) 其ノ從事スル事務ニ關スル學識經驗アル者ニシテ都吏員銓衡委員會ノ銓衡ヲ經タルモノ

三、産業技師、衛生技師又ハ理工技師ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ各其ノ從事スル職務ニ應ジ之ヲ任用スルコト

(1) 地方待遇職員令第三條ノ規定ニ依リ高等官待遇技術職員ト爲ルノ資格ヲ有スル者

(2) 實業專門學校、帝國大學專門部、大學令ニ依ル大學ノ學部ノ實科又ハ水産講習所ニシテ各其ノ從事スル技術ニ關スル學科ヲ主タル學科トスルモノニ於テ其ノ學科ヲ修メ卒業シ且二年以上東京都ノ産業技手、衛生技手又ハ理工技手ノ職ニ在リテ各其ノ從事スル技術ニ從事シタル者（別表ノ定ムル所ニ依リ之ニ相當スル府又ハ市ノ有給吏員ノ職ニ在リタル期間ヲ通算スルコトヲ得）

(3) 國民學校高等科修了程度ヲ入學資格トスル修業年限二年以上ノ實業學校又ハ實業專門學校ノ別科ニシテ各其ノ從事スル技術ニ關スル學科ヲ主タル學科トスルモノニ於テ其ノ學科ヲ修メ卒業シ且五年以上東京都ノ産業技手、衛生技手又ハ理工技手ノ職ニ在リテ各其ノ從事スル技術ニ從事シタル者（別表ノ定ムル所ニ依リ之ニ相當スル府又ハ市ノ有給吏員ノ職ニ在リタル期間ヲ通算スルコトヲ得）

(4) 一年以上高等官若ハ同待遇技術職員又ハ東京都ノ産業技師、衛生技師若ハ理工技師ノ職ニ在リタル者（別表ノ定ムル所ニ依ル之ニ相當スル府又ハ市ノ有給吏員ノ職ニ在リタル期間ヲ通算スルコトヲ得）

(5) 其ノ從事スル技術ニ關スル學識經驗アル者ニシテ都吏員銓衡委員會ノ銓衡ヲ經タルモノ

四、主事補ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用スルコト

(1) 地方待遇職員令第四條ノ規定ニ依リ判任官待遇事務職員ト爲ルノ資格ヲ有スル者（府又ハ市ノ雇員ノ職ニ在リタル期間ハ之ヲ都ノ雇員トシテノ在職期間ニ通算スルコトヲ得）

(2) 其ノ從事スル事務ニ關スル學識經驗アル者ニシテ都吏員銓衡委員會ノ銓衡ヲ經タルモノ

五、産業技手、衞生技手及理工技手ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ各其ノ從事スル職務ニ應ジ之ヲ任用スルコト

(1) 地方待遇職員令第五條ノ規定ニ依リ判任官待遇技術職員ト爲ルノ資格ヲ有スル者

(2) 其ノ從事スル技術ニ關スル學識經驗アル者ニシテ都吏員銓衡委員會ノ銓衡ヲ經タルモノ

六、監視、看護長及婦長ハ各其ノ職務ニ關シ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用スルコト

(備考)

都吏員銓衡委員會ハ年俸吏員銓衡委員會及月俸吏員銓衡委員會トスルコト

年俸吏員銓衡委員會ハ都次長ヲ委員長トシ都長官ノ指定スル都ノ高等官若干名ヲ以テ之ヲ組織スルコト

月俸吏員銓衡委員會ハ長官官房人事課長ヲ委員長トシ都長官ノ指定スル都官吏及吏員若干名ヲ以テ之ヲ組織スルコト

第三分限

一、都有給吏員ハ懲戒處分其ノ他別段ノ規定アル場合ノ外左ノ各號ノ一ニ該當スルニ非ザレハ其ノ職ヲ免ゼラレザルコト

(1) 不具、廢疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘザルトキ

(2) 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘザルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ退職ヲ願出タルトキ

(3) 職制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生ジタルトキ

(備考)

(1)ニ依リ其ノ職ヲ免ズルトキハ都吏員懲戒委員會ノ審査ニ付スルコト

二、都吏員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命ズルコトヲ得ルコト

(1) 都吏員懲戒委員會ノ審査ニ付セラレタルトキ

(2) 刑事事件ニ關シ起訴セラレタルトキ

(3) 職制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生ジタルトキ

(4) 事務ノ都合ニ依リ必要アルトキ

三、休職ノ期間ハ(一)ノ(1)及(2)ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ懲戒委員會又ハ裁判所ニ繫屬中トシ(一)ノ(3)及(4)ノ場合ニ在リテハ年俸吏員ニ付テハ滿二年、月俸吏員ニ付テハ滿一年トスルコト

(一)ノ(3)及(4)ノ場合ニ於テ休職期間滿期トナリタルトキハ當然退職トスルコト

四、休職者ハ實務ニ從事セザル外總テ現職者ト異ナルコトナキコト

(一)ノ(3)及(4)ニ依リ休職ヲ命ゼラレタル者ニハ都長官ハ事務ノ都合ニ依リ何時ニテモ復職ヲ命ズルコトヲ得ルコト

五、東京都制第九十六條ノ規定ニ依リ懲戒處分ヲ行ハントスルトキハ都長官ハ豫メ都吏員懲戒委員會ノ意見ヲ聞クコト

都吏員懲戒委員會ハ都次長ヲ以テ委員長トシ都長官ノ指定スル都ノ高等官若干名ヲ以テ之ヲ組織スルコト

第四　東京都制施行ノ際ニ於ケル特則

東京都制施行ノ際現ニ東京府又ハ東京市ノ有給吏員ニシテ別表ニ掲グル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ別表ニ掲グル區分ニ依リ夫々相當ノ都有給吏員ニ任用セラレタルモノトスルコト

其ノ者カ休職中ノ者ナルトキハ休職ノ儘任用セラレタルモノトスルコト但シ其ノ休職期間ハ從前ノ府又ハ市ノ規定ニ依リ從前ノ府又ハ市ノ有給吏員トシテノ休職期間ハ之ヲ其ノ休職期間ニ通算スルモノトスルコト

別表

東京府有給吏員	東京都有給吏員
主事、視學員、指導員	主事
病院長、醫長、藥劑長	衞生技師
工營技師、營繕技師、工藝技師 機械技師	理工技師
書記、體育主事補、學園教師	主事補
產業技手	產業技手
保健技手、醫員、藥劑員	衞生技手
營繕技手、工藝技手、機械技手 機關技手、通信技手、運轉技手 作業技手	理工技手
砂防監理吏員、河川監理員	監視
看護長	看護長
保健婦長	婦長

東京市有給吏員	東京都有給吏員
區長、主事、視學、講師	主事
技師（産業關係ノ技術ニ從事スル者 衞生關係ノ技術ニ從事スル者 理工關係ノ技術ニ從事スル者）	産業技師 衞生技師 理工技師
書記、授業員、體育指導員、公園指導員、教諭、清掃監督、運輸監督、質屋鑑定員	主事補
技手ニシテ産業關係ノ技術ニ從事スル者	産業技手
技手ニシテ衞生關係ノ技術ニ從事スル者、醫員、藥劑員	衞生技手
技手ニシテ理工關係ノ技術ニ從事スル者、船長、機關手	理工技手
監視、守衞長	監視
看護婦長、助產婦長、保姆長 保健指導婦	婦長

○東京都有給吏員給料及旅費規則案要綱

一、東京都有給吏員ノ給料額ハ別表(一)ニ依ルコト

二、理事ニシテ特ニ要務ニ從事スルモノニ對シテハ八千圓以内ニ於テ特別俸ヲ給スルコトヲ得ルコト

三、主事又ハ技師ニシテ五年以上一級俸ヲ受ケテ在職シ功績顯著ナルモノニハ特ニ六百圓以内ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得ルコト

四、主事補又ハ技手ニシテ一級俸ヲ受ケ五年ヲ超エ事務練熟優等ナルモノハ特ニ百八十圓迄ヲ給スルコトヲ得ルコト

五、監視、看護長又ハ婦長ニシテ一級俸ヲ受ケ五年ヲ超エ事務練熟優等ナル者ハ特ニ百五十圓迄ヲ給スル事ヲ得ルコト

六、給料支給方法、休職級、死亡賜金、應召者給與等ニ付テハ官等俸給令、文官俸給支給細則等ニ準ジテ定ムルコト

七、東京都有給吏員ノ旅費額ハ別表(二)ニ依リ其ノ支給方法ニ付テハ內國旅費規則ニ準ジテ定ムルコト

(附) 東京都制施行ノ際現ニ東京府又ハ東京市ノ有給吏員タルモノニシテ東京都有給吏員ニ任用セラレタルモノノ給料ハ(一)ノ規定ニ拘ラズ東京府又ハ東京市ニ於テ現ニ受クル給料トスルコトヲ得ルコト

別表(一) 給料額表

級俸	理事		主事、産業技師、衞生技師、理工技師		主事補、産業技手、衞生技手、理工技手		監視、看護長、婦長	
一級俸	六、〇〇〇		四、〇五〇		一四五		一二五	
二級俸	五、三五〇		三、六六〇		一二五		一一〇	
三級俸	四、九五〇		三、四〇〇		一一〇		九五	
四級俸	四、六五〇		三、〇五〇		九五		八五	

五級俸	六級俸	七級俸	八級俸	九級俸	十級俸	十一級俸	十二級俸	十三級俸		
二、七七〇	二、四二〇	二、一五〇	一、八二〇	一、六五〇	一、四七〇	一、三〇〇	一、一三〇	一、〇五〇		
八五	七五	六五	五五	五〇	四五	四〇				
七五	六五	五五	五〇	四五	四〇					

○東京都有給吏員退隱料及遺族扶助料條例案要綱

第一　退隱料ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ給スルモノトスルコト

(1)　東京都有給吏員在職十七年以上ニシテ退職シタルトキ之ニ退隱料ヲ給スルコト

(2)　公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ（其ノ者ノ重大ナル過失ニ因ル場合ヲ除ク）不具癈疾ト爲リ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ在職十七年未滿ノ場合ト雖モ之ニ退隱料ヲ給スルコト

第二　在職年數ノ計算ニ付テハ左ニ依ルコト

(1)　在職年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ルコト

(2)　右ノ外恩給法ノ規定ニ準ジ加算、減算及除算ニ關シ必要ナル事項ヲ規定スルコト

第三　支給額ハ左ニ依ルコト

(1)　在職十七年以上十八年未滿ニ對シ退職當時ノ給料年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額ヲ支給スルモノトシ十七年以上一年ヲ增ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職當時ノ給料年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノトスルコト

(2)　第一ノ(2)ニ依リ在職十七年未滿ノ者ニ給スル退隱料年額ハ在職十七年ノ額トスルコト

(3)　第一ノ(2)ニ依リ退隱料ヲ給スル者ニ付テハ其ノ不具癈疾ノ程度ニ應ジ其ノ受クベキ退隱料年額ノ十分ノ七以內ニ於テ之ニ增加退隱料ヲ給スルコトヲ得ルコト

(4)　右ノ外恩給法ノ規定ニ準ジ支給額ノ最高限度等ニ關シ必要ナル事項ヲ規定スルコト

第四　退隱料ノ支給ノ停止ハ左ニ依ルコト

(1)　之ヲ受クル者都ノ官吏又ハ吏員トシテ就職スルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄支給ヲ停止スルコト

(2)　右ノ外恩給法ノ規定ニ準ジ刑罰、年齡、退隱料外ノ所得等トノ關係ニ於テ退隱料支給ノ停止ニ關シ必要ナル事項ヲ規定スルコト

第五　退隱料受給資格ノ喪失ニ關シ恩給法ノ規定ニ準ジ必要ナル事項ヲ規定スルコト

第六　納付金

東京都有給吏員ハ毎月其ノ給料ノ百分ノ二ヲ都ニ納付スルコト

第七　遺族扶助料

(1)　遺族扶助料ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ支給スルモノトスルコト

（イ）　東京都有給吏員在職中死亡シ其ノ死亡ヲ退職ト看做ストキハ之ニ退隱料ヲ支給スベキトキ

（ロ）　退隱料ヲ受クル者死亡シタルトキ

(2)　支給額ハ左ニ依ルコト

（イ）　公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ（其ノ者ノ重大ナル過失アリタル場合ヲ除ク）死亡シタルモノナルトキハ退隱料年額ニ相當スル金額ノ十分ノ八

（ロ）其ノ他ノ場合ニ在リテハ退隠料年額ニ相當スル金額ノ十分ノ五

(3) 右ノ外遺族扶助料支給ノ順位、支給ノ停止、受給資格ノ喪失等ニ關シ恩給法ノ規定ニ準ジ必要ナル事項ヲ規定スルコト

（附）東京都制施行ノ際ニ於ケル特例

東京市ノ有給吏員ニシテ東京都制施行ノ際引續キ都ノ有給吏員ト爲リタルモノニ付テハ左ノ特例ヲ認ムルコト

（イ）退隠料受給資格ノ發生ニ關シ第一ノ在職十七年トアルヲ在職十二年トスルコト

（ロ）在職年ノ計算ニ關シ左ノ加算ヲ認ムルコト

(1) 大正十二年九月一日ヨリ大正十三年八月三十一日迄引續キ東京市ニ在職シタル者ニ付テハ其ノ在職年數ニ一年ヲ加算スルコト、大正十二年九月一日ヨリ大正十三年二月二十九日迄ノ間ニ就職シ引續キ一年以上東京市ニ在職シタル者ニ付亦同ジキコト

(2) 昭和十一年五月三十一日以前ノ東京市在職年數ニ付テハ在職年十年迄ノ年月數ニ其ノ十分ノ二ヲ加ヘ計算スルコト

（ハ）退隠料支給額ニ關シ第三ニ依ラズ左ニ依ルコト

(1) 在職十二年以上ニシテ退職シタル者ニ給スベキ退隠料年額ハ退職當時ノ俸給年額ノ六十分ノ十五ニ相當スル金額トシ十二年以上一年ヲ增ス毎ニ退職當時ノ俸給年額ノ四十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加給スルコト

(2) 在職三十五年ヲ超ユル者ニ給スベキ退隠料年額ハ之ヲ三十五年トシテ計算スルコト

(3) 第一ノ(2)ニ依リ在職十二年未滿ノ者ニ給スル退隠料年額ハ在職十二年ノ額トスルコト

（ニ）退隠料ノ支給ノ停止ニ關シテハ第四ノ各號ニ依ルノ外其ノ退隠料支給ノ最高額ハ四千圓トスルコト

（備考）

（イ）東京府又ハ東京市ノ有給吏員タリシ者都ノ有給吏員ト爲リタルトキハ東京府又ハ東京市ノ有給吏員トシテノ勤續年月數ハ都ノ有給吏員トシテノ在職年ニ通算スルモノトスルコト

前項ノ東京府又ハ東京市ノ有給吏員トシテノ勤續年月數ヲ謂フコト

（ロ）警視廳吏員ニ付テモ東京都有給吏員ニ準ジテ退隠料ヲ支給スルモノトスルコト

○東京都有給吏員退職給與金及死亡給與金條例案要綱

（一）東京都有給吏員在職三年以上十七年未滿ニシテ退職シ又ハ在職中死亡シタルトキハ之ニ退職給與金又ハ死亡給與金ヲ支給スルコト　但シ退隠料ヲ受クル者ニハ退職給與金ヲ支給セザルコト

（二）在職年ノ計算ニ付テハ退隠料條例ノ規定スル所ニ依ルコト　但シ再就職シタルトキハ前ニ退職給與金ノ基礎ト爲リタル在職年ハ之ヲ在職年ニ算入セザルコト

（三）退職給與金及死亡給與金ノ支給額ハ退職又ハ死亡當時ノ給料月額ニ在職年數ヲ乘ジタル額トスルコト

（四）死亡給與金ヲ受クル遺族ノ順位ニ付テハ遺族扶助料條例ノ規定スル所ニ依ルコト

（附）東京都制施行ノ際ニ於ケル特例

1、東京府又ハ東京市ノ有給吏員ニシテ東京都制施行ノ際引續キ都ノ有給吏員ト爲リタル者ニ付テハ其ノ者ノ府又ハ市ノ有給吏員トシテノ勤務年月數ハ都ノ有給吏員トシテノ在職年ニ通算スルコト

2、東京市ノ有給吏員ニシテ東京都制施行ノ際引續キ都ノ有給吏員ト爲リタル者ニ付テハ左ノ特例ヲ認ムルコト

（イ）（一）ノ在職三年以上十七年未滿トアルハ在職一年以上十二年未滿トスルコト

（ロ）（二）ノ退職給與金及死亡給與金ノ支給額ハ退職又ハ死亡當時ノ給料月額ニ在職三年以上ハ十分ノ一、六年以上ハ十分ノ二ヲ加ヘ在職年數ヲ乘ジタル額トスルコト

之等の各要綱は夫々東京都有給吏員規則、東京都有給吏員退隠料及遺族扶助料條例及東京都有給吏員退職死亡給與金條例として七月一日公布せられてゐる。有給吏員規則に於ては從來府市に於ける雜多なる吏員種別が要綱別表に見らるゝ如く極めて簡素化せられてゐる點が注目される。

○府市職員俸給給料調整

人事行政の要訣は一言にして之を謂へば適材を得て適所に配置し、その才幹を發揮せしむると共に全體として調和統一を維持するに在ることは言を俟たぬ所である。

府市職員兩者の間に未解決の儘存續して居る所の俸給給料諸手當等の差異は都に於ける人事の調和を圖る上に一の障碍を爲してゐることは之を想像するに難くない。之が調整に關しては周到綿密な檢討が加へられ、內務省に於ける都制實施準備協議會の審議を經て最後的決定を見るに至つた。

要旨左の通りである。

府市職員ノ待遇調整ニ關スル件

一　都制施行ノ際府職員ヨリ都職員ト爲リタルモノニ對シテハ、待遇調整上當分ノ內毎月臨時特別手當（昭和十八年六月末日現在ニ於ケル俸給又ハ給料月額ノ二割ニ相當スル額）ヲ支給スルモノトスルコト但シ俸給又ハ給料月額ト合シテ二百五十圓ヲ超ユル場合ハ其ノ臨時特別手當ハ二百五十圓ヨリ俸給又ハ給料月額ヲ控除シタル額ニ依ルコト

二　右臨時特別手當ハ昇給ノ實際的取扱ニ依リ成ルベク速ニ之ヲ俸給又ハ給料ニ組入レ之ヲ解消セシムル措置ヲ講ズルコト

尙職員に支給さるべき特別賞與其の他諸手當に關しても、協議會に附議し左の通り決定された。

○都職員退官、退職又ハ死亡等ノ際ニ於ケル特別賞與ニ關スル件

都職員退官、退職又ハ死亡等ノ際ニ於ケル特別賞與ニ關シテハ都ノ官吏ノ例ニ依ルコト但シ府市職員ヨリ都職員ト爲リタル者ニ對シテハ其ノ府市職員トシテノ在職年ニ對スル分ハ各府市ノ現行內規ニ依リ之ヲ算定シ、都職員トシテノ在職年ニ對スル分ト併セテ都職員退官、退職又ハ死亡等ノ際之ヲ給スルコト

（備考）現行內規左ノ如シ

（一）東　京　府

(1)　退官、退職者又ハ死亡者ニ對スル特別賞與支給內規

（二）東　京　市

(1)　特別慰勞金給與內規

(2)　雇傭員特別慰勞金給與內規

(3)　雇員以下特別給與金ニ關スル規定

(4)　市費支辨區役所職員轉退職死亡特別給與金內規

○都職員ニ對スル諸手當ニ關スル件

一　臨時手當ハ都ノ官吏及有給吏員ヲ通ジ所定ノ條件ニ該當スルモノニ對シ之ヲ給スルモノトスルコト

（備考）臨時手當ハ現在市吏員ニ對シテノミ給セラル

二　左ノ諸手當ハ概ネ從來通リ之ヲ給スルモノトスルコト

1　戰時勤勉手當
2　臨時家族手當
3　臨時職務手當
4　特殊勤務手當
5　在勤手當

5、奬勵手當

三　勤續手當ハ之ヲ廢止スルコト

（備考）勤續手當ハ現在府職員ニ對シテノミ給セラル

○學校教職員ニ對スル諸手當及特別賞與ニ關スル件

一　左ノ諸手當ハ概ネ從來通リ之ヲ給スルモノトスルコト

1　戰時勤勉手當

2　臨時家族手當

3　慰勞手當

4　臨時手當

5　勤續手當　但シ昇給等ノ實際的取扱ニ依リ成ルベク速ニ之ヲ解消セシムル措置ヲ講ズルコト

二　學校教職員退職、轉職又ハ死亡ノ際ニ於ケル特別賞與ニ關シテハ概ネ現行「市立學校教職員特別給與金規程」ニ準ズルコト

都制施行の際退職する職員に對する特別慰勞金の支給に關しては協議會に附議左の通り決定した。

○都制施行ノ際退職スル職員ニ對スル特別慰勞金等ニ關スル件

都制施行ノ際退職スル東京府又ハ東京市ノ職員ニ對シテハ左ノ各號ノニ該當スル場合ニ限リ概ネ從來ノ例ニ依リ特別慰勞金ヲ給スルモノトスルコト

一　東京市ノ幹部職員ニシテ地位ノ關係上都ニ承繼シ得ザルモノナルトキ

二　東京府又ハ東京市ノ一般職員ニシテ

1、年齡五十歲以上ノモノナルトキ又ハ

2、年額二千四百圓以上ノ俸給又ハ給料ヲ受クルモノナルトキ

（備考）右ニ依ル退職者ニ對シテハ此ノ種場合ニ於ケル從來ノ例ニ徴シ、市ニ在リテハ內規ニ依ルモノノ外俸給又ハ給料月額ノ十月以內ヲ給スルモノトシ、府ニ在リテモ右ノ趣旨ニ準ズルコト

現行內規左ノ如シ

東京府

(1)　退官退職者又ハ死亡者ニ對スル特別賞與支給內規

東京市

(1)　特別慰勞金給與內規

(2)　雇傭員特別慰勞金給與內規

(3)　雇員以下特別給與金ニ關スル規程

(4)　市費支辨區役所職員轉退職死亡特別給與金內規

（三）雇傭員關係

雇傭員は官吏、吏員としての身分を有せず、その採用者との關係は民法上の契約關係に立つものであり、職員の補助機關であるが、其の數は府に於ては雇員一、四五三人、傭員二、一七七人、計三、六三〇人、市に於ては雇員一二、〇三五人、傭員二四、六七〇人、計三六、七〇五人、府市合計四〇、三三五人の莫大なる員數を擁し、待遇其の他の問題に於て一の重要なる課題を提供してゐるのである。

都制の實施に當り、府市事務當局に於ては雇傭員の採罷、給料、退職給與金及分限等に關し適切なる方針を考究しつゝあつたが、東京都雇員規程、東京都傭員規程及東京都雇傭員退職給與金規程等を設定し、七月一日より之を實施し

た。此等の規程は從來の府市の規程及通牒等を取纏め著しく整備せられてゐる。

主なる事項に付要旨を述ぶれば左の如くである。

（イ）雇　員

(1)　種　別

雇員の種別は府に於て十六種、市に於て二十四種に亘る雜多なる種別を簡素化し左の十種別としてゐる。

雇、技手補、保健婦、助産婦、看護婦、保姆、看護人、巡視、船員、助教

(2)　採　用

府市に勤務する雇員又は準雇員が都制施行の際現給を以て全部都に引繼採用せられたことは勿論である。採用に關する規定も左の如く整備せられた。

一　中學校又は高等女學校を卒業し若は之と同等以上の學力ありと認むる者

二　特殊の技能を必要とする業務に從事せしむる者に付ては其の業務に關し相當の知識經驗を有すと認むる者

三　官公廳の傭員として引續き三年以上事務に從事したる者

四　其の他當該職務に關し吏員を補佐するに適當なりと認むる者

年齡滿五十年を超ゆる者は特別の事情ある場合を除く外之を採用しない。

(3)　給　料

從來市に於ては日給支給を以て原則としたが、府の月額制に準じて給料は月給制とした。其の額は八十五圓を超ゆることを得ないが、年功成績等を考慮し特に月額四十五圓迄を加給する事が出來るが、法令の定むる資格を必要とする職務に從事する者を採用する場合には此の制限に依らざることを得る。

(4)　手當、給與金

雇員には臨時家族手當、臨時手當、戰時勤勉手當、特殊勤務手當、在勤手當及奬勵手當が支給され又退職し若は死亡したるときは給與金が支給される。

（ロ）傭　員

(1)　種　別

傭員に付ても府に於ける十七種、市に於ける三十四種の種別を左の七種に簡素化した。

事務助手、技術助手、作業員、工員、水員、給仕、小使

前項の傭員中臨時に直傭する者にして　(一)見習として採用する者　(二)六月以內の期間を定めて採用する者　(三)日々採用する者は臨時傭員と稱せらる。尙業務上必要ある場合に於ては傭員の業務別稱呼を別に定むることが出來る。

(2)　採　用

傭員の採用には業務の種類により年齡上の制限を設けたる外所定の身體檢査に合格したること及志操堅固なることを條件としてゐる。

(3)　給　與

給料は定額制に依り日給を支給されるが、組長又は之に準ずる者にして勤務十年以上に及び成績特に優秀なる者に對しては月額を支給し得る。月給及日給額は最上級月額百八十圓を超ゆることを得ないが、一定の條件の下に三割まで增給を爲すことが出來る。

日給を支給される者に付業務上の必要に依り請負制を採用する場合に於ては保證金の制度を設けてゐる。

(4)　賞　罰

賞罰に關しては新に規定を設け、次の各號の一に該當するときは表彰することが出來る。

一　勤續十年以上に及び業務に精勵し、成績拔群品行端正なるとき

二　勤續十五年以上に及び業務に精勵したるとき

三　業務に關し有益なる發明發見を爲し又は業務の改善進歩を圖り優秀なる成績を擧げたるとき

四　業務に關し特に他の模範となるべき行爲ありたる等表彰の要ありと認めたるとき

(5)　手當、給與金

傭員に付ても雇員と同樣臨時家族手當、臨時手當、戰時勤勉手當、在勤手當及奬勵手當が支給され又退職若は死亡したる時は給與金が支給される。

(四)　應召、應徵職員の取扱

支那事變勃發以來府市職員にして應召、應徵せる者は相當の數に上つて居る。

都制の實施に當り之等職員の取扱に關しては府に於ては現狀の儘引繼を行ひ何等支障を來たさないが、市に於ては官吏任用、恩給通算等の問題があり、一應本人の希望を聽取するを適當と考へられたが、應召、應徵等により遠隔の地に在る爲引繼の處置に關する細目の確定を待つて然る後照會するの遑なきは勿論である。

玆に於て種々考慮の結果、六月五日所屬廨長を通じ當時可能の見込に於て參考資料を提示の上

(一)　官公吏何れを希望するや

(二)　官吏に任用せられたる場合恩給年限通算を希望するや又は打切りて市の退隱料を既得權に確保するや否や

(三)　一切を所屬廨長の適當と認むる取扱に一任するや

の三點に付本人の希望を聽取し、夫々適當なる措置を採ることゝした。

名譽ある應召、應徵者の地位を考慮し直接照會を爲さず、所屬廨長に其の處置を講ぜしめた點竝に本措置に關し陸海軍當局に對し豫め了解を求めたる點等は事務當局の深慮を親知せしむるものがある。

(三)　職員の配屬

東京都官制に於て都職制の大綱が決定せられ、之に基き都の分課組織が內定せらるゝや、五萬職員の配屬決定が問題となるが、府市の職制が夫々都の職制とは著しく異る所であり事務事業の內容は極めて複雜尨大である。全員を個別的に適切妥當に新機構に配置するは不可能であり且却つて混亂を招くものであらう。玆に於て引續き都の職員、雇傭員又は囑託となりたる者の勤務に關し左の如き一本の訓令を發し、以て別段の辭令を省略し配屬の抽象的徹底を期したのである。

東京都訓令甲第十九號

長官官房
各局
地方事務所
區役所
各廨

東京府又ハ東京市ノ職員、雇傭員又ハ囑託ニシテ東京都制施行ノ際引續キ都ノ職員、雇傭員又ハ囑託トナリタル者ノ勤務ハ現ニ從事スル事務ノ新ニ屬スル都ノ局、課又ハ所、廳、廨ニ勤務ヲ命ゼラレタルモノトス

昭和十八年七月一日

東京都長官名

今、局課別に配屬關係を示せば左の如くである。

東京都	官房局名	課名	係名	官房、部名	課名	係名	局部名	課名	掛名
長官	人事課	秘書係	知事官房	秘書課 人事課	褒賞係	市長室	秘書課		
		人事第一係	知事官房	人事課	庶務係第一班	總務部	人事課	服務掛	
						都制準備局	第二課		
		人事第二係	知事官房	人事課	庶務係第二班	總務部	人事課	計理掛 職員掛	
		福利係	知事官房	會計課	共濟組合係	總務部	人事課	給與掛	
							吏務課		
	文書課	庶務係				總務部	文書課	庶務掛	
							報道課	町會隣組關係ヲ除ク	
		文書係	知事官房	文書課	(全係)	總務部	文書課	法規掛 訴訟掛 文書掛	
							審議室		

官房									
	財務課								會
統計係	議案係	豫算第一係	豫算第二係	稅務係	收納係	管理係			
知事官房		知事官房	知事官房	知事官房	土木部	知事官房			
調査課	府會事務局	庶務課	庶務課	庶務課	經理課	會計課			
(全係)		庶務係第一班	庶務係第二班	稅務係	負擔金係	庶務係	用度係第二班		
都制準備局	總務部	企畫部		都制準備局	企畫部	經理局	企畫部	經理局	
第三課	統計課	豫算課		第一課	豫算課	收納課	收納課	豫算課	會計課
	議案課	調査掛 第一豫算掛 第二豫算掛			第三豫算掛	事務掛 負擔金掛	指導掛 整理掛	公債掛	庶務掛
	市會事務局								地理課
									査定係 市有地掛

	計課	會計第一係	知事官房	會計課	府費係第一班 出納係第一班 檢査係第一班	經理局	會計課	主計掛 出納掛
	計課	會計第二係	知事官房	會計課	府費係第二班 出納係第二班 檢査係第二班	經理局	會計課	審査掛 簿記掛
	用度課	購買係	知事官房	會計課	用度係第一班	經理局	購買課	（全掛）
	用度課	用品係				經理局	用品課	（全掛）
	考査課	考査第一係				監査部	考査課	
	考査課	考査第二係				監査部	檢査課	
民生局	監理課	行政係	内政部	振興課	監督係第一班	總務部	區政課	行政掛
						健民局	庶務課	庶務掛
民生局	監理課	財政係	内政部	振興課	監督係第二班	總務部	區政課	主計掛
						健民局	庶務課	計理掛
民生局	振興課	動員係	内政部	振興課	時局係	戰時生活局	動員課	事務掛 物資活用掛 勤勞動員掛 時局掛
民生局	振興課							生活刷新掛 第一團體掛 第二團體掛
民生局	振興課	町會係	内政部	振興課	振興係	戰時生活局	町會課	（全掛）
						總務部	報道課	（町會隣組關係）
民生局	振興課	貯蓄係	内政部	貯蓄課	（全係）	戰時生活局	貯蓄奬勵課	（全掛）
民生局	振興課	資源回收係	内政部	資源回收課	（全係）	戰時生活局	動員課	資源掛
民生局	厚生課	厚生係	内政部	厚生課	庶務係 拓殖係	健民局	母子課 皆働課 厚生課	兒童掛 （全掛） 福利掛（住宅ヲ除ク）
民生局	厚生課	住宅係	内政部	厚生課	住宅係	健民局	厚生課	福利掛（住宅關係）
民生局	厚生課	保護係	内政部	厚生課	厚生係	健民局	厚生課	保護掛
民生局	厚生課	軍事援護係	内政部	兵事課	庶務係 援護係 扶助係 傷痍軍人係 職業係	健民局	軍事援護課	援護掛 銃後奉公會掛

清	防疫課		衛生課			健民課		
庶務係	監察係	防疫係	醫藥係	衛生係		施設係	修鍊係	體力係
	內政部	內政部	內政部	內政部			內政部	
	防疫課	防疫課	保健課	保健課	衛生課		衛生課	
	監察課	防疫課	藥事課	豫防保健係	指導豫防健民衛生係		管理國民體力係	
	監察係	防疫係		醫務係				
	健民局	健民局		健民局		健民局	健民局	健民局
	防疫課	防疫課		衛生課		母子課	衛生課	體力課（全掛）
	防疫課	第二防疫掛		豫防醫療掛	監理掛	保育掛	指導掛	母性掛
	計畫課	（全掛）				母子課	庶務課	計畫掛
	計畫課	監理課				母子課	庶務課	計畫掛

教育							掃課	
教育第	課一第育教			庶務課			作業第一係	作業第二係
視學係	學事係	職員係	視學係	學事係	教化係	社寺兵事係		
內政部	內政部	內政部	內政部	內政部	內政部	內政部		
教學課	教學課	教學課	教學課	教學課	社會教育課	兵事課	教學課	
第三視學係	庶務係第二班 第二職員係	第一職員係	第一視學係	恩給係 教職員共濟組合係	青少年錬成係 教化係	庶務係第一班	社寺係	
教育局	中等教育課	教育局	初等教育課（全掛）	學校施設課（全掛）	教化課（全掛）	軍事援護課 軍事掛	庶務課（全掛）	清掃部
中等教育課	指導掛	學校職員課	第一職員掛給與掛				第二施設掛	第一施設掛
							第二作業掛利用掛	第一作業掛
							計畫課	計畫課
							作業課	作業課
							計畫掛	計畫掛
							管理掛	管理掛

局	二課	青年學校係	內政部	社會教育課	庶務係・青年學校係	教育局	中等教育課	青年學校掛
							學校職員課	第二職員掛
		私立學校係	內政部	教學課	私立學校係			
	學校體育課	學校體育係	內政部	體鍊課	（全係）	教育局	學校體育課	體鍊掛
		學校衛生係	內政部	衛生課	學校衛生係	教育局	學校體育課	衛生掛
經濟局	總務課	調査室	經濟部	總務課	審議室	戰時生活局	庶務課	調査掛
						配給部	第一課	庶務掛
		總務係	經濟部	總務課	庶務係・發明代用品係	戰時生活局	庶務課	庶務掛・計理掛
						配給部	第一課	切符掛
		物價係	經濟部	物價課	（全係）	配給部	物價課	物價掛
	商工課	商工係	經濟部	總務課	商工金融係・組合係・市街地信用組合係	戰時生活局	商工課	第一工務掛・第二工務掛・金融掛・商務掛
		企業係	經濟部	總務課	企業許可係・企業整備係・更生係	戰時生活局	商工課	轉業掛
		權度係	經濟部	權度課	（全係）	配給部	物價課	第一取締掛・第二取締掛
	農林課	農務係	經濟部	農務課	庶務係・農政係・農産係・蠶絲係・肥料係	戰時生活局	農漁課	事務掛・農務掛・蔬菜對策掛
				總務課	産業組合係		戰時農場課	（全掛）
		水産係	經濟部	農務課	水産係	戰時生活局	農漁課	水産掛
		山林係	經濟部	資材課	林業係第一班			
		畜産係	經濟部	農務課	畜産係	戰時生活局	農漁課	畜産掛
			內政部	保健課	獸醫係			
		整地係	經濟部	整地課	（全係）			
	食料課	米穀係	經濟部	食糧課	（全係）	配給部	第二課	米麥掛・雜穀掛
		生鮮食品係	經濟部	食品課	庶務係・生鮮食品係	配給部	第二課	魚類掛・青果掛
							第一課	小賣市場掛

庶務	資材課			用品課				食品課
經理係	化學燃料係	非鐵金屬係	鐵鋼係	木材係	薪炭係	雜品係	繊維係	食品係
土木部	經濟部	經濟部	經濟部	經濟部	經濟部	經濟部	經濟部	經濟部
經理課	資材課	資材課	資材課	資材課	用品課	用品課	用品課	食品課
契約係	化學燃料係	機械非鐵金屬係	庶務係 工業組合係 商業組合係 鐵鋼係	林業係第二班	配給部 薪炭係	配給部 雜品係	庶務係 繊維係 組合係	畜産品係 甘味食品係 調味食品係
土木局								配給部
庶務課					第三課	第三課		第二課 第三課
（全掛）					燃料掛	雜品掛		乾物掛 調味食品掛 畜産品掛

計畫局										
課	都市計畫課		公園綠地課			道路課			河川課	
用地係	計畫係	技術係	管理係	靈園係	工事係	管理係	工事係	防衛工事係	管理係	工事係
土木部			土木部		土木部	土木部	土木部		土木部	土木部
經理課			綠地課		綠地課	道路課	道路課		河港課	河港課
用地係			庶務係		企畫係	庶務係	工務係		庶務係第一班	工務係第一班
經理局	企畫部		公園部	公園部	企畫部	經理局	土木局	土木局	土木局	土木局
地理課	都市計畫課		管理課	靈園掛	都市計畫課	地理課	道路管理課	防衛工事課	治水課	治水課
事務掛 用地掛 測量掛	施設計畫掛 事務掛		庶務掛 公園掛	管理掛	整地計畫掛 地界計畫掛	公有地掛	技術掛 道路建設課		管理掛 排水掛	技術掛 工事掛

局	課	係						
防衛局	企畫課	庶務係				防衛局	庶務課	(全掛)
							防務課	(全掛)
							用材課	(全掛)
		企畫係				防衛局	計畫課	(全掛)
	設備課	資材係				防衛局	資材課	(全掛)
		施設係				防衛局	施設課	(全掛)
	建築課	監査係	(警視廳)保安部	建築課	監査係			
		技術係	(警視廳)保安部	建築課	技術係			
	防火改修課	事務係				防衛局	防火改修課	事務掛 組合掛
		技術係				防衛局	防火改修課	第一改修掛 第二改修掛
	營繕課	庶務係	知事官房	營繕課	經理係 資材係	建築部	管理課	(全掛)
		營繕第一係	知事官房	營繕課	工務第一區係 工務第二區係 工務第三區係	建築部	營繕課	(全掛)
		營繕第二係	知事官房	營繕課	學校營繕係	建築部	學校營繕課 防衛營繕課	(全掛)
		裝置係	知事官房	營繕課	裝置係	建築部	裝置課	(全掛)

局	課	係						
交通局	總務課	總務係				電氣局	總務課	(全掛)
		勞務係				電氣局	勞務課	(全掛)
		調査係				電氣局	調査課	(全掛)
	經理課	主計係				電氣局	主計課	(全掛)
		經理係				電氣局	經理課	(全掛)
		會計係				電氣局	會計課	(全掛)
	運輸課	業務係				電氣局	庶務課	(全掛)
							親切課	親切掛 乘車券掛
		電車運轉係				電氣局	運轉課	電車計畫掛 電車運轉掛
		自動車運轉係				電氣局	運轉課	自動車計畫掛 自動車運轉掛
		監督係				電氣局	運轉課	監督掛
							親切課	事故防止掛 賠償掛
	車輛課	電車輛係				電氣局	車輛課	電車輛掛
		自動車輛係				電氣局	車輛課	自動車輛掛

電氣局	保線課	管理掛
電氣局	保線課	軌道掛
電氣局	保線課	電路掛
電氣局	電力課	管理掛（勵力掛）
電氣局	電力課	配電掛（電源調査掛）
水道局	庶務課	庶務掛
水道局	庶務課	調度掛
水道局	庶務課	會計課（全掛）
水道局	庶務課	計理掛
水道局	業務課	事務掛（業務掛）
水道局	業務課	給水工事掛（器材掛）
水道局	給水課	給水掛
水道局	給水課	工務掛
水道局	給水課	配水掛

水道局	擴張課	工務掛
水道局	擴張課	淨水場工事掛（第一工事掛、第二工事掛）
水道局	下水課	事務掛（私設下水道掛）
水道局	下水課	管理掛
水道局	下水課	建設掛
港灣局	庶務課	庶務掛（振興掛）
港灣局	港務所	
港灣局	庶務課	計理掛（調度掛）
港灣局	副收入役室	
港灣局	庶務課	地所掛
港灣局	築港課	工務掛（計畫掛、設計掛）
港灣局	築港課	工事掛（埋渫掛）
港灣局	總務課	計畫係
港灣局	總務課	港務係
港灣局	經理課	會計係
港灣局	經理課	管理係
港灣局	工事課	設計係
港灣局	工事課	工事係
水道局	工事課	計畫係
水道局	工事課	工事係
水道局	下水課	庶務係
水道局	下水課	管理係
水道局	下水課	工事係
港灣局	庶務課	庶務係第二班
港灣局	庶務課	—
港灣局	庶務課	
港灣局	庶務課	
港灣局	庶務課	
港灣局	庶務課	工務係第二班
港灣局	庶務課	土木部
港灣局	庶務課	河港課
港灣局	庶務課	

區役所職員配屬區分表

新職制	配屬スベキ從前ノ課係班名	備考
總務課	庶務課（庶務、選擧、調査、統計） 區會事務局 財務課（會計、用度、收支支拂、出納、調度、經理）	
稅務課	財務課（國稅、地方稅、整理、賦課、徵收、納稅、指導、調査、納稅獎勵、納稅施設、地租家屋稅、所得營業稅、市稅、納稅、府稅、稅外、土地家屋、市民稅、稅金、稅務）	府稅務出張所職員ヲ新ニ配屬ス
振興課	戰時生活課（總動員、動員、貯蓄獎勵、町會、振興、團體） 親切課	
厚生課	健民課	
敎育課	庶務課（敎育、學校施設、營繕、學事、初等敎育、青年敎育）	
戶籍兵事課	戶籍兵事課	
經濟課	戰時生活課（經濟、事業、配給、經濟指導）	
土木課	土木局出張所	
防衛課	防衛課	警察署、建築關係職員ヲ新ニ配屬ス

數十年來の懸案であつた東京都制は諸般の準備を整へ、七月一日を期して輝ける希望の第一歩を踏み出したのであ

る。昨日の府市職員は舊き殼を棄て、相携へて帝都行政を双肩に擔ひ時局下の重き責務の遂行に邁進しなければならな い。

この重き任務を顧みる時、先づ第一に人の和を強調しなければならない。如何なる善美なる制度と雖も、人の和なくして生命と活力に充ちた運用を期待することは出來ない、制度そのものは本來死物であり、その運用を正しき軌道に置くものは常に人の和である、東亞共榮圈の根據として雄渾なる帝都建設の任務をよく遂行し得るものは制度にあらずして、「人に依る行政」であると謂はなければならぬ。

內務大臣も其の訓令に於て擧廳偕和渾然一體となり奉公の至誠を竭すべきを示達し、新任都長官は開廳式に於ける訓示中に於て

第一ハ都廳一體ノ精神デアリマス諸君ハ本日ヨリ東京府ノ職員デモ無ク東京市ノ職員デモアリマセン東京都ノ職員デアリマス待遇其ノ他ノ點デ從來ノ制度ヲ其ノ儘踏襲致シマシタモノモ若干ハアリマスガ之ハ已ムヲ得ナイ過渡的ノモノデアリ經過的ナル措置デアリマシテ精神ハ勿論飽ク迄モ新シイ一體ノ東京都廳デナケレバナリマセン假初ニモ從來ノ經緯ニ拘泥スルガ如キコトハ私ノ斷ジテ看過シ得ザル所デアリマス

制度機構ノ根本ハ人デアリ人ノ力ヲ結集發揮セシムルモノハ人ノ和デアリマス大東亞戰爭完遂ノ上カラ申シマシテモ一億一心人心ノ和ニ些ノ間隙ガアッテハナラナイノデアリマス東京都民ノ人心ノ和ヲ得ル爲ニハ先ヅ廳員全體ガ融和セネバナリマセン諸君ハ其ノ意見ノアル所上司ニ對シ克ク之ヲ述ブベキデアル而シテ一旦上司ノ裁斷ガ下ッタナラバ快ク之ニ服シ全力ヲ盡シテ其ノ遂行ニ當ルベキデアリマス之ニ依ッテ始メテ強力ナル行政ノ運營ガ行ハレ廳員一體ノ和ガ得ラレルト確信スルノデアリマス

と述べて先づ人の和を強調されてゐることを深く銘記すべきであらう。

二　事務財產の承繼及引繼

都制第百八十一條は都制施行の際東京府及東京市に屬する財産、營造物、事業及權利義務は一切都之を承繼し第百八十六條は東京市の區に屬する財産、營造物、事業及權利義務は各其の區域を以て區域とする區之を承繼する旨規定を設け財産等の歸屬に關し法上の根據を明に示してゐる。

且つ都制施行令第百十九條は都制施行の際現に東京府知事の職に在る者又は其の職務を行ふ者及東京市長の職に在る者又は其の職務を行ふ者は共の事務を都長官に引繼ぐべく、第百三十二條は東京市の區の區長の職に在る者又は其の職務を行ふ者は各共の事務を共の區域を以て區域とする區の區長に引繼ぐべき旨を規定して居る。

尨大複雜を極むる府市事務の引繼は洵に難事たるを免れないが之が具體的實施に關しては府に於ては對策部第一班、準備局に於ては第一課に於て之を主掌した。

現在府に於ては官房外三部、市に於ては市長室外九局二部制の尨大なる機構を有し廣汎多岐に亙る各種行政を行ひ、又府に在りては財産一千三百萬圓を超え府債約一億三千萬圓、市に在りては財産十三億七千萬圓を超え市債約九億五千萬圓の巨大なる數量に達し此等の細目に亙つて調査と整理に當つたのである。特に市に於ては斯る廣範圍の引繼を短期間に行はんとするに當り、特別の準備組織を設くるの要あるを痛感し五月二十九日助役の依命通牒を以て之を指示し引繼に關し特に留意を要する事項を通知した。

一、事務事業に關する事項

既定の計畫に基き極力處理促進に努め引繼に際し事務事業の澁滯未整理等なからしむると共に左の諸點に付ては此の際特に整理を爲すこと

（イ）文書簿冊等にして文書編纂保存規程の定むる所に從ひ引繼又は廢棄を爲すべきものは速に處理すること

（ロ）國、府、市稅の滯納整理の促進及法令、契約等に基く本市の未收入金或は未拂金の處理は之が完了を期すること

二、財産に關する事項

財産に關する臺帳、帳簿等は財産の異動に伴ふ加除整理を確實にし現物と對照の上現在高を明瞭ならしむること

而して本引繼事務の準備と進行に關し圓滑なる遂行を圖る爲各廨に連絡員を設置し準備に關する廨の組織を左の通り決定した。

一、各廨事務引繼の準備組織

1　都へ引繼ぐべき準備事務に付ては各廨を以て準備の單位とする

2　各廨に於ては左の機關を設置し夫々當該局課の事務引繼準備に當るものとする

（イ）各廨引繼事務連絡主任―各廨の主事中より一名

（ロ）各廨引繼事務連絡員―所屬各課より二名

（ハ）前二號の外必要あるときは連絡補助員を置く事を得

3　引繼事務連絡主任（以下連絡主任と稱す）は廨長の命を承け引繼事務を掌ると共に都制準備局との連絡に當る

引繼事務連絡員（以下連絡員と稱す）は所屬課の引繼資料取纏めに當ると共に連絡主任を輔佐し共の廨の引繼事務を擔當する

二、各區事務引繼の準備組織

1　都の區に引繼ぐべき準備事務に付ては區を以て準備單位とする

2　各區に於ては左の機關を設置し當該區の事務引繼準備に當る

（イ）區事務引繼連絡主任―區の主事中より一名

（ロ）區事務引繼連絡員―區事務の堪能者中より二名

（ハ）前二號の外必要ある時は連絡補助員を置くことを得

3　區引繼事務連絡主任（以下區連絡主任と稱す）は區長の命を承け引繼事務を掌ると共に都制準備局との連絡に當るものとする

區引繼事務連絡員（以下區連絡員と稱す）は引繼資料取纏めに當ると共に連絡主任を補佐し其の區の引繼事務に當るものとする

引繼準備事務の連絡に就ては (1) 關係各官廳との連絡に關しては都制準備局主として之に當り (2) 準備局と各廨との連絡に關しては各廨及各區の連絡主任之に當り (3) 各局課の連絡に關しては連絡主任の指揮の下に連絡員之に當ることとした。

連絡主任は大體當該庶務掛長の職にある者を以て之に充て連絡員の數は各課二名宛とし事務の種類及數量に應じ考慮した。各廨の連絡員は總數三百四十一名にして其の割當は次の如くであつた。

各廨事務引繼連絡員

局名	連絡主任	連絡員	局名	連絡主任	連絡員	局名	連絡主任	連絡員
市長室			審議室			教育局		一八
祕書課		一二	經理局		一	防衛局		一四
總務部		一四	戰時生活局		一六	土木局		一二
企畫部		一六	健民局		一二	港灣局		一九
監査部		一三	養育院		一〇	水道局		一六
電氣局		一三〇	都制準備局		一一	市會事務局		一二
清掃部		一六	合計		二三三名	合計		三
記念事業部		一二	三十五區	各區共	一二	總計		三四一名
電氣研究所		一六	合計		一〇五名			

斯くして府に於ては都制對策部、市に於ては都制準備局主體となり各局課の協力の下に着々其の準備を進捗したのである。

府市に於ける事務引繼項目は左の如くであつた。引繼書樣式に關しても府市相互に協議の上各項目に付き適當なる樣式を決定し調製に當り遺漏なきを期した。

一、府所管事務引繼目錄

第一號　府政一般

一、府政ノ概要

1、概況

（イ）産業

（ロ）教育

（ハ）厚生

（ニ）土木

2、府治ノ方針

二、府會及府參事會ニ關スル事項

1、府會ニ於ケル主ナル要望
2、府會及府參事會ニ於ケル議員ノ派別分野調
3、議長、副議長、參事會員及議員ノ費用辨償ニ關スル調
4、既往三ケ年間ニ於ケル議員ニ對スル各種給與額調
5、既往三ケ年間ニ開會（議員ノ請求ニ依リ開會シタルモノト然ラザルモノト區別スルコト）シタル臨時府會ノ開會數、開會期間、附議事件名
6、府會議員ニ關スル調
7、既往三ケ年間府參事會ノ審議件數

三、行政機構ニ關スル事項

1、各部課長、課係長主任及各廨長ノ官職氏名竝就任年月日
2、各課係官職別人員調（囑託、雇傭人ヲ含ム）
3、各廨人員配置狀況調
4、職員ノ昇給內規及採用方針
5、廳員ノ錬成竝福利施設
6、廳內部課ノ連絡ノ爲採リツヽアル方法及其ノ實績
7、警視廳トノ連絡ノ爲採リツヽアル方法及其ノ實績

8、各種委員會及調査會等ニ關スル調

四、財政ニ關スル事項

1、府財政ノ趨勢
2、府財政ニ關スル累年比較表
（イ）歳入歳出總額
（ロ）歳入類別
（ハ）府稅收入類別
（ニ）府稅收入類別千分比
（ホ）府稅徵收成績
（ヘ）歳出類別
（ト）歳出類別千分比
3、府稅課率表
4、繼續費一覽表
5、既往三ケ年度ニ於ケル追加豫算ノ事項別金額及財源調
6、既往三ケ年度ニ於ケル繰越金豫算（繼續費繰越財源タルモノヲ含ム）ト實收トノ對照、若シ不足アルトキハ其ノ補塡方法
7、昭和十八年度ニ於ケル前年度繰越事業（繼續費遞次繰越ヲ含ム）費財源調
8、既往三ケ年度ニ於ケル各稅及稅外收入ノ各種目別納入成績
9、納稅成績ノ向上ニ關シ特別ノ措置概要

10、地方稅歩合協定未濟調
11、歲出豫算ノ執行及歲入ノ徵收ニ關スル機關ノ組織權限及機關相互ノ關係
12、土木建築工事及物品購入ニ關スル契約ノ執行方法
13、現在未償還ニ係ル公債ヲ財源トスル事業ノ收支精算
14、特別會計ニ付各設置ノ年度及目的竝會計ノ內容
15、昭和十八年度豫算ニ關スル調
（イ）豫算編成方針
（ロ）新規增額經費ノ一覽（財源共）

五、市區町村其他公共團體ノ指導監督ニ關スル事項

1、市區町村ノ特異性及市區町村自治ノ動向
2、島嶼ノ現勢（行政、財政ノ現狀）
3、市（東京市ヲ除ク）町村歲入出豫算ニ關スル調
4、既往三ケ年度ニ於ケル職務管掌（臨時代理者ノ選任）派遣ノ狀況
5、市（東京市ヲ除ク）町村歲入缺陷ニ關スル調
6、市（東京市ヲ除ク）町村稅成績調
7、市（東京市ヲ除ク）町村稅滯納額調
8、市區町村巡視規程
9、市區町村巡視計畫
10、既往三ケ年度間ニ於ケル市區町村巡視實績調

（イ）巡視月日、日數、人員
（ロ）指示注意シタル事件ノ內容及之ガ整理狀況
11、綜合指導ニ關スル方策及實施狀況
12、特ニ不良ナル町村ニ對シ格別ナル措置ヲ講ゼシコトアラバ其ノ方法詳細
13、納稅奬勵ニ關シ特別ノ指導方策
14、市區町村吏員ノ指導錬成ニ關スル施設
15、市（東京市ヲ除ク）町村吏員ノ福利施設
16、市（東京市ヲ除ク）町村會議員調
17、市（東京市ヲ除ク）町村ノ町會及部落會ニ關スル調
18、町會及部落會ノ振興ニ關スル施設計畫調

六、各種行政ニ關スル事項

1、教育行政
（イ）教育行政ノ概要
（ロ）國民學校教育數竝資格別調
（ハ）師範學校卒業生數及其ノ任用者數調
（ニ）師範學校卒業生以外ノ任用者數調
（ホ）國民學校教員任免待遇昇給異動ノ方針
（ヘ）國民學校教員福利錬成再教育ニ關スル施設
（ト）初等教育改善振興ニ關スル施設計畫

（チ）各中等學校別生徒定員生徒現在數、入學募集定員、入學志願者數、學級數及學校經營收支調
（リ）中等學校教員異動調
（ヌ）中等學校教員錬成再教育ニ關スル施設
（ル）中等學校教員ノ待遇昇給異動方針
（ヲ）各中等學校別授業料定額調
（ワ）中等學校ノ名稱位置
（カ）中等學校增設計畫
（ヨ）中等學校入學試驗ニ關スル方針
（タ）私立中等學校指導監督方針
（レ）學校衞生施設事業概要
（ソ）體育施設事業概要
（ツ）社會教育行政ノ概要
（ネ）青年學校教員養成所ノ位置及組織概要
（ナ）青年學校設置及專任教員普及狀況

2、社寺行政

（イ）社寺行政ノ概要
（ロ）府社鄕社別神社別名稱位置竝神社別資格別神職數調
（ハ）敬神思想普及ニ關スル施設概況
（ニ）教會所其ノ他ノ概況

3、厚生行政

（イ）厚生行政ノ概要
（ロ）救護法ニ依ル救護狀況
（ハ）醫療保護法ニ依ル救護狀況
（ニ）兒童虐待防止法ニ依ル保護狀況
（ホ）母子保護法ニ依ル保護狀況
（ヘ）少年救護院ノ位置及其ノ現況
（ト）救護及保護ニ關スル施設概況
（チ）方面委員ニ關スル調
（リ）外廓團體タル社會事業團體ノ名稱及其ノ施設概況

4、兵事及軍事援護行政

（イ）兵事及軍事援護行政ノ概要
（ロ）兵事及軍事援護施設ノ現況

5、衞生行政

（イ）衞生行政概要
（ロ）衞生保健施設ノ現況
（ハ）衞生上特ニ力ヲ注ギツヽアル方面

6、經濟產業行政

（イ）主管課ノ關係部面ヨリ見タル管下經濟產業ノ狀況

（ロ）主管課ノ事業概要及主管課ニ於テ特ニ力ヲ注ゲル方面

7、土木行政

（イ）國府道ノ改良計畫ノ概況

（ロ）河川港灣ノ改良計畫ノ概況

（ハ）市町村土木事業ニ對スル補助方針及其ノ實狀

（ニ）防空綠地事業ノ現況

（ホ）高潮防禦施設ノ現況

（ヘ）中川改修事業ノ現況

（ト）京濱運河開鑿事業ノ現況

8、國民運動ニ關スル事項

（イ）金屬回收運動ニ關スル實績竝施設計畫概要

（ロ）貯蓄奬勵運動ニ關スル計畫概要

（ハ）其ノ他國民運動ニ關スル諸計畫概要

七、特ニ注目スベキ施設

（省略）

八、重要懸案事項

第二號　府稅徵收狀況調

第三號　府稅滯納整理狀況調

第四號　稅外收入金徵收狀況調

第五號　稅外收入金滯納整理狀況調

第六號　昭和十七年度東京府歲入出決算書
昭和十八年度東京府歲入歲出決算書

第七號　未拂金目錄

第八號　未收入金目錄

第九號　擔保金品目錄

第十號　證書目錄

第十一號　貸付金品目錄

第十二號　府債目錄

第十三號　借入使用土地目錄

第十四號　借入使用建物目錄

第十五號　借入使用物件目錄

第十六號　收益財產目錄

第十七號　公用財產目錄

第十八號　簿冊及書類目錄

第十九號　圖書目錄

第二十號　官公印

第二十一號　處分未濟若クハ未着手ノ事項調

第二十二號　將來企畫スベキ見込ノ重要事項調
第二十三號　既ニ完了セルモ公衆ノ利害ニ關シ重大ナル事項調
二、市所管事務引繼目錄
甲號　事務引繼書
一　事業概要
二　國稅ノ整理狀況調
三　府稅ノ整理狀況調
四　市稅徵收狀況調
五　市稅滯納整理狀況調
六　國府稅以外ノ市ニ委託セラレタル徵收金ノ整理狀況調
七　稅外收入金徵收狀況調
八　稅外收入金滯納整理狀況調
九　昭和十八年度東京市歲入歲出決算書
十　一時借入金目錄
十一　未拂金目錄
十二　未收入金目錄
十三　擔保金品目錄
十四　證書目錄
十五　貸付金品目錄
十六　市債目錄
十七　借入使用土地目錄
十八　借入使用建物目錄
十九　借入使用物件目錄
二十　收益財產目錄
二十一　公用財產目錄
二十二　雜種地目錄
二十三　部落有財產目錄
二十四　簿冊及書類目錄
二十五　圖書目錄
二十六　公印
二十七　處分未濟若クハ未着手ノ事項調
二十八　將來企畫スベキ見込ノ重要事項調
二十九　既ニ完了セルモ公衆ノ利害ニ關シ重大ナル事項調
備考　區ニ於テハ本目錄樣式ニ準ズ
第一號　事業概要細目
1、財政ニ關スル事項
2、產業ニ關スル事項

3、厚生事業ニ關スル事項
4、教育ニ關スル事項
5、防衛ニ關スル事項
6、市民動員ニ關スル事項
7、土木事業ニ關スル事項
8、港灣事業ニ關スル事項
9、水道事業ニ關スル事項
10、電氣事業ニ關スル事項
11、清掃事業ニ關スル事項

第二號　國稅ノ整理狀況調細目　以下省略

乙號　收入役事務引繼書

一　現金
二　有價證券
三　證書
四　市ノ歲入歲出調
五　國稅ノ整理狀況
六　府稅ノ整理狀況
七　國稅府稅以外ノ市ニ委託セラレタル徵收金ノ整理狀況
八　保證金

九　雜部金
十　簿冊及書類
十一　公印

備考　區ニ於テハ本目錄樣式ニ準ズ

前記各項目に基き調製したる事務引繼は七月一日府の事務に關しては府知事より市の事務に關しては市長より都長官に引繼を了し、區の事務に關しては區長より新任區長に對して夫々引繼を了した。

建築事務移管

六月十八日東京都官制の公布に依り警視廳所管事項中建築事務は都防衛局（建築課）に移管されることゝなり、左の如く規定された。

都官制第十五條　防衛局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　省略
二　建築ニ關スル事項
三　省略

第三十五條　都ニ建築監督官及建築監督官補ヲ置キ建築監督官ハ事務官又ハ技師ヲ以テ建築監督官補ハ屬又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

建築監督官及建築監督官補ハ上司ノ命ヲ承ケ市街地建築物法施行ニ關スル事務ニ從事ス

右に伴ひ關係法令の改正を必要とするものに就ては夫々勅令第五百六十五號、內務省令第五十二號及東京都令第六號に依り其の手續が採られ公布された。

勅令第五百六十五號

第一條　防空法施行令第十六條ノ七の改正に依り（イ）指定區域內建築物に對し防火改修を命ずること（ロ）前項に關する防火改修代執行（ハ）前項及前々項に關する所有者の防火改修費負擔の割合及方法を決定すること（ニ）防空上必要區域又は地區に於ける建築物の除却、改築其の他必要なる措置を講ずる事項は都長官の權限に移管さる。

內務省令第五十三號

第一條　防空法施行規則第一條の一部改正に依り防空上危險建築物の指定は都長官の權限に移さる。

第二條　防火地區建築補助規則第十一條を改正し、經由廳を東京都長官とす。

第三條　防火改修規則第一條の一部を改正し、防空法に依る防火改修區域の指定は都長官行ふ所とす。

第四條　防火建築規則弟三條の一部を改正し、耐彈効力に關する認定權を都長官に移管す。

第五條　耐火木材取締規則第一條を改正し、耐火木材の製造、輸入又は移入を行はんとする者は都長官を經由し、內務大臣の許可を受くることゝす。

第六條以下第十條に於ては夫々市街地建築物法施行規則、特殊建築物規則、市街地建築物法第十四條ノ規定ニ依ル特殊建築物耐火構造規則、大正十二年內務省令第三十三號及昭和二年內務省令第三十一號を改正し、警視總監の權限を都長官に移管す。

東京都令第六號に於ても水槽便所取締規則、昇降機取締規則、市街地建築物法施行細則、屋上取締規則、警視廳令第二十二號銅使用制限規則ニ依ル手續等ニ關スル件、共同住宅建築規則、防火改修規則施行細則、工作物築造統制規則施行細則及建築代理士規則中一部を改正し、建築事務を夫々都長官以下に移管してゐる。

右に伴ひ移管された職員は左表の通りである。

東京都移管建築定員、現在員表

（昭和十八年六月現在）

官職	區別	經常國費	臨時地方費	府費	計	備考
技師	定員	二	二	一二	一五	
	現員	二	二	一二	一五	
	過不足					
屬	定員	一一				
	現員	一一				
	過不足					
技手	定員	六			六	
	現員	六			六	
	過不足					
屬	定員		九	一四三	一五二	
技手	現員		二	一一六	一三八	
	過不足		一	一二六	一五〇	外ニ府費技手休職七名
警察技師	定員	一			一	
	現員	一			一	
	過不足					
警察技手	定員	一	一	四	四	
	現員	一	一	三	四	
	過不足					

	定員	現員	過不足	定員	現員	過不足	定員	現員	過不足	定員	現員	過不足
警察主事補												
	一	一	一							一	一	一
書記												
	一	一	一							一	一	一
雇員	六	四	二							六	四	二
	三	一	二							三	一	二
工手												
	一	一	一							一	一	一
合計	一五	一三	二							一四	一一	三
	一七一	一六六	五							一七一	一六六	五
	二〇〇	一九〇	一〇							二〇〇	一九〇	一〇

第七章　東京都の新發足と都政の概要

一　東京都の新發足

七月一日東京都制の施行を迎ふるに當り既に官制の制定公布、都制實施準備協議會の協議も終了し、府市に於ける各種條例の整理新設、都の分課規程案の作成等準備を完了する所あり、此の間に於て東京都政運營の最高責任者として都政の將來に重要なる責務を荷ふ初代都長官の人選は一般世人の注目の的となつて居たが、六月二十三日陸軍司政長官昭南市長大達茂雄氏に內定し同日附を以て東京都設置準備事務を囑託せられる旨政府當局より發表あり、官民の東京都への期待は一段と高潮を呈した。

同氏は府知事の官舍を事務所として都の首腦部たる都次長八局長の人選に就き內務當局と愼重銓衡を重ね、次長に松村東京府知事の起用を決定する等諸般の準備を進むる所があつた。

一方府市より都への事務引繼過程を圓滑にする爲六月二十九日東京府事務に關する諸般の統制及連絡調整を擔當せしめ萬般の準備を爲した。東京市訓令甲第一號を以て開廳事務本部を設置し開廳

開廳事務本部規程は左の通りである。

開廳事務本部規程

第一條　東京都開廳事務ニ關スル諸般ノ統制及連絡調整ヲ掌ル爲開廳事務本部ヲ置ク

第二條　開廳事務本部ニ左ノ職員ヲ置ク

部長

副部長
幹事若干人
部員若干人

部長ハ東京府官房長ヲ以テ之ニ充ツ

副部長ハ東京市都制準備局理事ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

幹事ハ東京府高等官又ハ東京市職員ノ中ヨリ知事又ハ市長之ヲ命ズ

部員ハ知事又ハ市長之ヲ命ズ

第三條　部長ハ上司ノ命ヲ承ケ職員ヲ監督シ部務ヲ掌理ス

副部長ハ上司ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理シ部長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

幹事ハ上司ノ命ヲ承ケ部務ヲ分掌ス

部員ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第四條　開廳事務本部ニ左ノ班ヲ置ク

庶務班
移轉連絡班

第五條　各班ノ事務分掌左ノ如シ

庶務班

一　本部ノ庶務ニ關スル事項
二　事務引繼ニ關スル事項
三　職制其ノ他組織機構ニ關スル事項

四　規程類ニ關スル事項

移轉連絡班

一　廳舍ノ移轉、部屋割等ニ關スル事項
二　用度品ニ關スル事項
三　廳舍移轉ニ要スル勞力、資材等ニ關スル事項

東京都

斯くして昭和十八年七月一日を期して東京都は朝野の待望裡に歷史的第一歩を踏み出したのである。

同日午前九時五十分宮中鳳凰の間に於て大達都長官の親任式が執り行はせられ、又內務省より次長、各局長、書記官事務官等都職員の發令を見、內務大臣より都職員の勤務心得に付き左の訓令が示達せられた。

內務省訓令第五〇九號

東京都制制定ノ旨趣トスル所ハ帝都ノ國家的意義ト重要性トニ鑑ミ之ニ適應スル確乎タル體制ヲ確立シ新機構ノ下帝都一般行政ノ一元的ニシテ強力ナル運營ヲ期スルト共ニ之ガ根本的刷新ト高度ノ能率化トヲ圖リ以テ時運ノ進展ト國家ノ要請トニ即應シ帝都行政ノ劃期的ナル振作更張ヲ期セントスルニ在リ而シテ斯ノ新制ガ果シテ克ク其ノ成果ヲ擧グルヤ否ヤハ繫リテ行政運營ノ如何ニ存スルヲ以テ職ヲ東京都ニ奉ズル者ハ須ラク本制度ノ本旨ヲ體シ都長官ノ下擧廳偕渾然一體トナリテ奉公ノ至誠ヲ竭シ施策經營其ノ宜シキヲ制シ以テ帝都行政ノ眞面目ヲ顯揚スルニ遺憾ナキヲ期スベシ若シ夫レ都民ニ接スルニ當リテハ常ニ誠意ト懇切トヲ以テシ濫リニ法ヲ行ヒ苟クモ權柄ニ涉ルガ如キコトナキヲ戒メ以テ都民ノ便益ヲ增進スルニ意ヲ致スベシ

今ヤ時局極メテ重大ナリ此ノ秋ニ方リ東京都制ノ實施セラレタル洵ニ意義尠カラザルニ思ヲ致シ都民ト共ニ相率キテ時艱ノ克服ニ邁進シ以テ帝都ヲシテ全國ニ範タラシムルノ成果ヲ擧グベシ

右訓令ス

昭和十八年七月一日

内務大臣　安藤紀三郎

又内務省に於ては都下一齊の新聞に左の如く内務大臣談話を發表し都政の伸展に對し官民の一致協力を要望してゐる。

東京都の新發足に際して

東京都制及東京都官制其の他東京都に關する諸法令は愈々本日を以て實施せられ、茲に多年の懸案たりし東京都が大東亞戰下輝しき發足を爲すことと相成つたことは洵に御同慶の至りである。

顧るに東京は遠く長祿の昔太田道灌の開府に初まり其の後德川三百年間幕府の所在地となつたのであるが、明治の新政に際し畏くも明治大帝に於かせられては之を帝都と奠められ、爾來日淸、日露第一次世界大戰等數次の戰役を經て國威の顯揚、國運の隆昌と共に躍進を遂げ、其の間大正十二年には未曾有の大震災に遭遇したるも官民一致の努力に依り克く復興の偉業を完成し、又昭和七年には隣接五郡八十二ケ町村を合併して大東京の體制を整へ愈々發展の一路を辿り、世界屈指の大都市となつて今日に及んだのである。而して今次大東亞戰爭の勃發するや、東京は更に大東亞建設の本據として全東亞、否全世界に其の大いなる地位を占むるに至つたのであるが、本日茲に其の國家的性格に對應すべき劃期的なる東京都制の實施を見るに至つたことは洵に感慨深き所であると共に、歷代府市當局を初め市民各位が今日迄拂はれた多大の努力に對し衷心より感謝の意を表する次第である。

東京都制制定の旨趣とする所は帝都の國家的意義と重要性とに適應する確乎たる體制を確立し、此の新機構の下帝都一般行政の一元的にして强力なる運營を期すると共に之が根本的刷新と高度の能率化とを圖り、以て帝都行政をして時運の進展と國家の要請とに卽應し其の眞面目を發揮せしめんとするに在ることは這般の通常議會其の他に於て政府の闡明した通りである。

都制の實施は此の本旨に則り必ずや其の成果を擧げしめねばならぬ。

而して此の事たる繫つて今後に於ける行政運營の如何に存することであるから、職を東京都に奉ずる者に於て本制度の本旨を體し都長官の下擧廳階和渾然一體と爲つて奉公の至誠を竭し施策經營其の宜しきを制すべきは固よりであるが、他面都民各位に於かれては政府が時局下敢て本制度を實施したる所以に深く思を致され、官民相提携し一致協力、帝都行政の劃期的なる振作更張を期するやう最善の力を致されむことを切望するものである。かくして帝都行政をして全國否全東亞の範たらしめんことを新なる東京都の誕生に當つて衷心より翼つて止まぬ次第である。」

東京都に於ては午前十時四十分都商工奬勵館講堂に於て都長官以下、職員代表列席の上東京都廳開廳奉告祭並に開廳式を擧行し、左の通り齊主大日本神祇會東京都副支部長吉田光長氏の祝詞及大達都長官の祭文竝に訓示がなされた。

一祝詞

此乃處爾神籬樹天招伎奉利齊比奉留此乃京乃區々村々乃神社爾鎭利座須百八十乃大神等乃御前爾大日本神祇會東京都副支部長吉田光長恐美恐美母白左久明治乃大神代乃初爾江戸乎東京乃改米天地乃共無窮爾大坐坐左牟大宮處乃貢米左世給比志興利恐伎大御稜威乎仰伎奉利天民乃篤乃歲月乃共爾隆衣饒昆增利行伎天明治二十二年東京市乃制乎定米給比次天共我境域乎擴米天遠廣伎大東京市乎定米給比志乎今回更爾東京府東京市乃互爾事執持知志政乎一爾取總爾天美久治米調反給比大東亞乃重鎭乃大帝都乃體制愈々堅久嚴志久立天給比治米給布乃東京都乃制乎定米給比天今月乃今日乃生日乃足日與利事執利行波世給布乎以天事乃始爾此都乃中爾鎭利座須大神等乃大前爾事乃由乎告介奉留乃志天暫時此乃廣場爾招伎奉利坐世奉利天御饌御酒種々乃御贄物乎獻利天御祭仕奉利此政廳乃上中下乃人等諸玉串取々爾捧介天拜美奉良久乎平介久安介久諾比聞食天此大宮地乎萬世爾儉留事無久動久事無久御隆坐左志米給比此京乃御民等乎守利幸反給比天各母其負比持天留業々乎勵美勤米志米給比千萬乃心協世天皇廷爾忠爾恪志久仕奉利天下乎修理固成志給布大御業乎翼比輔介奉良志米給反乃恐美恐美母白須

二　祭　文

本日茲ニ祭壇ヲ設ケテ東京都開廳奉告祭ヲ執リ行フニアタリ天神地祇ノ御前ニ東京都長官従四位勲三等大達茂雄謹ミ敬ヒテ白ス

顧レハ明治維持ノ大業ニ伴ヒ新ニ都ヲ東京ニ奠メラレ諸政ノ中心タル帝都トシテ時ヲ經スルコト茲ニ七十餘年國運ノ進展ト共ニ東京府市ノ面目モ亦躍進ノ一途ヲ辿リ大東亞共榮圈ノ中核トシテノ地位愈重キヲ加フルノ時本日ヲ以テ長年ノ懸案タル東京都制ノ實施ヲ見ルニ至レルハ極メテ意義深キコト言フヘキナリ

惟フニ大東亞戰爭勃後既ニ一年有半御稜威ノ下皇軍ノ善謀勇戰ニヨリ皇威八紘ニ輝キ天業ノ恢弘着々トシテ實現シツツアルハ恠ニ聖代ノ盛事ナリ

而シテ敵ノ反攻ニ備ヘ官民打ツテ一丸トナリ敵撃滅ノ決意ヲ愈々固メ生産增強國土防衛ニ邁進シツツアル秋東京都ニ職ヲ奉スル者ノ使命ト責務ハ極メテ重大ナリト言フヘキナリ本日茲ニ恭シク都制實施ヲ告ケ奉ルニ當リ都行政ノ圓滿活潑ナル遂行ニ對スル神靈ノ加護ヲ祈リ奉ルト共ニ廳員一同相結束シ小異ヲ捨テ大同ニ就キ以テ大東亞戰爭完遂ノ一路ニ向ツテ邁進センコトヲ一同ニ代リテ誓ヒ奉ルトシテココニ至誠ヲ捧ケ謹ミ敬ヒテ白ス

三　大達都長官訓示

私ハ本日東京都長官ニ任ゼラレタ大達デアリマスガ誠ニ其ノ責務ノ重且大ナルコトヲ痛感スル次第デアリマス不徳短才デアリマスガ幸ニ諸君ノ協力ニ俟ツテ全力ヲ傾ケテ其ノ職責ヲ全ウシ負荷ノ大任ヲ果シタイト存ズルノデアリマス多年ノ懸案デアツタ東京都制ガ今日急速ナル實施ヲ見ルニ至リマシタノハ一ニ大東亞戰爭下時局ノ要請ニ基クモノデアリマス東京都ハ帝國ノ首都タルト同時ニ大東亞建設ノ本據デアリマスルガ故ニ都行政ノ適否ハ直ニ國勢ノ伸長戰力ノ增强ニ至大ノ關係ヲ有ツモノデアリマシテ從ツテ東京都ニ於ケル行政ヲ綜合シ之ヲ强化シ以テ戰時行政ヲ敏活適正ニ處理シ得ル態勢ヲ確立スルトイフコトガ都制實施ノ理由デアリ目的デアルト考ヘルノデアリマス

新生東京都ガ淨ラカニ健カニ育ツテ行クガ爲ニハ都民ノ自覺ト協力トニ俟ツベキハ勿論デアリマスガ其ノ成否ハ直接新都建設ノ衝ニ當ルベキ私初メ廳員諸君ノ奮勵努力ニ懸ルモノ極メテ大ナルベキハ申ス迄モアリマセン私ハ本日東京都廳員トシテ新ラシキ發足ヲ爲スニ當リ若干ノ希望ヲ申述ベタイト存ジマス

第一ハ都廳一體ノ精神デアリマス諸君ハ本日ヨリハ東京府ノ職員デモ無ク東京市ノ職員デモアリマセン東京都ノ職員デアリマス待遇其ノ他ノ點デ從來ノ制度ヲ其ノ儘踏襲致シマシタモノモ若干ハアリマスガ之ハ已ムヲ得ナイ過渡的ノモノデアリ經過的ナル措置デアリマシテ精神ハ勿論飽ク迄モ新ラシイ一體ノ東京都廳デナケレバナリマセン假初ニモ從來ノ經緯ニ拘泥スルガ如キコトハ私ノ斷ジテ看過シ得ザル所デアリマス

制度機構ノ根本ハ人デアリ人ノ力ヲ結集發揮セシムルモノハ人ノ和デアリマス大東亞戰爭完遂ノ上カラ申シマシテモ一億一心人心ノ和ニ些ノ間隙ガアツテハナラナイノデアリマス東京都民ノ人心ノ和ヲ得ル爲ニハ先ヅ廳員全體ガ融和セネバナリマセン諸君ハ其ノ意見ノアル所上司ニ對シ克ク之ヲ述ブベキデアルト而シテ一旦上司ノ裁斷ガ下ツタナラバ快ク之ニ服シ全力ヲ盡シテ其ノ遂行ニ當ルベキデアリマス之ニ依ツテ始メテ强力ナル行政ノ運營ガ行ハレ廳員一體ノ和ガ得ラレルト確信スルノデアリマス

第二ハ官紀ノ振作デアリマス東京都ハ　上御一人ノオハシマス處デアリマス從ツテ皇都ハ之ニ相應ハシキ清純サヲ保タネバナリマセンノ之ガ爲ニハ都廳自體ガ先ヅ淨化サレ純化サレナケレバナリマセン世上動モスレバ綱紀ノ弛緩ガ云々セラルルガ如キハ私ノ最モ遺憾トスル所デアリマス

綱紀粛正ニハ百般ノ行政悉ク其ノ所ヲ失フノデアリマス諸君ハ常ニ身ヲ持スル嚴ニシテ公正其ノ責ニ任ジ精勵其ノ職ニ努ムルコトヲ念トシテ鼓キタイノデアリマス特ニ未曾有ノ大戰下ニ發足スル事實ニ思ヒヲ致ストキ私ハ諸君ノ協力ニヨツテ潤達明朗ニシテ清新質實ナル廳風ヲ樹立作興センコトヲ期待シテ止マザル次第デアリマス

第三ハ行政ノ運用ニ際シマシテハ常ニ「親切」ト云フ氣持ヲ忘レズニヤツテイタヾキタイト存ジマス

東京都ノ行政ノ如何ガ直ニ都民ノ日常生活ニ又各般ノ生産問題ニ影響シテ參リマスコトハ申ス迄モアリマセン

長期戰ノ段階ニ在ル今日都民ノ生活ニハ現ニ色々ナ困難ガアリ將來モ益々累加スルコト疑ヲ容レマセン私ハ困難ガ倍加スレバ都民ノ奮起モ亦倍加スルモノト確信シテ居リマスガ此ノ間ニ處シテ我々都行政ヲ掌ルモノヽ心構ヘハ都民ノ戰時生活ヲ親切ニ確保スルト云フ事デナケレバナリマセン溫イ親切ナ心持デ都民ノ各般ニ亙ル戰時生活ノ御世話ヲスルト云フ謙虛ナ氣持ヲ充分ニ五萬職員ニ徹底シテイタヾキタイト存ジマス殊ニ都行政ノ面ニ於テ大シタ必要モナイノニ都民ニ煩ハシサヲ感ゼシメ其ノ職域ニ專念スル氣持ヲ攪キ亂ス處アル如キコトハ絕對ニ無イ樣ニ願ヒタイト思ヒマス

第四ハ事務ヲ敏速ニ而モ適正ニ處理スルコトデリマス都ノ仕事ハ直接ニ且ツ敏感ニ都民ノ日常生活ヤ生產問題ニ影響スルモノデアルコトヲ常ニ念頭ニ置イテ戴キタイ從來ノ府市ノ二重行政ヲ廢シテ行政ヲ簡素ニスルトイフコトハ都制施行ノ目的ノ一ツデアリマス苟モ都制ガ實施サレテ却ツテ事務ガ遲延シ或ハ煩瑣ニナツタト云フ樣ナ事ガアツテハ誠ニ以テ都民ニモ相濟マナイノミナラズ其ノ國家ニ及ボス影響モ亦甚大ト言ハネバナリマセン此ノ際特ニ申上ゲタイコトハ都制移行ノ當分ノ間ハ混雜ノ際デモアリマスノデ此ノ點一層留意シテ戴キ度イト思ヒマス

以上私ノ希望スル事柄ノ中差當リ最モ肝要ト思ハレル點ニツキ申述ベタノデアリマス東京都ハ皇都ニシテ同時ニ戰爭完遂ノ中心基地デアリマス皇都トシテノ東京都ハ飽ク迄清淨ナル地域デナケレバナリマセン恰度神社ノ神域ニ於テ感ズル淸淨感ガナケレバナリマセン併シ乍ラ戰フ日本ノ中心タル東京都ハ神域ノ如キ閑寂ノ地デアツテハナラヌ逞シキ戰力ヲ表徵シ之ヲ押シ進メテ行ク活氣ニ溢レナケレバナリマセン私ハ鞏殼ノ下淸淨澄刺タル東京都建設ノ第一線ニ立ツコトノ光榮ヲ諸君ト頒チ合ヒ相携ヘテ一路邁進スル覺悟デアリマス今ヤ我ガ國ノ當面スル事態ハ極メテ深刻デアリマス諸君ハ其ノ如何ニ悽愴苛烈デアルカヲ日夜念頭ニ刻ンデ懸命ノ御奉公ヲ致サレル樣念願シテ止マヌ次第デアリマス

式後官弊社明治神宮に都長官、日枝神社に都次長、大國魂神社に教育局長各々參拜し、東京都廳開廳の奉告をなし、一般府社にも代理者をして參拜せしめられた。

それと同時に八百萬都民の全幅の協力を期待する旨の左の告諭及大達都長官の談話が發表せられた。

東京都告諭第一號

本月本日ヲ以テ東京都制施行セラル

皇國隆替ノ分岐タル大東亞戰爭下斯ノ如キ劃期的ナル新制度ノ實施ヲ見ルニ至リタル所以ノモノ蓋シ一ニ皇都行政ノ統一及簡素强力化ト處務ノ敏活適實トヲ圖リ戰時行政ノ運營ニ些カノ間隙無カラシメ以テ大東亞戰爭ノ目的完遂ニ寄與セントスルニ在リ

抑々東京都ハ鞏殼ノ下然モ大東亞建設ノ本據タリ從ツテ之ガ施政ノ如何ハ啻ニ一都市一地方ノ利弊ニ止マラズ國勢ノ進展ニ關スル所甚ダ大ナリ即チ其ノ負荷スル施政ノ責務タルヤ極メテ重且大ナリト謂フベシ而シテ其ノ責務ハ都行政ニ與ル者ノ努力ト八百萬都民ノ協力ニ依リ全ウスルコトヲ得ベシ

居ヲ東京都ニ置ク者ハ宜シク皇都東京都民タルノ自覺ト矜恃ヲ深ウシ其ノ眞面目ノ發揮ニ努ムルト共ニ都行政ノ運營ニ全幅ノ[illegible]力ト支援ヲ寄セラルベシ

今ヤ決戰ノ期ニ際シ官民一致其ノ總力ヲ擧ゲテ都制實施ノ目的達成ニ努メ大東亞戰爭ノ目的完遂ニ寄與シ以テ　聖旨ニ應ヘ奉ラムコトヲ期スベシ

昭和十八年七月一日

東京都長官　大達茂雄

大達都長官談話

本日ヲ以テ東京都制ガ施行セラレ長イ歷史ト傳統ヲ有ツタ東京市及東京府ハ玆ニ解消シ新ニ東京都ガ誕生シ新發足

ヲスルコトト相成ツタノデアリマス。

私ハ圖ラズモ本日東京都長官ニ任セラレタノデアリマス。不徳短才デアリマスガ全力ヲ傾ケテ職責ヲ全ウシ負荷ノ大任ヲ果シタイト存ズルノデアリマス。

多年ノ懸案タリシ東京都制ガ今日急速ナル實施ヲ見ルニ至リマシタノハ一ニ大東亞戰下時局ノ要請ニ基クモノデアリマス。東京都ハ帝國ノ首都タルト同時ニ大東亞建設ノ本據デアリマスガ故ニ都行政ノ適否ハ直チニ國勢ノ伸長、戰力ノ增強ニ至大ノ關係ヲ有ツノデアリマシテ、從ツテ東京都ニ於ケル行政ヲ綜合シ之ヲ强化シ合理化シ以テ戰時行政ヲ敏活適正ニ處理シ得ル態勢ヲ確立スルトイフコトガ都制實施ノ理由デアリ目的デアルト考ヘルノデアリマス。

申シ上ゲル迄モナク東京都ハ　上御一人ノオ、ハシマス處デアリマス。從ツテ東京都ハ先ヅ第一ニ眞ニ皇都タルニ相應シキ清純サヲ保タネバナリマセン。此ノ清純サハ都民ガ肇國ノ下ニ生活スル喜ビト誇リヲ自覺シ之ニ徹スルコトカラ生レソコニ藹然トシテ生ズル人心ノ和ニ依ツテ保タレルモノト思フノデアリマス。私ハ私自身怠ラズ此ノ心ヲ砥礪シテ行キ度イト思フノデアリマスガ、都民各位ニ於カレマシテモ何卒十二分ノ御協力ヲオ願致シ度イノデアリマス。日常　皇居ヲ拜スル者ノ間ニ於テ尚且人心ノ和ニ間隙ヲ生ズルガ如キコトアリトスレバ何ヲ以テ一億一心聖戰ニ從ヒ十億民衆ヲ率ヒテ大東亞建設ノ大業ヲ果シ得マセウカ。

次ニ東京都ハ政治經濟文化有ラユル方面ヨリ見テ戰フ日本ノ中心デアリマス。從ツテ東京都ハ常ニ潑剌トシテ元氣ニ充チ溢レタ都市デナケレバナリマセン。私ハ國民ノ積極的ナ活力トイフモノハ死ンデモ國ヲ守ルトイフ尊イ傳統ノ中ニノミ潛ムコトヲ確ク信ジマスルガ故ニ、敢テ都民各位ニ對シテ反省三思我國ノ當面スル事態ガ如何ニ深刻苛烈ヲ極メツヽアルカヲ勇敢ニ凝視セラレンコトヲ望ムノデアリマス。ソコニ油然トシテ湧キ上ル祖國愛コソ戰フ東京都民ノ元氣ト活力ノ源泉デアルト思フノデアリマス。言フ迄モナク今日各其ノ職域ニ精進スルモノハ戰場ノ勇士ト同シク戰爭ニ從フモノデアリマス。私ト致シマシテハ之等ノ戰士ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムルタメ力ノ及ブ限リ都民生活ノ安定確保ヲ圖リ戰時行政ガ都民生活ニ及ボス各種ノ無理ヲ排除スルニ努メタイト考ヘル次第デアリマス。

東京都ハ以上申上グル如ク皇都デアリ戰爭完遂ノ中心基地デアリマスカラ、其ノ防衛ニ萬全ヲ期スベキハ最近戰局ノ推移ニ鑑ミマシテモ喫緊焦眉ノ急務デアリマス。私ハ都行政ニ於テ擔當スル分野ニ關スル限リ急速適切ニ其ノ責務ヲ遂行スベク邁進致シタイト思フノデアリマス。

以上申上ゲマシタル事柄ヲ遺憾ナク果シマスニハ幾多困難ガ伴ヒ決シテ容易ナコトデナイコトハ勿論デアリマスガ私ハ都長官トシテ五萬職員ノ陣頭ニ立チ目的達成ノタメ一路精進致シタイト存シマスルニ付テハ、都民各位ニ於カレテモ心カラナル御協力御支援ヲ賜ラムコトヲ切ニ御願スル次第デアリマス。

都の機構は官房八局、四七課、一室、一二八係となり下部組織として三五區（一區九課）三地方事務所、四支廳其の他市町村を以て組織せられる。

尙に設置せられた開廳事務本部は七月一日附東京都訓令第二十六號を以て當分の間引續き存置せしむることゝなり開廳後に於ける事務連絡を擔當したのであるが、七月十五日附訓令甲第百十七號に依り之を廢止した。

猶七月一日附を以て左の都令、條例、規則、訓令、告示が制定公布せられた。

都　令

東京都公布式

當廳へ差出スベキ願屆ニ關スル件

支廳出張所主管事務

土地區劃整理ニ關シ準用規程

東京都方面委員規程

從來ノ東京府令及警視廳令中改正ノ件

區長委任條項
方面委員、方面委員長又ハ方面副委員長任命又ハ委囑ノ件

條例

東京都公告式條例
從來ノ東京府及東京市ノ條例ヲ引續キ施行スルノ件
東京都議會議員選擧區及各選擧區ニ於ケル議員ノ數ニ關スル條例
東京都都稅條例
東京都使用料其ノ他ノ收入金ノ督促及滯納處分ニ關スル條例
東京都立診療所使用條例
東京都立健康相談所使用條例
東京都立保健所使用條例
東京都有給吏員退隱料遺族扶助料條例
東京都有給吏員退職給與金及死亡給與金條例

規則

東京都公告式規則
從來ノ東京府及東京市ノ規則ヲ引續キ施行スルノ件
東京都有給吏員規則
東京都有給吏員給料規則
東京都有給吏員等旅費規則
東京都財務規則
東京都都有地規則
東京都都稅條例施行規則
納稅團體獎勵規則
東京都社會事業資金設置竝ニ管理規則
東京都立診療所使用條例施行規則
東京都立健康相談所用條例施行規則
東京都立保健所使用條例施行規則

訓令

東京都訓令前行署名式
都制實施ニ際シ區長、地方事務所長、支廳長及市町村長ニ對スル訓令ノ件
從來ノ東京府及東京市ノ訓令其ノ他事務取扱ニ關スル規程ヲ引續キ施行スルノ件
廳中處務細則
長官官房竝ニ各局課事務分科
文書取扱規程
東京都公報發行規程
宿直規程
文書專決規程
東京都雇員規程

東京都傭員規程
東京都職員定額旅費ノ職務指定及其ノ支給規程
東京都雇傭員給料支給規程
東京都雇傭員退職死亡給與金規程
東京都公報ヲ一般都民ニ周知方ノ件
區役所處務規程
區役所派出所處務規程
從來ノ東京府、警視廳及東京市ノ訓令中改正ノ件
廳員ノ勤務命令ニ關スル件
事務囑託ニ關スル件
學校職員等ノ任命ノ件
委員任命ノ件
東京都賄料支給規程
東京都審査員設置規程
建築事務代決ノ件
開廳事務本部規程引續キ施行ノ件
都會議員選擧事務取扱規程
用度課直營工場處務規程
東京都立健康相談所處務規程

東京都立保健所處務規程
東京都立診療所處務規程
養育院處務規程外七十七（市關係分）
東京都財務規則施行細則
金庫事務取扱規程
臨時特別手當支給規程

告示

東京都廳開廳ノ件
區役所開廳ノ件
區役所派出所設置
從來ノ東京府、警視廳及東京市ノ告示ヲ引續キ施行スルノ件
從來ノ東京市ノ告示中廢止ノ件
東京都金庫名稱位置ノ件
東京都金庫開庫時間ノ件
支廳出張所ノ位置、名稱、管轄區域ニ關スル件
食糧檢査所支所、同出張所位置、名稱管轄區域ノ件
東京都都有地規則施行細則
從來ノ東京府及東京市ノ告示中改正ノ件
東京都方面委員銓衡委員會規程

東京都方面事業委員會規程
東京都方面及方面委員定數
選擧投票區設置
東京都結核豫防對策調査會規程

都議會成立迄の暫行豫算（自七月一日至十月末日）は豫てより東京都制施行令第百二十一條に依り内務大臣の許可を申請中であつたが七月一日左の通り決定告示せられた。

東京都告示第四十號　一七一、二四三、四五七圓
　昭和十八年度東京都歳入出豫算（一般會計）
東京都告示第四十一號　一七九、一九三、八一六圓
　昭和十八年度東京都歳入出豫算（特別會計四四）　三五〇、四三七、二七三圓
　合計

尚同日附東京都告示第四十二號に依り繼續費總額約八億圓の繼續年期及支出方法が公布せられて居る。

斯くして東京都の新發足は朝野の眞摯なる聲援と協力に依り非常な快速調を以て進展すると共に巍て構成せられんとする清新なる都議會の濺剌たる翼贊體制の確立が期待されるのみとなつた。

二　東京都議會の成立

都制實施を期し清新明朗なる都議會の登場は朝野の間に擧つて渇望せられた所であるが、決戰下に相應しい名實共に備はれる翼贊議會の成立こそは八百萬都民の眞摯なる愛都精神に俟つべきであつて、之が實現の爲都制施行前後に亘つて官民各方面に於て萬般の準備が着々進められて居たのであるが、都議會議員選擧對策として八月十日閣議決定の内務省基本方針及警視廳取締方針の發表と同時に、都に於ても選擧期日に就ては、執行日を九月十三日、其の告示を八月二十四日とし、産業戰士の就業に支障なき樣投票時間を午前六時より午後六時までとなす旨を公表し、戰時下總選擧に相應しい特例を開いたことは注目に價するものがある。

閣議決定に依る情報局並に内務省發表の基本方針及警視廳取締方針は左の通りである。

一　都議會議員選擧方針（内務省）

(1) 本選擧ハ健全ナル都議會ノ確立ヲ目途トシ、サキノ道府縣會議員選擧等延期ノ主旨ニ則ルト共ニ現下國民擧ゲテ戰力增强食糧增産ニ邁進スルノ急務タルニ鑑ミ努メテ簡素嚴肅裡ニ之ヲ執行スルコト

(2) 選擧ニ關スル啓發運動ニ就イテハ、ラヂオ文書等ニ依ルコトトシ講演會ハ行ハシメザルコト

(3) 候補者銓衡會ノ結成並ニ運營ニツイテハ官憲並ニ政府ニ關係アル團體ハ之ニ關與セザルコト

(4) 銓衡會ノ推薦ニ係ル候補者ノタメ選擧運動ヲ爲スコトヲ目的トスル政治結社ハ之ヲ許可セザルコト

(5) 選擧ノタメニ要スル物資勞力等ヲ極力節減スルタメ選擧運動ニ關シ自肅協定ヲ行ハシメ、之ガ勵行ニ勞ムルコト

(6) 選擧ノ取締ハ嚴正公平ニコレヲ行ヒ苟モ差別的取扱ヲ爲スガ如キ疑惑ヲ生ゼシメザルト共ニ戰爭ノ遂行ヲ妨ゲ國論ノ不統一ヲ招來スルガ如キ言動ニ對シテハ徹底的ニ取締ヲ行フコト

二　都議會議員選擧運動ニ關スル警告事項（警視廳）

一、選擧事務所ニ關スル事項
（一）違反ニ陷リ易キヲ以テ選擧事務所ハ旅館、待合茶屋、飲食店、料理店、遊技場、貸席、各種組合事務所等多數人ノ出入スル場所ニハ設置セザルコト
（二）選擧事務所ハ濫リニ移轉セザルコト
二、選擧運動者、勞務者ニ關スル事項

（一）選擧運動者ノ人選ニハ特ニ注意シ選擧犯罪ノ未然防止ヲ圖ルコト

（二）選擧運動者若ハ運動者タリシ者ハ投票立會人トセザルコト

（三）勞務者ニ選任スル者ハ單ニ機械的勞務ヲ提供スルニ止マル人夫、小使ノ類ニ限ルコトトシ地方有力者等ヲ勞務者ニ選任セザルコト

（四）勞務者ヲ選任又ハ解任スル時ハ其ノ都度住居氏名竝ニ選任及解任ノ年月日時ヲ一定ノ帳簿ニ記入シ置クコト

三、實費辨償ニ關スル事項

選擧運動者ニ對スル實費辨償、實物供給及勞務者報酬額等ハ左ノ標準額以內タルコト

實費實物及報酬協定標準

種別	金額	摘要
辨當料	一日ニ付二圓五十錢以內	以上ノ範圍內ニ於テ豫メ朝、晝、夕食代ヲ定メ置クコト
宿泊料	一泊ニ付八圓以內	宿泊中ノ朝、夕ノ食事代、茶代、祝儀及稅金ヲ含ム
茶菓料	一人一日ニ付二十五錢以內	
車馬料	公認額以內	
勞務者報酬	一日男三圓以內 ニ付女一圓六十錢以內	食事ハ自辨タルコト、但シ夜間引續キ使用ノ者ニ付テハ一圓以內ノ增額ヲ爲スコトヲ得

四、演說會ニ關スル事項

（一）演說會ハ防空警報發令中ハ開催セザルコト、演說會開催中ト雖モ警報發令アリタル場合ハ直ニ散會スルコト、但シ中途散會ノ場合ハ演說會開催回數ニ算入セザルコト

（二）演說會ニ於テ議員候補者ノ代理者ガ出演スル場合ハ登壇前必ズ臨監警察官ニ其ノ旨申告シ置クコト

五、文書圖畫ニ關スル事項

（一）演說會告知ノ爲ニ揭示セル文書ハ當該演說會ノ期日經過後ハ他ノ提出者ニ於テ撤去スルモ差支ヘナキコト

（二）承諾ヲ得ズシテ他人ノ工作物等ニ張札ヲ爲シタル場合ハ該工作物ノ所有者又ハ管理者ニ於テ之ヲ剝ギ取ルモ差支ヘナキコト

（三）電柱其ノ他法令ノ規定ニ依リ禁ゼラレタル場所ニ貼付シタルモノハ警察官ニ於テ剝ギトルコトアルベキコト

（四）選擧運動ノ爲揭示若クハ貼付シタル文書圖畫ハ選擧期日後必ズ責任者ニ於テ之ヲ撤去スルコト

（五）張札ノ貼付ハ地上十二尺以下ノ箇所タルコト

六、選擧運動費用ニ關スル事項

（一）印刷費等ヲ明確ナラシムル爲、印刷所名及印刷物ノ種類別、枚數、價格等ヲ調査シ置キ選擧終了後直ニ事務長屆出ノ警察署ヘ提出スルコト

（二）議員候補者又ハ選擧委員ニ對シ選擧運動費用、支出承諾ノ文書ヲ與ヘタルトキハ必ズ其ノ寫ヲ作成選擧事務所ニ保管スルコト

八月二十四日に至り、都告示第百六十五號、同第百六十六號に依り各選擧區に於ける定員、投票日時及特殊地區に於ける繰上投票日時等總選擧の全貌が明確となるに及び、一般都民の建設的熱意は活氣を呈し、清新翼贊議會確立への第一步を踏出すことゝなつた。

而して玆に特筆すべきことは決戰下取て決行される帝都の總選擧を一段と意義あらしめる爲に實施せられたる選擧肅正運動と選擧運動の自肅協定とである。

選擧肅正運動に關しては一昨年の衆議院議員總選擧竝に東京市會議員總選擧に於ては銓衡制を採用したのであるが、今回は同制に依らず自由立候補制を執ることゝし、都民愛都の赤誠に全幅の信賴を託すると共に、翼に發表せられたる開議決定の基本方針に基き東京都選擧肅正委員會の答申に依り左の如き肅正運動基本要綱を決定し、愛都精神の昂揚選

擧の倫理化を標榜して文書にラヂオに凡ゆる機關を動員して、率直に力強く都民の忠誠心に愬へる二大精神運動を展開することゝなつた。

都議會議員選擧肅正運動基本要綱（東京都選擧肅正委員會）

大東亞戰爭下多年ノ懸案タリシ東京都制施行セラル、抑々東京都ハ聖戰ノ下大東亞建設ノ本據タリ、從ツテ之ガ施政ノ如何ハ曾ニ東京都ノ消長ニ關スルノミナラズ國勢ノ進展ニ影響スル所甚ダ大ナリト謂フベシ、曩ニ政府ニ於テハ緊迫セル時局ノ要請ニ應ジ府縣會議員ノ選擧ヲ延期シタルモ東京都ノ負荷スル施政ノ重大性ニ鑑ミ今般特ニ都政運營ニ至大ノ關係アル都議會議員總選擧ヲ執行セントス

宜シク此ノ際都民ヲシテ今次總選擧ノ意義ノ重大ナルヲ認識セシメ愛都精神ノ振起昂揚ヲ圖リ帝都ニ相應シキ明朗公正ナル選擧ヲ行ヒ以テ清新ナル都議會確立ノ實ヲ擧ケシムベキナリ、之ガ目的ヲ達成スルタメ左記ニ依リ選擧肅正運動ヲ實施スルモノトス

記

一、運動ノ基本方針

（一）愛都精神ノ昂揚

最適人材ノ選出ニ依ル清新ナル都議會ヲ確立スル爲都民ノ眞摯純正ナル愛都精神ヲ昂揚セシム

（二）選擧ノ倫理化

聖戰ノ下最初ノ都議會議員選擧タルニ鑑ミ愈々選擧ノ倫理化ヲ徹底シ在來ノ情弊ヲ一掃シ公正ニシテ明朗ナル選擧ヲ實現セシム

二、運動實施ノ具體的方策

本運動實施ノ具體的方策ハ概ネ左ニ依ルコト

（一）文書放送ニ依ル宣傳

（二）隣組回報ノ活用

（三）棄權防止

愛都精神ノ昂揚振作ヲ圖リ棄權ノ防止ニ努ムルコト

（四）違反防止

選擧法令ノ周知徹底ヲ圖リ違反ノ防止ニ努ムルコト

（五）選擧關係者ノ協力

議員候補者竝選擧運動者ノ自肅自戒ヲ求ムルコト

三、實施上ノ注意

（一）本運動實施ヲ機トシ都民ヲシテ皇都々民タルノ自覺ト矜持ヲ深カラシムルコト

（二）本運動ハ飽クマデ之ヲ倫理化運動トシテ終始スルコト

（三）現下ノ時局ニ鑑ミ極力物資勞力等ノ節約ヲ圖ルト共ニ運動方法ノ改善合理化ニ努ムルコト

一方選擧運動に就ては決戰下に於ける總選擧たる趣旨に深く思を致し警視廳を中核として左の劃期的自肅協定案の成立を見ることゝなり、朝野渾然一體となつて決戰選擧の清新適正なる遂行を企圖するに至つた。

一　都議會議員選擧運動ニ關スル自肅協定案（警視廳）

一、選擧運動期間等ニ關スル事項

選擧運動期間中左ノ行爲ハ選擧期日前七日間ニ限ル

但シ第四項ノ（一）但書ニヨル文書ノ發送ハ此ノ限リニアラズ

（一）立札、看板、張札ノ揭出

（二）文書ノ發送
（三）演說會ノ開催

二、選擧委員、勞務者ニ關スル事項
（一）選擧委員ノ數ハ五人トシ其ノ一ヲ動アリタル場合ト雖モ通ジテ十人以內トスルコト
（二）勞務者ノ數ハ一日ニ付五人以內トスルコト
特別勞務者モ右數ニ通算スルコト

三、演說會ニ關スル事項
（一）演說會ハ共同開催トシ其ノ回數ハ五回以內トスルコト
（二）應援辯士ハ一演說會ニ付各候補者ヲ通ジテ三人以內トスルコト
（三）演說會ノ閉會時刻ハ午後十時ヲ限度トスルコト
（四）第三者ト意思ヲ通ジテ爲ス演說會ハ開催セザルコト
（五）投票當日ノ演說會ハ開催セザルコト
（六）演說會場ハ公立學校、劇場其他ノ集會場等ヲ利用シ民家、工場ヲ充ツルガ如キコトヲ爲サザルコト

四、文書圖畫其ノ他ニ關スル事項
（一）選擧運動ノ爲有權者ニ發送スル文書（法定選擧運動者ノ發送スルモノヲ含ム）ノ通數ハ選擧區內有權者總數ヲ限度トシ可及的候補者全員同封シ郵送スルコト（方法別紙ノ通リ）但シ候補者選擧事務長ノ自筆信書竝ニ選擧委員勞務者選任其他ノ事務的交涉ニ付發送スル書狀ハ通ジテ百通以內迄差出スコトヲ得
（二）前項ノ文書ノ規格ハ
1、連名印刷ノ場合ハ長サ一尺三寸、巾六寸（曲尺）以內タルコト
2、單獨印刷ノ場合ハ長サ八寸七分、巾六寸（曲尺）以內タルコト
（三）候補者又ハ選擧運動員ト意思ヲ通ジタル第三者ノ推薦狀ハ一切之ヲ頒布セザルコト但シ候補者ノ挨拶狀ニ併記スル推薦狀ニ限リ差支ヘナキモ推薦人ハ十人以內トスルコト
（四）挨拶狀竝ニ之ニ併記スル推薦狀ハ黑色刷トスルコト
（五）立候補者告知ノ張札ハ通ジテ二百枚トシ其ノ規格ハ長サ一尺八寸、巾一尺三寸（曲尺）以內トスルコト
（六）演說會ノ告示ハ前項張札ノ外一切之ヲナササザルコト
（七）期日後ノ挨拶張札ハ全廢スルコト但シ選擧事務所ニ一枚限リ貼付スルモ支障ナキコト
（八）名刺ハ全廢スルコト
（九）文書圖畫ノ揭示又ハ貼付ハ可成警察當局ニ於テ斡旋シタル場所ニ之ヲ爲スコト
（十）選擧運動ノ爲揭示若ハ貼付シタル文書圖畫ヲ選擧期日後撤去スル爲豫メ之ニ要スル費用ヲ醵出シ置クコト

二　都議會議員選擧運動ニ對スル文書共同郵送協定案（警視廳）

選擧運動ノ爲有權有ニ發送スル文書ハ左記方法ニヨリ公平ヲ期シ共同郵送ヲナスモノトス

記

一、請負業者ヲシテ共同郵送ニ當ラシムルコト
二、各候補者ノ選擧事務長ハ共同郵送ニ當ラシムル選擧委員ヲ可成特定スルコト
三、請負業者ニハ選擧人名簿抄本ヲ交付シ封筒又ハ帶筒ノ調達及宛名ノ筆耕、折込、郵便局ヘノ運搬等一切ヲ請負ハシムルコト
四、各候補者ハ選擧期日前十日目迄ニ文書ヲ請負業者迄搬送スルコト

五、請負業者ヲシテ選擧期日前七日日以降速カニ發送ヲ完了セシムルコト
六、共同郵送ニ關スル一切ノ費用ハ共同負擔トシ請負業者ト契約ノ時若ハ文書發送直後ニ精算スルコト
七、共同郵送ニ用フル封筒若ハ帶封ニハ東京都議會議員候補者一同ト記載スルカ又ハ共同郵送者ノ氏名ヲ連記スルコト
但シ何レノ場合ト雖モ別ニ發送責任者ノ住所氏名ヲ記載スルコト

次いで都長官は九月一日左の告諭を發して、一般都民の眞劍なる關心と協力を要望する所があつた。

東京都告諭第二號

曩ニ東京都制施行セラレ東京都議會議員最初ノ總選擧ハ來ル九月十三日ヲ期シ執行セラレムトス
惟フニ東京都ハ肇國ノ下我ガ國政治經濟文化教育ノ中心ニシテ且ツ大東亞ノ中樞都市タリ都民タルモノ其ノ榮譽ト重責トニ深ク思ヲ致シ選ブモ選バルルモ唯コレ至誠一途宏大無邊ナル皇恩ニ報イ奉ラザルベカラズ
今ヤ戰局日ヲ逐ウテ苛烈悽愴ヲ極ム
都民各位ハ未曾有ノ決戰下敢テ總選擧ノ行ハルル意義ニ徹シ一票克ク勝チ拔ク信念ヲ固メテ嚴肅之ニ當リ以テ清新溌剌タル都議會ノ確立ニ寄與セラレムコトヲ

昭和十八年九月一日

東京都長官　大達茂雄

而して九月六日午後十二時立候補屆出を締切り、同日より自肅協定に依る選擧運動は開始せられ之に呼應して選擧肅正運動は本格的段階に達し充分なる成果を期待し得るに至つたのである。
斯くして九月十三日晴天に惠まれ都民の熱意ある協力に依り全域に亘り棄權率二割五分三厘强の好成績にて無事投票を完了し、同十四日全當選者の確定を得た。
地區別當選者氏名は左の通りである。

選擧區	氏名	
麹町	三輪田元道	島田爲次郎
神田	桑原信助	
日本橋	石島參郎	
京橋	篠原虎之輔	柴崎輔
芝	高橋義次	矢田直三
麻布	友野直二	山縣爲三
赤坂	礒野八郎兵衞	
四谷	前田利乘	
牛込	長谷川正道	菊池民一
小石川	高野直治	山內吉雄
本鄕	友成四郎	早川三郎
下谷	小野利三郎	小山貞雄
淺草	大久保源之丞	大久保重直
本所	小野孝行	小椋善男
深川	太田信治郎	淺沼稻次郎
品川	中島勝五郎	西本啓
目黑	島崎七郎	澁谷鶴松
荏原	齋藤卯助	石井良太郎
	天本治	
	上條貢	松崎權四郎
	精谷礒平	井田友平
	廣瀨新平	
	石原永明	
	安藤又五郎	

大森　弘中　曉　　平林　眞之助
蒲田　藤吉男　　代田　朝義
世田谷　金原　賢之助　　廣川　弘禪
澁谷　津久井　龍雄　　齋藤　清亮
淀橋　佐藤　榮志　　野村　專太郎
中野　森　俊成　　江木　理一
杉並　内田　秀五郎　　藤井　一彥
豐島　須藤　喜三郎　　片桐　勝昌
蒲野川　横瀨　精一　　北島　眞平
荒川　山口　久太郎　　天野　賴義
王子　北島　義彥　　鈴木　仙八
板橋　三浦　忠三郎　　加藤　隆太郎
足立　新井　京太　　鴨下　榮吉
向島　大澤　梅次郎　　有馬　秀雄
城東　鈴木　菊太郎　　冠木　榮吉
葛飾　安藤　德雄　　水野　熊雄
江戸川　島村　一郎　　中里　民平
八王子　關谷　源兵衛
立川　小川　孝喜

小沼　虎之助　　松野　喜內
吉田　直治
鈴木　政治　　匝瑳　胤次
關口　彌三郎

窪寺　傳吉
大森　一雄
原　定良　　林　隼三

林　連　　遠山　丙市　　田中　國男
高木　惣市
瀨田　醫一
小西　幸助
山田　七郎
熊本　虎藏

西多摩　岩浪　光一郎
南多摩　落合　元一
北多摩　中村　高一　　比留間　安治　　井野　米次郎
島嶼　菊池　義郎

第一回都議會臨時會は九月二十七日都告示第二百九十四號に依り十月十一日開催の運びとなり玆に明朗潑剌たる翼贊議會の成立を見たことは都行政運營の上に於て一段と精彩を添えるに至つた所以であつて誠に慶賀すべきである。

三　都政の概要

大東京は今や清新潑剌として躍動しつゝある。往昔太田道灌の城市より關東の首府更に德川氏の覇都となり維新と共に帝國の首府に發展、今や堂々大東亞の首都としての貫祿を具有するに至つた。此の間には日清、日露の兩役、關東大震災の試練あり、先人の不屈の意志と不撓の努力は之を踏み越え攷々營々今日の大東京を建設したのである。其の威容は正に面積二千四百四十四方粁人口八百萬に垂んとし政治、經濟、文化の一大據點として大東亞戰爭完遂の中心基地を爲して居り、都行政の振否が直に國家の戰力に多大の影響を及ぼすは贅言を要しない所である。玆に都行政組織と之に依り運營せらるゝ都行政の現況を略述し將來に資せんとするものである。

(一)　行政組織

(イ)　都の執行機關

都の首長は都長官である。都を統轄し都を代表するが、其の地位は國の地方行政長官たると同時に自治體たる都の執行機關の長たるものである。其の職務權限も特別なるものを除き都管內の行政事務の全般に及んで居る。即ち厚生、教育、經濟、土木、水道、交通、港灣、防衛等各事業部門に亘り複雜多岐を極めて居る。從つて之に對應する執行補

助機關の組織も尨大とならざるを得ない。都の吏僚組織は官吏及吏員を以て之に充て府縣に於けると同一方針に依つて居る。之が機構として都長官の下に長官官房の外、民生、教育、經濟、計畫、防衛、交通、水道及港灣の八局（四十七課百三十二係一室）及出張所、事務所等の各廨竝に下級地方廳として三十五區役所、四支廳其の他中間連絡機關として三地方事務所が設置されて居る。而して各局課等の分科組織は行政の整備及簡素強力化の趣旨に即應して決定せられ、從來の府市施設等に付ては可及的に之を統合し、又區役所及各廨等の權限を强化擴充し第一線事務の敏速適確化を圖り以て各種事務事業の圓滑なる遂行を期して居るのである。各局課の分科組織は次の如くである。（括弧內は係名を示す）

東京都廳局課組織（昭和十八年十一月一日現在）

長官官房
- 人事課（秘書、人事第一、人事第二、福利）
- 文書課（庶務、文書、報道、統計）
- 財務課（議案、豫算第一、豫算第二、稅務、收納）
- 會計課（管理、會計第一、會計第二）
- 用度課（購買、用品）
- 考查課（考查第一、考查第二）

參事官室

民生局
- 監理課（庶務、行政）
- 振興課（動員、町會、貯蓄、資源回收）
- 厚生課（厚生、住宅、保護、軍事援護）
- 健民課（體力、修錬、母子）
- 衛生課（衛生、醫藥）
- 防疫課（防疫、監察）
- 清掃課（庶務、調度、作業第一、作業第二）

教育局
- 庶務課（社寺兵事、教化）
- 教育第一課（學事、視學、職員）
- 教育第二課（學事、視學、青年學校、私立學校）
- 學校體育課（學校體育、學校衛生）

經濟局
- 總務課（調查室、總務、物價）
- 商工課（商工、企業、權度）
- 農務課（農務、水產、畜產、整地）
- 林務課（木材、山林、薪炭）
- 食料課（米穀、生鮮食料品、食品）
- 資材課（鐵鋼、非鐵金屬、纖維、化學燃料、雜品）

計畫局
- 庶務課（經理、用地）
- 都市計畫課（計畫、技術）

公園綠地課（管理、營園、工事）
道路課（管理、工事、防衛工事）
河川課（管理、工事）

防衛局
企畫課（庶務、企畫、用材）
設備課（資材、施設第一、施設第二）
建築課（監査、技術）
防火改修課（事務、技術）
營繕課（庶務、營繕第一、營繕第二、裝置）

交通局
總務課（總務、勞務、調査）
經理課（主計、經理、會計）
運輸課（業務、電車運轉、自動車運轉、監督）
車輛課（電車輛、自動車輛）
保線課（監理、工事）
電氣課（電路、配電）

水道局
庶務課（總務、用度、會計）
業務課（業務、給水工事）
給水課（管理、配水）
工事課（計畫、工事）
下水課（庶務、管理、工事）

港灣局
總務課（計畫、港務）
經理課（會計、管理）
工事課（設計、工事）

右の局課の分掌事項に對應したる從來の組織を見るに府官房三部三十一課百十七係一室、警視廳一課二係、市一室九局八部一室八十六課二百九十三掛にして課係（掛）を合計するに百十八課四百十二係（掛）一室に達し本分科組織の四十七課百三十二係一室を之に比すれば其の簡素强力化は著しきものと謂ふべきである。

（ロ）議決機關

都の議決機關は都議會及都參事會である。都議會に關する事項は改正府縣制と殆んど同樣であり從つて舊府縣制とは多少異なる點がある。議決機關中心主義を執る舊市制と著しく異るのは勿論である。從來に比し著しく異る所は議決事項の制限と議員定數の減少である。

議員數の減少は左表に見る通りであるが、將來人口の增減に影響なく百名を定數とし會議體の能率的運營と優秀なる人材選出を期して居る。議決事件の複雜多岐なる爲都參事會の活用は豫想し得らるゝ所であらう。

東京都議會議員選擧區及各選擧區議員數

選擧區	國勢調査人口	舊府會議員定數	舊市會議員定數
麹町	五八、五二一人	一人	二人
一			
一			

神田	二	一二八、一七八	二	六
日本橋	一	一〇一、七七七	二	五
京橋	二	一四二、二六九	三	六
芝	三	一九一、四四五	三	七
麻布	一	八九、一六三	一	三
赤坂	一	五五、七〇四	一	二
四谷	一	七六、四四〇	一	三
牛込	二	一二八、八八八	二	四
小石川	二	一五四、六五五	三	五
本郷	二	一四六、一四六	二	五
下谷	三	一九二、六五三	三	七
浅草	四	二六七、六〇一	五	九
本所	四	二七三、四〇七	五	九
深川	三	二二六、七五四	四	七
小計	三七	二、二三三、六〇一	三八	八〇
品川	三	二三一、三〇三	四	六
目黒	三	一九八、七九五	三	五
荏原	二	一八八、一〇〇	三	四
大森	四	二七八、九八五	三	七

蒲田	三	二五二、七九九	三	五
世田谷	四	二八一、八〇四	四	六
澁谷	三	二五六、七〇六	四	六
淀橋	二	一八九、一五二	三	四
中野	三	二一三、〇九六	三	四
杉並	三	二四五、四三五	三	五
豊島	四	三一〇、七五〇	五	七
瀧野川	二	一三〇、七〇五	二	三
荒川	五	三五一、二八一	六	九
王子	三	二二〇、三〇四	三	五
板橋	三	二三三、一一五	三	五
足立	三	二三一、二四六	三	五
向島	三	二〇六、四〇二	三	四
城東	三	一九二、四〇〇	三	四
葛飾	二	一五一、九七五	二	三
江戸川	二	一七七、三〇四	二	三
小計	六〇	四、五四一、六五七	六五	一〇〇
合計	九〇	六、七七五、二五八	一〇三	一八〇
八王子市	一	七五、〇四二	一	—

立川市	一	三三、八四九	一	—	—
北多摩郡	三	二二八、二〇七	二	—	—
西多摩郡	一	一〇六、六一七	二	—	—
南多摩郡	一	九〇、八三三	二	—	—
大島支廳		一七、〇〇五	—	—	—
三宅支廳		五、六一六	—	—	—
八丈支廳	一	九、三四六	—	—	—
小笠原支廳		七、三六一	—	—	—
小計	八	五七三、八七六	九	—	—
總計	一〇〇	七、三四九、一三四	一一二	—	—

（備考）人口ハ昭和十五年國勢調査人口ヲ其ノ後ノ市區町村ノ境界變更廢置分合ニ依リ修正シタルモノニ依ル。尙刑務所、少年刑務所及拘置所内ニ在リタル人員ヲ除ク。

（八）下級組織

都の下級組織を爲すものは區市町村である。之が主體は勿論區であり、都制の性格を最も如實に具現する所である。

(1) 區

區の法制に付ては前述したる所であるが、區行政の運營は都民に密關し將來の都行政の上に重大なる影響を及ぼす問題であるので、舊慣を一新し其の整備刷新及能率化が企圖せられて居る。都區兩者間に於ける事務の配分、事務執行の方法、行政機構、職員の配置或は區會の運營、町會隣組の育成指導等に關し其の具體化が考慮せらるゝが、更に前述の如く區の廢置分合の問題がある。

區政の概要を觀るに左の如くである。

區の執行機關たる區長は官吏（書記官）として區の事務、區内に於ける都の事務を掌るのみならず、大量の國家事務を委任せられ都長官と緊密に一體化し活動するの體制が執られて居る。

區の分課組織は區が生活必需物資の配給、區民生活の指導其の他各般の行政に重大な役割を擔當すると共に將來益々都長官の事務の委任せられんとする情勢に鑑み、從來の七課に比し區役所の積極的强化が意圖せられ左の如く規定せられた。（括弧内は係名を示す）

總務課（總務、文書、會計）
稅務課（庶務、國稅、都稅）
振興課（動員、町會、貯蓄、親切）
厚生課（保護、軍事援護、健民）
敎育課（學事、敎化）
戸籍兵事課（戸籍、兵事）
經濟課（産業、配給）
土木課（管理、工事）
防衛課（防備、建築）
派出所（庶務、戸籍、厚生）

以上の原則的分課組織に對し區の特殊事情に鑑み課係の一部の變更も認められてゐる。

(2) 市町村

三多摩地方及島嶼に於ける市町村は都制實施に際し差當り概ね從來の如く之を存續する方針の下に、機械的に之

を東京都に包含し大體改正市町村制、改正府縣制が適用せられ、其の適用に依り矛盾ある點に就て都制中に補足規定が設けられて居る。根本的に改正せられたる市町村制は去る六月一日より施行せられたが、市町村行政運營の刷新强化は今後の指導に俟つべきもの多々あるに鑑み銳意綜合的刷新化が圖られて居る。

町村指導監督の中間機關として昭和十七年七月一日設置せられた地方事務所は都制實施に際し建築事務に關するものを除くの外何等考慮せられなかつたが、中間機關としての機能を發揮すべく之が權限機構の强化並に事務の簡素能率化が企圖されて居る。地方事務所の名稱、位置、管轄區域及其の分課分掌は左の如くである。

名稱	位置	管轄區域
西多摩地方事務所	西多摩郡青梅町	西多摩郡
南多摩地方事務所	八王子市	南多摩郡
北多摩地方事務所	北多摩郡府中町	北多摩郡

分課分掌（括弧内は係名を示す）

總務課（庶務、稅務、振興、會計）
敎育課（國民學校、社會敎育）
兵事厚生課（兵事、軍事援護、厚生）
經濟課（勸業、配給）
林務課（森林治水、奬勵、檢査）
土木課（經理、技術、建築）

尙島嶼地に於ける支廳長は地方事務所長が都長官の補助機關たると異り、下級機關として其の地位も重大なるものがあるので權限の强化が期待されて居る。

(3) 町內會部落會

町內會部落會（隣組）は隣保相扶の精神に基き自然に發達し來つたが、時局の要請に即應し今日に於ては地方行政上にも國策の遂行上にも極めて重要なる機能を營むに至り之を法制化すべき否やは懸案となつて居たが、今般の地方制度の改正に際し其の適正なる運營と健全なる自治的發達とを圖る爲に必要最少限度の規定が設けられ、都制中にも第百五十三條に於て

區長ハ町內會部落會及其ノ聯合會ノ財產及經費ノ管理竝ニ區域ノ變更ニ關シ必要ナル措置ヲ講ズルコトヲ得
區長ノ許可ヲ得タル場合ニ於テハ町內會部落會及其ノ聯合會ハ自己ノ名ヲ以テ財產ヲ所有スルコトヲ得
區長ハ町內會部落會及其ノ聯合會ノ長ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ援助セシムルコトヲ得

と規定せられた。之が町內會の運營に及ぼす效果と都民生活に與ふる利便は大なるものがあらう。

都下市町村に付ても全然同樣である。

區市町村勢一覽

區市郡支廳名	面積	人口數	世帶數	隣組數	町內會部落會數	町數	村數	摘要
	方粁							
麹町	八・二八	五八、五二一	一〇、八五九	八九九	三一			
神田	三・一〇	一三八、一七八	二四、三二六	一、七六五	五八			
日本橋	三・一三	一〇一、七七七	一八、六三三	一、六七四	六三			
京橋	五・一一	一四三、二六九	二九、〇九四	二、〇一〇	七七			
芝	八・六一	一九一、四四五	三九、〇六二	三、〇七六	八〇			
麻布	四・二九	八九、一六三	一八、五四三	一、六三七	五一			
赤坂	四・三〇	五五、七〇四	一一、四六五	一、〇四九	二九			

荒	瀧	豊	杉	中	淀	淀	世	淵	大	在	目	品	小	深	本	洲	下	本	小	牛	四
												田									石
川	川	島	並	野	橋	谷	谷	田	森	原	黒	川	計	川	所	草	谷	郷	川	込	谷

一〇・五	一五・九	一四・六	一四・二	一三・一	一二・六	一一・三	一〇・一	九・一	八・三	七・四	六・五	五・六	四・七	三・八	二・九	一・一〇	〇・一一	一二・一二	一二・一三	一二・一四	一二・一五
一〇・六	一五・一〇	一四・七	一四・三	一三・二	一二・七	一一・四	一〇・二	九・二	八・四	七・五	六・六	五・七	四・八	三・九	二・一〇	一・一一	〇・一二	一二・一三	一二・一四	一二・一五	一三・一
一〇・七	一五・一一	一四・八	一四・四	一三・三	一二・八	一一・五	一〇・三	九・三	八・五	七・六	六・七	五・八	四・九	三・一〇	二・一一	一・一二	〇・一三	一二・一四	一二・一五	一三・一	一三・二
一〇・八	一五・一二	一四・九	一四・五	一三・四	一二・九	一一・六	一〇・四	九・四	八・六	七・七	六・八	五・九	四・一〇	三・一一	二・一二	一・一三	〇・一四	一二・一五	一三・一	一三・二	一三・三
一〇・九	一五・一三	一四・一〇	一四・六	一三・五	一二・一〇	一一・七	一〇・五	九・五	八・七	七・八	六・九	五・一〇	四・一一	三・一二	二・一三	一・一四	〇・一五	一三・一	一三・二	一三・三	一三・四
一〇・一〇	一五・一四	一四・一一	一四・七	一三・六	一二・一一	一一・八	一〇・六	九・六	八・八	七・九	六・一〇	五・一一	四・一二	三・一三	二・一四	一・一五	一三・一	一三・二	一三・三	一三・四	一三・五
一〇・一一	一五・一五	一四・一二	一四・八	一三・七	一二・一二	一一・九	一〇・七	九・七	八・九	七・一〇	六・一一	五・一二	四・一三	三・一四	二・一五	一三・一	一三・二	一三・三	一三・四	一三・五	一三・六
一〇・一二	一五・一六	一四・一三	一四・九	一三・八	一二・一三	一一・一〇	一〇・八	九・八	八・一〇	七・一一	六・一二	五・一三	四・一四	三・一五	二・一六	一三・一	一三・二	一三・三	一三・四	一三・五	一三・六
一〇・一三	一五・一七	一四・一四	一四・一〇	一三・九	一二・一四	一一・一一	一〇・九	九・九	八・一一	七・一二	六・一三	五・一四	四・一五	三・一六	二・一七	一三・二	一三・三	一三・四	一三・五	一三・六	一三・七
一〇・一四	一五・一八	一四・一五	一四・一一	一三・一〇	一二・一五	一一・一二	一〇・一〇	九・一〇	八・一二	七・一三	六・一四	五・一五	四・一六	三・一七	二・一八	一三・三	一三・四	一三・五	一三・六	一三・七	一三・八
一〇・一五	一五・一九	一四・一六	一四・一二	一三・一一	一二・一六	一一・一三	一〇・一一	九・一一	八・一三	七・一四	六・一五	五・一六	四・一七	三・一八	二・一九	一三・四	一三・五	一三・六	一三・七	一三・八	一三・九
一〇・一六	一五・二〇	一四・一七	一四・一三	一三・一二	一二・一七	一一・一四	一〇・一二	九・一二	八・一四	七・一五	六・一六	五・一七	四・一八	三・一九	二・二〇	一三・五	一三・六	一三・七	一三・八	一三・九	一三・一〇
一〇・一七	一五・二一	一四・一八	一四・一四	一三・一三	一二・一八	一一・一五	一〇・一三	九・一三	八・一五	七・一六	六・一七	五・一八	四・一九	三・二〇	二・二一	一三・六	一三・七	一三・八	一三・九	一三・一〇	一三・一一
一〇・一八	一五・二二	一四・一九	一四・一五	一三・一四	一二・一九	一一・一六	一〇・一四	九・一四	八・一六	七・一七	六・一八	五・一九	四・二〇	三・二一	二・二二	一三・七	一三・八	一三・九	一三・一〇	一三・一一	一三・一二
一〇・一九	一五・二三	一四・二〇	一四・一六	一三・一五	一二・二〇	一一・一七	一〇・一五	九・一五	八・一七	七・一八	六・一九	五・二〇	四・二一	三・二二	二・二三	一三・八	一三・九	一三・一〇	一三・一一	一三・一二	一三・一三
一〇・二〇	一五・二四	一四・二一	一四・一七	一三・一六	一二・二一	一一・一八	一〇・一六	九・一六	八・一八	七・一九	六・二〇	五・二一	四・二二	三・二三	二・二四	一三・九	一三・一〇	一三・一一	一三・一二	一三・一三	一三・一四
一〇・二一	一五・二五	一四・二二	一四・一八	一三・一七	一二・二二	一一・一九	一〇・一七	九・一七	八・一九	七・二〇	六・二一	五・二二	四・二三	三・二四	二・二五	一三・一〇	一三・一一	一三・一二	一三・一三	一三・一四	一三・一五
一〇・二二	一五・二六	一四・二三	一四・一九	一三・一八	一二・二三	一一・二〇	一〇・一八	九・一八	八・二〇	七・二一	六・二二	五・二三	四・二四	三・二五	二・二六	一三・一一	一三・一二	一三・一三	一三・一四	一三・一五	一三・一六
一〇・二三	一五・二七	一四・二四	一四・二〇	一三・一九	一二・二四	一一・二一	一〇・一九	九・一九	八・二一	七・二二	六・二三	五・二四	四・二五	三・二六	二・二七	一三・一二	一三・一三	一三・一四	一三・一五	一三・一六	一三・一七
一〇・二四	一五・二八	一四・二五	一四・二一	一三・二〇	一二・二五	一一・二二	一〇・二〇	九・二〇	八・二二	七・二三	六・二四	五・二五	四・二六	三・二七	二・二八	一三・一三	一三・一四	一三・一五	一三・一六	一三・一七	一三・一八
一〇・二五	一五・二九	一四・二六	一四・二二	一三・二一	一二・二六	一一・二三	一〇・二一	九・二一	八・二三	七・二四	六・二五	五・二六	四・二七	三・二八	二・二九	一三・一四	一三・一五	一三・一六	一三・一七	一三・一八	一三・一九
一〇・二六	一五・三〇	一四・二七	一四・二三	一三・二二	一二・二七	一一・二四	一〇・二二	九・二二	八・二四	七・二五	六・二六	五・二七	四・二八	三・二九	二・三〇	一三・一五	一三・一六	一三・一七	一三・一八	一三・一九	一三・二〇
一〇・二七	一五・三一	一四・二八	一四・二四	一三・二三	一二・二八	一一・二五	一〇・二三	九・二三	八・二五	七・二六	六・二七	五・二八	四・二九	三・三〇	二・三一	一三・一六	一三・一七	一三・一八	一三・一九	一三・二〇	一三・二一
一〇・二八	一五・三二	一四・二九	一四・二五	一三・二四	一二・二九	一一・二六	一〇・二四	九・二四	八・二六	七・二七	六・二八	五・二九	四・三〇	三・三一	二・三二	一三・一七	一三・一八	一三・一九	一三・二〇	一三・二一	一三・二二
一〇・二九	一五・三三	一四・三〇	一四・二六	一三・二五	一二・三〇	一一・二七	一〇・二五	九・二五	八・二七	七・二八	六・二九	五・三〇	四・三一	三・三二	二・三三	一三・一八	一三・一九	一三・二〇	一三・二一	一三・二二	一三・二三
一〇・三〇	一五・三四	一四・三一	一四・二七	一三・二六	一二・三一	一一・二八	一〇・二六	九・二六	八・二八	七・二九	六・三〇	五・三一	四・三二	三・三三	二・三四	一三・一九	一三・二〇	一三・二一	一三・二二	一三・二三	一三・二四

総	小	八	三	大	北	南	西	立	八	王	合	小	江	葛	城	向	足	板	王
	笠	丈	宅		多	多	摩	摩		子			戸						
計	原	島	島	島	郡	郡	郡	郡	市	市	計	川	飾	東	島	立	橋	子	
二一四・八	一〇三・九	八三・三	一四九・一	六七・四	三五六・七	三三〇・八	三五六・七	一四・九	八・九	一九・八	五六七・八	一四五・九	四六・八	一四・一	一五・九	八・九	三五・三	八・九	一五・九
二一四・九	一〇四・〇	八三・四	一四九・二	六七・五	三五六・八	三三〇・九	三五六・八	一四・一〇	八・一〇	一九・九	五六八・九	一四五・一〇	四六・九	一四・二	一五・一〇	八・一〇	三五・四	八・一〇	一五・一〇
二一四・一〇	一〇四・一	八三・五	一四九・三	六七・六	三五六・九	三三〇・一〇	三五六・九	一四・一一	八・一一	一九・一〇	五六九・一〇	一四五・一一	四六・一〇	一四・三	一五・一一	八・一一	三五・五	八・一一	一五・一一
二一四・一一	一〇四・二	八三・六	一四九・四	六七・七	三五六・一〇	三三〇・一一	三五六・一〇	一四・一二	八・一二	一九・一一	五六九・一一	一四五・一二	四六・一一	一四・四	一五・一二	八・一二	三五・六	八・一二	一五・一二
二一四・一二	一〇四・三	八三・七	一四九・五	六七・八	三五六・一一	三三〇・一二	三五六・一一	一四・一三	八・一三	一九・一二	五六九・一二	一四五・一三	四六・一二	一四・五	一五・一三	八・一三	三五・七	八・一三	一五・一三
二一四・一三	一〇四・四	八三・八	一四九・六	六七・九	三五六・一二	三三〇・一三	三五六・一二	一四・一四	八・一四	一九・一三	五六九・一三	一四五・一四	四六・一三	一四・六	一五・一四	八・一四	三五・八	八・一四	一五・一四
二一四・一四	一〇四・五	八三・九	一四九・七	六七・一〇	三五六・一三	三三〇・一四	三五六・一三	一四・一五	八・一五	一九・一四	五六九・一四	一四五・一五	四六・一四	一四・七	一五・一五	八・一五	三五・九	八・一五	一五・一五
二一四・一五	一〇四・六	八三・一〇	一四九・八	六七・一一	三五六・一四	三三〇・一五	三五六・一四	一四・一六	八・一六	一九・一五	五六九・一五	一四五・一六	四六・一五	一四・八	一五・一六	八・一六	三五・一〇	八・一六	一五・一六
二一四・一六	一〇四・七	八三・一一	一四九・九	六七・一二	三五六・一五	三三〇・一六	三五六・一五	一四・一七	八・一七	一九・一六	五六九・一六	一四五・一七	四六・一六	一四・九	一五・一七	八・一七	三五・一一	八・一七	一五・一七
二一四・一七	一〇四・八	八三・一二	一四九・一〇	六七・一三	三五六・一六	三三〇・一七	三五六・一六	一四・一八	八・一八	一九・一七	五六九・一七	一四五・一八	四六・一七	一四・一〇	一五・一八	八・一八	三五・一二	八・一八	一五・一八
二一四・一八	一〇四・九	八三・一三	一四九・一一	六七・一四	三五六・一七	三三〇・一八	三五六・一七	一四・一九	八・一九	一九・一八	五六九・一八	一四五・一九	四六・一八	一四・一一	一五・一九	八・一九	三五・一三	八・一九	一五・一九
二一四・一九	一〇四・一〇	八三・一四	一四九・一二	六七・一五	三五六・一八	三三〇・一九	三五六・一八	一四・二〇	八・二〇	一九・一九	五六九・一九	一四五・二〇	四六・一九	一四・一二	一五・二〇	八・二〇	三五・一四	八・二〇	一五・二〇
二一四・二〇	一〇四・一一	八三・一五	一四九・一三	六七・一六	三五六・一九	三三〇・二〇	三五六・一九	一四・二一	八・二一	一九・二〇	五六九・二〇	一四五・二一	四六・二〇	一四・一三	一五・二一	八・二一	三五・一五	八・二一	一五・二一
二一四・二一	一〇四・一二	八三・一六	一四九・一四	六七・一七	三五六・二〇	三三〇・二一	三五六・二〇	一四・二二	八・二二	一九・二一	五六九・二一	一四五・二二	四六・二一	一四・一四	一五・二二	八・二二	三五・一六	八・二二	一五・二二
二一四・二二	一〇四・一三	八三・一七	一四九・一五	六七・一八	三五六・二一	三三〇・二二	三五六・二一	一四・二三	八・二三	一九・二二	五六九・二二	一四五・二三	四六・二二	一四・一五	一五・二三	八・二三	三五・一七	八・二三	一五・二三
二一四・二三	一〇四・一四	八三・一八	一四九・一六	六七・一九	三五六・二二	三三〇・二三	三五六・二二	一四・二四	八・二四	一九・二三	五六九・二三	一四五・二四	四六・二三	一四・一六	一五・二四	八・二四	三五・一八	八・二四	一五・二四
二一四・二四	一〇四・一五	八三・一九	一四九・一七	六七・二〇	三五六・二三	三三〇・二四	三五六・二三	一四・二五	八・二五	一九・二四	五六九・二四	一四五・二五	四六・二四	一四・一七	一五・二五	八・二五	三五・一九	八・二五	一五・二五
二一四・二五	一〇四・一六	八三・二〇	一四九・一八	六七・二一	三五六・二四	三三〇・二五	三五六・二四	一四・二六	八・二六	一九・二五	五六九・二五	一四五・二六	四六・二五	一四・一八	一五・二六	八・二六	三五・二〇	八・二六	一五・二六
二一四・二六	一〇四・一七	八三・二一	一四九・一九	六七・二二	三五六・二五	三三〇・二六	三五六・二五	一四・二七	八・二七	一九・二六	五六九・二六	一四五・二七	四六・二六	一四・一九	一五・二七	八・二七	三五・二一	八・二七	一五・二七
二一四・二七	一〇四・一八	八三・二二	一四九・二〇	六七・二三	三五六・二六	三三〇・二七	三五六・二六	一四・二八	八・二八	一九・二七	五六九・二七	一四五・二八	四六・二七	一四・二〇	一五・二八	八・二八	三五・二二	八・二八	一五・二八
二一四・二八	一〇四・一九	八三・二三	一四九・二一	六七・二四	三五六・二七	三三〇・二八	三五六・二七	一四・二九	八・二九	一九・二八	五六九・二八	一四五・二九	四六・二八	一四・二一	一五・二九	八・二九	三五・二三	八・二九	一五・二九
二一四・二九	一〇四・二〇	八三・二四	一四九・二二	六七・二五	三五六・二八	三三〇・二九	三五六・二八	一四・三〇	八・三〇	一九・二九	五六九・二九	一四五・三〇	四六・二九	一四・二二	一五・三〇	八・三〇	三五・二四	八・三〇	一五・三〇
二一四・三〇	一〇四・二一	八三・二五	一四九・二三	六七・二六	三五六・二九	三三〇・三〇	三五六・二九	一四・三一	八・三一	一九・三〇	五六九・三〇	一四五・三一	四六・三〇	一四・二三	一五・三一	八・三一	三五・二五	八・三一	一五・三一

備考（一）町村制未施行地　八丈支廳管内（小島、鳥島）
小笠原支廳管内（北硫黄島、南硫黄島、南鳥島、中ノ鳥島、沖ノ鳥島）

（二）表中人口數世帶數ハ昭和十五年度國勢調査、隣組數町内會部落會數ハ昭和十八年九月三十日現在（區ノ存スル區域外ハ六月三十日現在）ノ調査ニ依ル。

（二）財政

都の行政組織の下に施設經營せらるゝ事業は廣汎に亘り之が運營に要する經費も莫大であり、都の財政規模は我國地方財政の首位を占め他の追從を許さゞる所である。統合前に於ける府市の財政狀況は昭和十八年度豫算（六月末現額）に就て之を觀るに、遞次繰越額を含み東京府二億一千二百四十三萬餘圓、東京市七億一千三百九十六萬餘圓、合計九億二千六百四十萬餘圓の巨額に達し、都の財政は此の兩財政を合したものとして、共の重複せる部面を整理緊縮し得たとしても、猶且尨大なる額に上ることは想像に難くない。都制施行後直に暫行豫算（自七月至十月四箇月分三五〇、四三七、二七三圓）が決定せられたのであるが、都政の本格的なる運營經費とも謂ふべき昭和十九年度豫算は來るべき都議會に提出すべく目下財務當局に於て編成中である。

斯の如き尨大なる豫算は廣汎多岐に亘る事業施設を能率的に經營すべき財政經理の必要上一般會計と特別會計に分たれる。

一般會計は都廳、警視廳、區役所等の廳費並に土木、教育、保健、衞生、厚生、産業、防衞、自治振興、時局國民運動、軍事援護等の諸事業施設の費用の收支を經理する會計であり、特別會計は各種公企業等能率的經營を必要とするもの並に共の他の理由に依り一般會計と別個に經理する必要ある事業四十餘種に就て設けられ歳計收支の複雜なる關係を整理せんとするものである。

之等歳出の財源としては租稅收入、使用料及手數料、國庫補助金、都債が共の主要なるものである。

以上の如き都財政が現時局下にあつて國策の要請たる戰爭完遂に全幅の協力を爲すべく運用されねばならぬことは言を俟たないが、明十九年度の都豫算の編成に當つては緊迫せる決戰段階に即應し確固たる都行政の樹立を期すべき方針を執り（一）防空共の他戰爭遂行上缺くべからざるもの（二）生産增强共の他直接戰力の緊急增强の爲必要缺くべからざるもの（三）食糧政策、保健政策共の他都民の戰爭生活確保の爲必要缺くべからざるもの（四）隣保組織の强化等帝都決戰體制確立の爲必要缺くべからざるもの、四項に編成の重點が置かれて居る。又之が計畫の樹立に當つては現下の資金、物資、勞力需給の狀況を勘案し、共の見透しあるものに就て實行可能性の確實と效果の急速なる發揮とを期すべく特別の工夫と創意とを以て爲すと共に不急事業の打切繰延、重複事業施設の整理統合が企圖されて居る。而して更に歳入に就ては年度内收入の確實を期し使用料手數料の增額、新設等は都民の戰爭生活に對する影響を考慮檢討し、又起債は防空費等緊急已むを得ざるもの、みに抑制する方針が決定せられて居る。

（三）各種事業施設

都政に於ける各種事業は前記の如く各部門に亘り廣汎多岐を極めて居るのであるが、以下共の主要なるものに就て概要を略述し都政の外廓を一瞥することにする。

（イ）都民總動員態勢

東京都は肇國の下帝都として光輝ある地位を占むると共に今日に於ては大東亞の中樞として世界史的意義を有して居る。東京都民たる者は須らく共の榮譽を思ひ國家及大東亞の負託に應へるの覺悟がなくてはならない。殊に現下戰局は益々熾烈を極め眞に國家存亡の危機に直面する際一層此の感を强くする次第である。都當局としても此の情勢に對應し戰捷目的達成の爲、都民の物心總動員態勢を整へるべく諸般の施策を講じて居る。

(1) 動員事業

大東亞戰爭完遂を目途とし都民の物心兩面に亘る總動員體制を强化する爲

1、精神的方面の總動員として時局認識と肇國の精神を都民に對し汎く之が滲透を圖らんが爲大政翼贊諸團體と連繫し遺族接遇、英靈感謝、防諜思想普及、戰場精神、皇都精神昂揚運動等各分野に亘り國民運動を展開しつ

ゝある。

2、長期戰に勝抜く爲衣食住の消費方面の決戰體制への切替へを企圖し、都民に對し之が極度の消費規正と戰爭經濟理念を確立徹底せしめんが爲、町會隣組及大日本婦人會等を通じ戰時家庭科學講座開設、不要不急衣料品隣組交換指導等を行ひ共の完遂に懸命の努力を拂ひつゝある。

3、刻下の急務たる生産擴充に對處する爲、勤勞動員體制を確立して重點的に工場農村に對し遊休勞力、勤勞報國隊の動員を行ひ、又軍需生産部門に屬する産業戰士に對し弊視廳、産業報國會と連繫し工場に慰問演藝班を派遣する等積極的に之が慰問感謝激勵運動を展開しつゝある。

4、清新なる都議會確立の目的の下に肅正委員會を整備し選擧肅正方策の具體的實施に努めた。

(2) 町內會部落會及隣組整備事業

國策の滲透徹底と都民生活の安定確保とを圖る爲には、行政の最下部組織たる町內會部落會及隣組の整備を强化し必勝體制を確立し、時局の推移と國家の要請とに即應して各種行政施策の協力機關としての機能を十分に發揮せしむることが肝要である。爰に町會隣組の戰時體制確立强化策を實施し區域整備及內部機構の擴充を圖り殆んど完了し成果大いに見るべきものがあつたのであるが、今後は八部制の運營指導に萬全を期すべく努力しつゝある。郡都市町村に就ても大要右の方針に從ひ整備を促進してゐる。主たる事業としては町會隣組の常會指導者錬成講習會、專門錬成道場建設、町會事務に對する助成、指導書の刊行配布等である。而して町內會部落會及隣組の活動の動脈とも謂ふべき常會體系の整備も成つたが、都管內の常會組織は左圖の如くであつて上意下達、下情上通の機能を果して居る。

東京都常會體系圖

一、○印は常會主催者
一、括弧內日附は開會日
一、區市町村長の選任せる者とは夫々の部內に於ける區市町村會議員、各種團體代表者、官公吏、學校敎職員、警察官、學識經驗者より區市町村長の選任する者
一、町會常會、町內（部落）常會に於ては事宜に依り町會、町內（部落）會關係團體の代表者を加ふ。

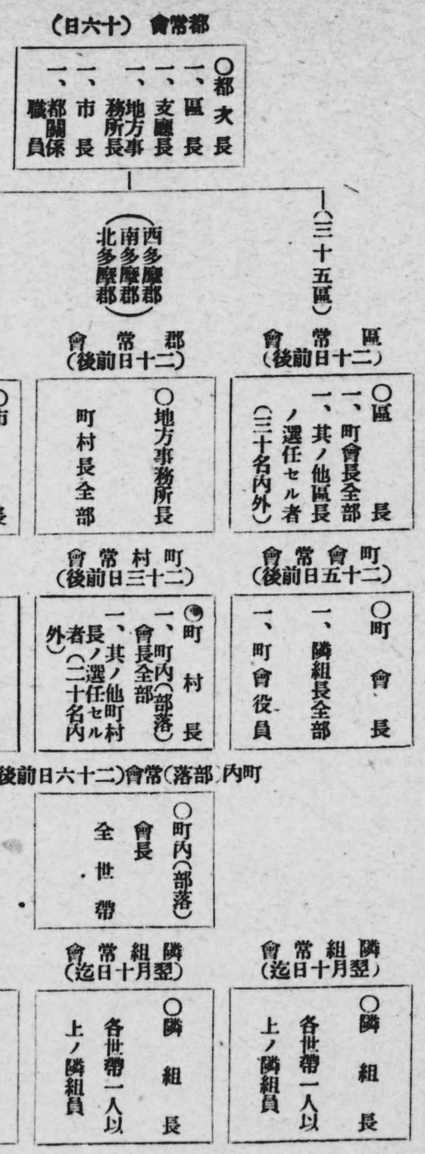

（備考）支廳管內は郡常會系統に準じ實情に應じ適宜の方法により開催する。

(3) 貯蓄奬勵事業

國民貯蓄增強の要は今更多言を要しない所であるが、昭和十八年度國の國民貯蓄增加目標額二百七十億圓に對する本都の割當目標額は八十五億圓である。之が達成の方法として (1) 戰時國民貯蓄の眞義徹底を主眼とする貯蓄奬勵 (2) 國民貯蓄組合法に基く國民貯蓄組合の整備擴充 (3) 國債債券の消化促進の三點に重點を置いて目標額突破に邁進すべく或は各常會を通じ或は講演會、移動展、協議會、講習會開催等の各種施策を講じて居る。

(4) 資源回收事業

昭和十八年度金屬類非常回收に關しては內務省竝に金屬回收本部よりの通牒に基き七月末第一次回收を終了し、尙今後も關係方面と連絡し金屬非常回收工作隊の活動と相俟つて近く回收を實施すべく計畫してゐる。一般資源回收としては大日本婦人會東京都支部を動員し都下一圓に亙り故繊維特別回收を行ひ七月末一應終了したが、其の他の一般資源回收に就ては各區を單位として資源回收組合員を通じ回收指導を促進してゐる。尙昭和十六年度より實施中なる茶殼回收は決戰下益々之を强化すべく鋭意努力中である。

(5) 報道事業

右の如き諸施策の周知徹底方法としては都に於て發行する東京都公報、都政週報、隣組回報、常會通信等が其の任に當つて居る。

(ロ) 厚生

往時の慈惠救濟に端を發し今や民生の管理、增强に迄積極擴大化した厚生事業は地方公共團體殊に大都市に於ける所謂公共事務として最も活動分野の廣い部門とされて居る。時局下人的資源の培養强化、健全なる都民の育成は戰爭完遂の爲に喫緊の要務であり、國家の之に對する施策も益々擴大し、關係法令施行を地方團體に委任せらるゝものも逐年增加し、都の厚生事業は軍事援護に社會保護に或は保健衞生其の他に愈々其の重要性を加へて居る。新に强力なる一元的機構の下に能率的重點的に運營せらるべき今後の施策は大いに期して待つべきものがあり、更に東京都社會事業協會其の他の厚生諸團體の活動と相俟つて本都內の厚生事業は正に百花燎爛の觀があらう。以下現在都の統轄に屬する主要なる厚生事業を概觀する。

(1) 軍事援護事業

今次戰爭の長期化と深刻化に伴ひ軍事援護事業の擴充强化を圖ることは最も緊要なる問題である。府市の統合に依り二重行政の弊は今や一掃せられ事業の徹底强化は期して待つべきものがある。本都に於て施行する事業の主要なるものは左の如くである。

1、軍事援護思想の昂揚（講演會、映畫會、軍事援護教育校の指定等）
2、軍事扶助法の施行
3、恤兵輸軍事業（現地慰問團派遣、慰問品發送、傷病將士慰問）
4、傷痍軍人指導敎化竝に保護（修養敎化、醫療保護、職業保護、子女の育英）
5、歸鄕軍人援護指導（生業援護、相談等）
6、遺家族の指導敎化竝に保護（職業補導、遺兒育英、慰安、相談、指導員相談員の設置等）
7、軍事援護諸團體の指導助成

軍事援護施設としては軍事援護館（一箇所）、傷痍軍人職業補導所（一箇所）、櫻寮（一箇所）、菊花寮（七箇所）の外軍事援護相談所（中央に一箇所、各區地方事務所及支廳內に各一箇所、市區町村百箇所）が設けられて居る。

(2) 健民事業

大都市居住者の體位低下の趨勢に鑑み一般都民の體力增强、健民鍛錬を目途として鋭意各種の施策を爲しつゝある。

1、體力增強運動

健康者を主たる對象とする保健體錬及身心錬成に依る體力增強事業として町會體育振興（町會體育實踐員の設置、町會體育指導者養成訓練）、武道の普及奬勵、體力團體助成及體力章檢定を施行して居る。體力增強施設としては紀元二千六百年を記念し都民錬成道場、鍛錬道場、海上錬成道場、武德殿等の設營を圖りつゝあるが、室地利用の健民運動場も着々完成しつゝある。

2、體力管理

國民體力管理法に基き筋骨薄弱者及健康要注意者を對象として健民修錬に依る體力增強事業を積極擴大しつゝある。即ち各區、市町村、事業場に於ける體力檢査及其の結果措置の爲銳意健民修錬所の設置經營（既設四箇所の外本年度實施計畫二十一箇所）を圖つて居る。別に保健所（十三箇所）、特別衞生地區保健館（一箇所）を運營し健民特別指導地區を設定し指導を與へて居る。

3、母子指導

母子指導に依る健民育成及人口增强事業として乳幼兒體力向上指導、姙産婦指導委託、榮養改善、母性指導、姙産婦手帳、結婚及出産奬勵事業等を施行して居る。施設として小兒研究所（一箇所）、小兒保健所（五箇所）、結婚會館（一箇所）を經營するが、都委託事業として結婚奬勵組合があり中央に一箇所、地方に五箇所の結婚相談所を開設して居る。

(3) 生活保護指導竝に勤勞動員事業

1、一般保護指導

管內全區市町村に方面委員制度（二百三十方面、委員三千五百八十人）を施き一般救護、指導敎化を行ひ救護法、母子保護法、醫療保護法の運用に當つて居る。施設として四十四箇所の方面館、八十九箇所の方面事務所がある。

2、兒童保護指導

乳幼兒保護事業として戰兒託兒所（六十五箇所）、虛弱兒轉住保育所（二箇所）を經營し、託兒所、保育所（市町村立八箇所、私立二百五箇所）の指導に當つて居る。其の他の事業として乳幼兒の收容委託、精神薄弱兒の收容保護、兒童虐待防止法の施行、少年救護法の施行（少年厚生寮一箇所、都立少年敎護院二箇所がある）等に依り人的資源の確保、生産擴充に資せんとして居る。

3、經濟福利事業

イ、公益質屋（都立公益質屋二十箇所の直營、社會事業協會經營十箇所竝に都下町村經營八箇所の公益質の監督）、公設浴場（三箇所）、食堂（都營六箇所）等の事業を經營。

ロ、住宅事業

(1) 住宅組合法、地代家賃統制令、貸家組合法を施行し都民の住生活の安定を圖つて居る。

(2) 都營住宅として普通住宅（千八百二十七戶）、世帶向共同住宅（百二十戶）、單身男子共同住宅（百四十戶）簡易住宅（二百七十二戶）、工場勞務者向住宅（百九十戶）、軍需工業勞務員寄宿寮二箇所がある。

(3) 勞務者住宅供給事業として割當資材の配給に關し都勞務者住宅協會を設立し、資材の確實敏速なる入手に努めて居るが、建設量は會社工場數三百四十九、世帶住宅六千八百九十四戶、共同宿舍七萬一千八百三十四人分である。

(4) 不良住宅地區改善事業

不良住宅地區改良法に依り都に於ては三河島及西巢鴨の二箇所に共同住宅七百八十四戶を建設管理して居る。

(5) 住宅斡旋事業

住宅交換斡旋所を設置し交換斡旋、遊休家屋の供出勸奬を行ふ。

ハ、宿泊所事業

宿泊所及一泊所各三箇所、婦人宿泊所二箇所を管理經營す。

4、養育院經營

本院は明治五年の創設に係り育兒、養老、精神薄弱者及不具廢疾者保護、少年教護、醫療救護事業等を行ふ全國唯一の綜合的社會事業施設を爲して居る。本院は板橋病院、石神井學園、安房臨海學園、萩山實務學校、長浦更生農場及大塚生活補導館の六箇所に分れ夫々の事業を施行して居る。

5、融和事業及協和事業

同胞差別の陋習を除き或は內地在住朝鮮同胞の內地同化、皇民化を圖り保護指導錬成が施されて居る。

6、勤勞動員事業

遊休有閑勞務を動員し國民皆働態勢を確立する爲皆働斡旋所二十八箇所を設けて居るが、授産、衣料の修理更生指導も併せ行ふ所である。

又轉廢業者の滿洲轉出を促進せしむる爲開拓民集團を編成入植（三箇集團滿植、來年度七箇集團入植豫定）せしめて居り、更に青少年義勇軍派遣も行つて居る。

7、社會事業法の施行

都下の各種社會事業を連絡統制し生產力擴充、人的資源確保、生活安定に挺身せしむべく指導策を講じて居る。

(4) 衞生

1、衞生

都の衞生行政は衞生に關する各種取締と衞生諸施設の管理經營とに分たれるが、前者は時局に即應する醫療の適正と企業の整備、醫藥品配給の圓滑を期し都民醫療の完備を圖るべく、國民醫療法其の他關係法令に基く取締、劇藥毒物に關する諸法規に基く取締及統制醫藥品、衞生材料の配給統制を行ひ更に結核豫防法、花柳病豫防法、國民優生法等に基く各種取締及飮食物、接客業者の病毒傳播の防止等に依り完璧なる衞生行政の實施を期して居る。後者は直接都民に醫療施設を與ふべく豫防施設として健康相談所（二十九箇所）、兒童健康指導所（二十八箇所）、集團檢診用自動車等の結核豫防施設、優生相談所（十六箇所）、診療所（二十一箇所）、娼妓病院（五箇所）、健康診斷所（二箇所）等の花柳病豫防施設の外、トラホーム治療班（八箇所）、寄生虫病診療所（一箇所）の豫防竝に治療施設を經營して居る。治療施設としては普通病院（七箇所）、診療所（十二箇所）、整形外科病院（一箇所）、靜和園、松澤病院、母子保護施設として產院乳兒院（七箇所）を經營して居る。更に研究、檢查共の他の施設として衞生試驗所、衞生檢查所、麻藥中毒救護所を有する。而して之等醫療に關しては濟生會、醫療團等の諸團體と緊密なる連絡を執り都民醫療の完璧を期して居る。

2、防疫

都の防疫に關しては大東亞圈內の交通愈々頻繁を加ふるに隨ひ外來性傳染病に對する防疫には萬遺漏なき措置を講じつゝあるが、常住傳染病に付ても工場、會社等の集團生活者に對し保菌者檢索、種痘、豫防注射の實施等の防疫措置を爲し生產力を低下するが如き事態の發生防止に努めて居る。

防疫施設としては都立傳染病院（六箇所）、隔離所（三箇所）、消毒所（六箇所）、防疫所（六箇所）を經營して居り、都下市町村立傳染病院（九箇所）、隔離病室（二十五箇所）、傳染病院附設私立病院（八十八箇所）の監督に當つて居る。

3、清掃事業

汚物掃除法の定むる所に依り都に於て處分すべき汚物は塵芥、灰燼、汚泥、汚水、屎尿であるが、此の中區の存する區域に於ける塵芥及屎尿の處理は最も解決困難なる問題となつて居る。

イ、塵芥處理

都が直接清掃義務を負擔する範圍内に於ける戸數は都に於て施行せざるものを除き百三十一萬餘戸、排出量は一日當り百六十九萬餘瓲（四十五萬餘貫）に及ぶ。之等の塵芥の處理作業は直營、請負、直營請負併用の三方法に依り施行される。而して塵芥は雜芥と厨芥に分別蒐集せられ、手車、牛馬車、自動車又は船舶等に依り夫々埋立地、農耕地及燒却場、燒却工場等に運搬せられ、終末處分として燒却、海面埋立、低濕地埋立、養豚飼料、醱酵堆肥等の方法が執られて居る。

ロ、屎尿處理

都に於て處理してゐる戸數は百九萬六千餘戸、一日當りの排出量は三萬八千三百餘石である。之等の屎尿は直營及請負の兩制度に依り處理せられるが、手車、牛馬車、船舶等に依り蒐集運搬せられた屎尿は屎尿扱場、屎尿處分場、中繼貯溜槽、農村に搬出せられ、夫々農耕地還元、海洋投棄、淨化處分其の他の終末處分が行はれて居る。

然し乍ら時局下勞力資材の不足に依り之が輸送は意に任せず、清掃事業施行の困難は益々深刻化の一途を辿りつゝある狀態にある。塵芥に付ては將來より減量運動を提唱し處理に要する勞力、資材、經費の輕減を圖り屎尿に就ても夫々緊急對策を講じ都民の保健衞生の保持の爲鋭意之が解決に努力してゐる所である。

(5) 國民健康保險法施行

國民體位の向上、國民生活の安定を二大目標とせる同制度の施行に關しては、政府の全國的普及計畫に基き都に於ては從來主として三多摩地方に普及施策を行ひ設立組合數は七十二箇町村、被保險者は三十八萬人に及んだが、目下八王子、立川其の他の未設立町村竝に舊東京市内に急速設立を促進すべく盡力中である。尙都廳内には國民健康保險組合聯合會を設立し各組合の連絡統制を圖りつゝある。

(6) 非常災害救護策

戰爭の際に於ける戰鬪行爲に因る災害及之に起因して生ずる災害を蒙りたる者の保護の完璧を期し、以て戰時災害に因る生活の不安を除去し民心の安定を圖る爲に戰時災害保護法が施行されてゐるが、其の救助、扶助、給與金支給に關しては防空法とも關聯し周到なる計畫と萬全の準備が施されて居る。

(八) 教育

教育事業は從來の府市二重機構の弊を一掃し今や都制施行に依り一元的機構の下に大東亞建設の本據としての帝都に相應しき教育施設を整備充實し得る體制が現出せられたのである。而して帝都教育の成果は今後の施策に俟つ所が多いが、當面の問題として(1)戰時教育非常措置(2)學校設備の擴充(3)教育内容の刷新(4)教員對策(5)學校體育の充實(6)社會教育機構の整備(7)皇太子殿下御誕生記念近代美術館建設(8)中等學校入學考査及内申制度の適正化、非時局的諸學校の整理等が着々解決されんとして居る。

次に現在都の統轄下に在る主要なる教育施設を一瞥すれば左の如くである。

(1) 學校教育施設

都の統轄に屬する都下の學校數は都公立千五百六校、私立千八十校合計二千五百八十六校、生徒兒童數は都公立百二十三萬四千百四十四人、私立四十一萬七千五百三十九人合計百六十五萬千六百八十三人職員數は都公立三萬二千四人、私立一萬七千五百二十一人計四萬九千五百二十五人である。此の外に各種學校三百五十校、生徒數十萬二千八百九十四人、無認可各種學校約五百五十校がある。以下學校別に之を觀れば左表の如くである。

設施	特殊	設施																				別設施
	盲聾啞學校	幼稚園				國民夜學校	學校															學校別
							公民															
							私立															
							公立															
							合計															
							私立															
							公市郡立															
							計															設立別
							水上															
							光明															
							都立															
							普通															
							(分校教場數)															
計	私立	都立	私立	都立	計	都立	計	私立	公立	計	都立	公立	私立	計	都立	公立	私立	計	都立	公立	私立	科別
八六	四五	五五	九六	一五五	一〇八	七八	一〇四五	一〇四五	三〇	一〇七五	一〇二	一〇一	一	一〇四	一〇四			一〇四	一〇四			學級數
一一九	五〇	五五	六五	四三七一	九九	一〇九八	一〇二九	一〇二九	四九	一〇〇六一	一〇〇六一	九四二五	五〇三	九四二五	九四二五			九四二五	九四二五			生徒數
一五九	八九	八九	九二五	一〇九八	一〇九八	八三	一一〇二七	一一〇二七	三八	一一〇二七	一一〇二七	一一〇二七	一一	一一〇六	一一〇六			一一〇六	一一〇六			職員數
							一二部教授施行四〇學級	一二部教授施行四七學級	一二部教授施行四六學級													備考

教	等	中																				設施校學年青
		商業學校						高等女學校					中學校						青年學校			
		立		私		立																
計	男子	女子	計	男子	女子	都立	計	私立	公立	都立	計	私立	都立	計	私立	公立	都立	計	私立	公立	都立	
一一〇六	五五四三	三一三	一四五	四一三五	一〇五	六七四	一一八三	一一八三	一〇一	一三五	一一五七	九一〇	六四七	一一五七	五六八	一五九六七	三〇五四七	四一四五	一一〇六	一一〇六	一一〇六	一一〇六
五五四三	二六五六	一四	四九	一四一三五	一〇五六	三五	九八一三五	九八一三五	三三六	七一四五三	八八九三	五六三六	三〇五四三	八八九三	一五九六七	一五九六七	三〇五四三	四一四五	一一〇六	一一〇六	一一〇六	一一〇六
二六五七	一三〇六	一四	四九	一四一三五	一〇五六	三五	一一八三	一一八三	一〇一	一三五	一一五七	九一〇	六四七	一一五七	五六八	一五九六七	三〇五四三	四一四五	一一〇六	一一〇六	一一〇六	一一〇六
																						設施校學年青

設施	合計				實業學校					農業學校				工業學校					
	計	私立	公立	都立	計	私立		都立(女子)	共ノ他	計	私立	都立	計	私立	公立	都立	女子		
						女子	男子												
	四一一	三六三	二	一四五	四二	二二	一	一九		七	二	五	三三	一一	一	二一	一九		
	一、三四八	一、一〇二	四八一	一、四八一	五四〇	四五四	九四	一〇、四九七	一八一	六三	三五	二七	一、一六一	四〇四	六六	一、一五一	一、一五一		
	一、三四八	一、一〇二	四八一	一、四八一	五四〇	四五四	九四	一〇、四九七	一八一	六三	三五	二七	一、一六一	四〇四	六六	一、一五一	一、一五一		

設施	他ノ共				設施	高等學校													
	實業學男	教員養成所	青年學校		專門學校	高等學校													
					計	都立	女子	家事科	數學科	航空高等學校	都立	發動機工學科	航空機工學科	工業學校等	都立	金屬工業科	應用化學科	化學高等學校	都立
	三		都立		五		一	一		一				一				一	
					一、六三一		四五	一	四五	一三〇		一三〇		一、五一		一、五一		一、五一	
					一、六三一		四五	一	四五	一三〇		一三〇		一、五一		一、五一		一、五一	

設施	他ノ共																		
	實業學男	教員養成所	青年學校																
					計														
					農業科		工業科		商業科										
	三		都立		一〇		四		三										
					二七八		一一〇		九三		八四								
					二七八		一一〇		九三		八四								

各種學校											
校ニ類スルモノ	女	計	一二五	一五七	三〇	六	三六	九九	五九	一五八	三五一
專門學校ニ類スルモノ	男	女	計	二八、三二九	六四、六九五	五、六〇五	五四〇	六、一四五	一七、〇五八	一四、九九六	三二、〇五四	一〇二、八九四
其ノ他ニ屬スルモノ	男	女	計								

(2) 學校體育施設

1、養護學園　十五園（都直營七園、區營八園）

2、養護學級　百四十一學級、三千二百四十一人

3、運動場　一箇所

4、滑空道場　一箇所

(3) 社會教育施設

1、圖書館　都立二十八館（有料十四館）、公立一館あり、都立圖書館は日比圖書館之を統轄し事業の連絡を圖つて居る。都立圖書館藏書は六十九萬六千餘冊に達し、昭和十七年度閲覧人員は百七十二萬三千餘人に及んで居る。尙圖書館事業には文庫出張圖書館、貸出文庫等の制がある。

2、美術館　一箇所。美術に關する創作の展觀、新古美術品の陳列其の他美術の發達を目的とし使用せしめてゐる。

3、教化事業　成人教育、家庭教育講座、勤勞者教育等を實施す。

4、青少年團　本都の青少年團は同團事務局を設置し管內地方團の指導統制に當つて居るが、本團は青年團、女子青年團、少年團に分れ下位團として三十五區、二市、三郡、四島嶼、町村の各團がある。更に各國民學校、青年學校の區域を以て單位團を構成して居る。單位青少年團の概況は左の如くである。

團別	團數	團數員
青年團	五六四	二一九、三八八
女子青年團	三八一	七三、九九八
少年團	八一五	六九二、七七六
計	一、七六〇	九八六、一六二

(4) 教職員錬成及再教育施設

1、教育研修所　一箇所（附屬施設として大孝道場あり）。學校教職員の錬成及再教育竝に教育に關する研究調査を行ふ目的を以て設置せられて居る。

2、養正館　一箇所。皇太子殿下御誕生奉祝記念の爲教育者の錬成道場として設置せられたものであつて青少年教化錬成、青少年指導者教化錬成等の事業を行つて居る。

（二）社寺兵事

(1) 神社

本都管内に於ける神社は官幣社三、府社十八、郷社七十三、村社六百三十四、無格社千三十二、計千七百六十社である。都に於ては府社及郷社に對し毎年經常費に充當せしむべく費用を供進し、氏子崇敬者に範を示し神社崇敬の誠を致さしむると共に神社と氏子との結合の緊密鞏固を圖つて居る。而して官幣社以下神社の大祭には各神社の社格に應じて長官以下幣帛供進使として參向し、神饌幣帛料を供進し祭儀を嚴修して居る。尙神職の任免又は內申、財政の監督、社務の指導監督も行ふ所である。

(2) 宗　教

都管內に於ける宗教施設は寺院二千四百七十五、教會二千五百十八、宗教結社三千百四十二、禮拜施設五十八、計八千百九十三に及んで居る。都に於ては宗教團體法に依り之等を行政の對象とし其の財產保護、施設經營の萬全を期せしむべく監督指導の任に當ると共に安寧秩序を紊り風敎を害する等の行爲をなからしめ、其の完全な發達に依り國民思想の向上と生活安定に資せしむべく助長して居る。

(3) 兵　事

兵事關係事務は時局下益々重要性を加へつゝあるが、都に於て扱ふ事務は徵兵檢査、海軍志願兵、甲種飛行兵の徵募、馬匹自動車の徵發其の他召集、點呼等に關する事務である。

(4) 史蹟名勝天然紀念物保存事業

本都管內の史蹟名勝天然紀念物（聖蹟十五箇所、史蹟二十六箇所、名勝六箇所、天然紀念物二十一箇所等）及古墳の調査保存に關する事務、官修墳墓の監守を爲して居る。

(ホ) 經　濟

都市生活に於て最も重要なる分野を占むるものは其の經濟生活であるが、殊に戰時下にあつては生產增强に對する國民の戰力の根源池として都市の生產、配給及消費方面の經濟生活に對する施策如何は重大問題である。東京都は一面我國最大の消費地であると共に近時工業方面に異常の發達を遂げ我國國民經濟上の指導的地位を占めて居る。現戰時下戰力增强に對する經濟施策として企業の整備、消費規正は必須の要請であるが、都は巨大なる生產及消費都市として此等の方面の國策に協力する方途に就ても重點を置かねばならないのである。之が爲都の經濟施策運營の根本方針としては生產增强及都民生活安定確保に凡ゆる努力を傾倒して居る。以下都の經營する主要なる事業施設を擧ぐれば次の如くである。

(1) 生產增强方策

都民に對し生產增强第一主義を徹底せしむべく生產人に對する支援及感謝激勵運動を展開すると共に、生產能率の飛躍的增大に資すべく關係各廳の協力、工場側の奮起を促進すべき對策を實施せしむる方針を定め、之が實現の方法として各廳連絡協議會、工場臨場懇談會の開催、生產增强物資相談所の設置、工業指導所及機械工養成所の活用、各種工業關係講習會、講演會の開催、產業戰士激勵慰問等を實施しつゝある。

(2) 非常物資配給計畫

變災時對處上必要なる資材及罹災者に給與すべき物資、重點軍需物資、生產增强上必要なる物資、都民經濟生活物資の配給確保を目的として需給狀況の困難を克服し現物の確保、保管に努力しつゝある。

(3) 發　明　奬　勵

現下發明考案の要望は如何なる時代よりも大なるものがあり、其の奬勵は極めて重要である。都に於ても一層積極的に之が奬勵に努め各種の施策を講じて居る。即ち發明科學博物館建設、研究者に對する發明奬勵費の交付、發明家又は企業家に對する發明實施資金の貸付、生徒兒童及工員の發明創案品展覽會の開催、優秀なる發明及其の工業化に對する表彰、發明研究者に對する技術的乃至法規的指導相談等である。右の中發明科學博物館は發明振興委員會に於て發明奬勵振興上最も有效適切なる方策なりとの答申に基き大規模なるものを建設せんとするもので、準

備打合會及建設準備委員會を開催し着々準備を進めて居る。

(4) 企業整備

都に於ける戰力增強企業整備に關しては未だ具體的に主務省よりの通牒に接して居ないが、東京都中小商工業再編成協議會の擴充改組の爲委員會規程の改正竝に委員銓衡等を行ひ實施に必要なる諸準備を爲しつゝある。

1、工業部門の整備

政府の指示に基き直接戰力を急速且つ高速度に增強する目的を以て從來の企業整備の趣旨を擴充し新なる構想の下に企業整備を實施せんとして居る。

2、小賣業の整備

政府通牒「小賣業整備要綱」に基き特に勞務供出に重點を置き之が整備を實施すべく指定整備業種の選定、整備促進協力機關との連絡等に就て準備を進めつゝある。

3、轉廢業者資產引受竝に共助費助成

轉廢業者に對する更生指導竝に企業整備の促進を本旨とする此等施策に關する事務の敏捷なる處理に努めて居る。

尙企業整備に伴ふ中小商工業者更生策の一助として滿洲國に報國農場を經營す。

(5) 食糧增產對策

都民八百萬の食糧確保は最も留意すべき所であるが、現下の緊迫せる決戰下に於ける本都の農林水產業の特殊事情を勘案しつゝ可及的速に食糧增產の實を擧げ且つ純農村の確定强化を期すべく次の如き各種施策を實施して居る。

農產物に關し土地改良、耕地轉換、農耕法改良、空荒地利用等の方法に依り米、麥、甘藷、馬鈴薯、蔬菜の增產、雜穀類の應急增產を圖つて居る。

畜產物に關して牛乳、肉及卵の增產を圖り、肉豚及乳牛增殖奬勵助成を行ひつゝある。

水產物に關して內灣漁業、島嶼漁業、內水面漁業を通じて魚介類、海苔、淡水魚の增產を圖るべく奬勵施策を講じて居る。

尙本都に於ける食糧增產の一助として企業の整備に依る轉出者を歸農せしめ、人口の疎開と都市農村の精神的融和を圖るべく戰時開拓農場を設けて居る。

(6) 米麥、生鮮食品、調味品其の他の食品の集荷竝に配給

都民食糧物資の集荷、配給は增產と共に最緊要事であるが、此の問題に關しては米穀と代替品の配給調整、輸送、荷捌等の困難克服、蔬菜供給圈の設營、市場の增改築、小運送竝に市場間の搬送圓滑化、蔬菜及鮮魚介の冬期對策及減荷時對策等に就て努力しつゝある。

(7) 尙都に於ては物價の統制、廣量衡器の取締、各種纖維製品の配給統制、木材の增產及供出、薪炭の集荷及配給統制、木炭の供出及配給統制、共の他日用品各種の配給統制竝に工業用、建築用及一般民需の資材配給統制等に關する事務を管掌して居る。

(8) 各種物資の切符制度

時局下一切の生產消費は綜合的計畫の下に運營し、都民の生活必需物資は銃後生活安定の限度に止め餘剩の物資、勞力は擧げてより重要なる方面に重點的に動員することが戰爭完遂の爲絶對に必要である。此の目的の爲には各種物資に對する切符制度が不可缺のものであるが、現在都民の衣食住生活の全般に亘り主要なる物資に就ては一應切符制度が實施せられ都民の之に對する認識も漸次深まりつゝある。都に於ても益々工夫改善を圖り萬全を期すべく努力して居る所である。

以上の事業施行の爲直接或は間接に寄與して居る經濟施設の主要なるものを列擧すれば次の如くである。

機械工養成所（二箇所）、商工奬勵館、工業奬勵館、染織試驗所、電氣研究所、農事試驗場、水產試驗場、種畜場、蠶業試驗場、繭檢定所、蠶業取締所（同支所）、中央卸賣市場、芝浦屠場、工業指導所（五箇所）、機械工補導所、職業補導所、戰時錬成農場、戰時開拓農場、農事講習所、水產製品檢查所、農林產物檢查所、家畜市場、中央卸賣市場分場（五箇所）及配給所（六箇所）、小賣市場（十箇所）等。

（一）土　木

土木事業は都市發展の基礎を爲すものであり、施設の充實如何は直に都民生活に重大な影響を及ぼすものである。殊に戰時下に於ける帝都の施設整備は我國の國防、經濟、交通等の中心地としての地位に鑑み重要な問題である。從つて從來府市の豫算中に於ても土木事業費が大部分を占めて居たのである。今後も大東京都として整備充實を要する土木施設は多い。

一方時局下資材、勞力の需給困難の度は益々深刻化しつゝある爲施設は重點的施行となり、一部は中止の已むなきに至ることも思料せらるゝが、斯る惡條件を克服して順次事業の促進が圖られて居る。現在都の管理に係る主要なる土木事業の概況は次の如くである。

(1) 道　路　事　業

本都管轄道路の總延長は九千七百十一粁餘であり、內國道百四十粁餘、府縣道千六百十二粁餘、市道七千九百五十八粁餘となつて居る。他に都下町村に於て管理する町村道約一萬五百粁がある。橋梁總數は五千九百四十九橋であり、延長は五十五粁餘である。而して之等道路及橋梁の維持、修繕、改修或は新設は時局下國防上、生產增强上の要務となつてゐるので資材勞力難を克服して之が進捗に努力して居る。

(2) 河　川　治　水　事　業

本都管理に屬する河川は實數百三十九、河川延長約八百四十粁である。內河川法適用河川十、河川延長約百九十五粁、準用河川八十九、河川延長約四百十二粁、普通河川五十三、河川延長約二百三十三粁となつて居るが、此の中都費支辨に屬するものは七十六、河川延長約七百三粁である。此の他に中川、江戶川、北十間川、堅川、海岸堤及荒川の各沿岸地には高潮防禦施設の工事を爲し、多摩川及入間川流域には砂防施設として堰堤工事が行はれて居る。而して河川も今日戰力增强上運輸交通に重要な使命を有するので之が改修は忽せに出來ない所であり、之が萬全を期すべく努力しつゝある。

(3) 公　園　綠　地　事　業

公園綠地事業は都民の心身兩面の健全化を圖る上に極めて必要であり、尙時局下帝都防衞上重大なる使命を有して居る。主要なる事業は左の如くである。

1、丘陵綠地事業

東京綠地協議會の決定せる丘陵綠地十二箇所の健民施設の建設維持を爲すべく昭和十一年度以來實施し來つて居る。

2、風致地區改善事業

都市計畫法に基き指定せられたる風致地區十箇所の維持改善を爲すものである。

3、紀元二千六百年奉祝記念大綠地造成事業

帝都防衞及都民の保健、保安、敎育、錬成の用に供する爲都心より半徑廿粁の圓圈を中心として七箇所の大綠地を選定し都市計畫事業として造成するものである。尙市街地の疎開、人口の分散を圖る見地より舊東京市を對象として適地を選定買收し綠地化せんとの計畫及中綠地計畫等も進行中である。

本都管理の公園施設は公園數約二百四箇所、面積百四十八萬九千餘坪、特殊施設は十六種百二十三箇所に達し特に公園內特殊施設（動物園、自然文化園、競技場、野球場、庭球場、短艇場、水泳場、排球場、弓道場、音樂堂等）の普及は都民の厚生文化の一翼として意義大なるものがある。然し之を以てするも公園施設は未だ十分とは謂ひ得ない狀態にあるので、施設の擴充が企圖されて居る。

5、靈園其の他の施設の建設、管理經營及改良事業

本都管理施設は墓地六箇所、面積六十九萬八千餘坪其の他納骨堂、葬儀所、火葬場である。靈園は既に飽和狀態に達して居るので更に擴充を圖りつゝある。

(4) 都市計畫事業

東京都が大東亞に於ける諸都市の模範たるべき地位に鑑み其の整備の目的の爲には都市計畫乃至は地方計畫は絶對不可缺の要件であり、更に近時に於ては防空上の觀點より强力に之が要請されるに至つた。此の意味に於て東京都の都市計畫は重要なる事業部門の一に算へられるが、現在都の地域內に於ける都市計畫區域として決定を見たものは舊東京市を中心とする東京都市計畫區域の外、八王子、立川、武藏野、府中、調布、東村山、青梅の七區域である。而して之等の各都市計畫區域內に於ては夫々各種地域、地區の指定及都市運營上必要なる各般施設の計畫を決定する都市計畫があり、更に進んで計畫決定せる事業を實現する都市計畫事業を施行して居るのである。各都市計畫施設は綜合的に其の機能を發揮すべく考慮立案されて居るのは當然であるが、都市計畫より一步前進し地方計畫的、國土計畫的帝都の施設經營の爲昭和十七年度よりは大東京整備計畫調査が進められてゐる。地方計畫法も國土計畫法も制定さるべくして未だ實現しないが、現實の前には昭和十七年六月工業規制地域及工業建設地域に關する暫定措置が講ぜられて帝都を初め重要地域に於ける工場の新增設を制限し產業立地に對する國家規制を行はんとし、又昭和十八年二月には學校規制地域に關する暫定措置要綱に依り學校の新設を制限してゐる。更に今次第八十三回帝國議會には防空法の劃期的改正が行はれ帝都の疎開が目標とされて居る。本都の綠地地帶、空地區の大增設、防火帶の設定等々東京は極めて急速に敵前疎開を展開し强靱なる防衛帝都を現出するであらう。

現在計畫せられたる施設事業を觀れば左表の如くである。

1、各種の都市計畫施設

施設	計畫
道路	一、七二一路線、延長三、一三一、二九三米
廣場	二九箇所、二七・三九ヘクタール
建築敷地	五箇所、三・三二ヘクタール
橋梁	三箇所、延長四七五米
高速度交通機關	五路線、延長八二・四粁
飛行場	二箇所、五五七・六六ヘクタール
河川、運河	造修、埋立、新設延長一〇六、四七七米
高潮防禦	堰堤延長一二七、一六二米、水門九五箇所
防水施設	排水場七六箇所
上水道	貯水池三箇所、淨水場二箇所、淨水池二箇所、配水管延長五〇八、四六〇米
下水道	排水面積二四、一九八ヘクタール、喞筒場一九箇所、處分場七箇所、下水管延長二、〇六〇、四三七米
墓地	五箇所、二二二・二四ヘクタール
火葬場	七箇所、八・五二ヘクタール
塵芥燒却場	九箇所、一〇・九四ヘクタール

防火用水利施設　貯水槽三四五箇所、防火水道給水區三區、區域三四一・四〇ヘクタール

土地區劃整理　七二地區、三、〇六四・五五ヘクタール

中央卸賣市場　七箇所、三三・五一ヘクタール

家畜市場、屠場　二箇所、五・〇一ヘクタール

事業費概算總額　二十五億五千三十餘萬圓

2、都市計畫事業

前記計畫は都長官或は地區所在の市町村長が執行者となつて都市計畫事業として施行せられるのであるが、地區に依つては地區決定を見たのみのもの、計畫決定を見たのみのものも存する。既に事業化したものに就て其の事業費を見ると總額十五億一千四百二十餘萬圓であつて計畫に對する事業化の割合は五割一分強に當つて居る。當局に於ては更に其の完成を目指して努力を傾向してゐる所である。

3、疎開事業

帝都の無計畫的人口膨脹の結果は密住過大の不健全性を露呈し保健衞生、交通、配給特に防空の觀點より一刻も忽せにし得ない狀態に立ち到つた。人口及産業の適正配分計畫は敵機盲爆の前に實現せられねばならない。玆に重要地區の大疎開事業が取上げられ臨時都議會の議決を經て本年度中に一部（經費三千四萬圓）を完了、昭和十九年度には之が完成を見る豫定である。

(5) 紀元二千六百年記念事業

1、紀元二千六百年記念宮城外苑整備事業

本事業は昭和十四年度より五箇年繼續を以て宮城外苑の整備を行ふものであるが、時局の趨勢に鑑み本年九月末一應工事を中止する豫定である。

2、紀元二千六百年記念事業附帶宮城外苑地下道築造事業

本事業は昭和十五年度より五箇年繼續を以て宮城外苑整備事業に附帶し地下道を新設せんとするものである。

(6) 土木技術研究所經營

本所に於ては土木事業全般に亘る技術上の調査研究及實施指導を爲し事業の圓滑遂行を圖ると共に江東方面の地盤沈下の調査を行ひ之が對策を研究して居る。

（ト）防衞

軍防衞に即應し帝都防空の完璧を圖るは國家至上の命令である。防空指導の强化、防空施設竝に資材の整備擴充は從來國家に於ても、東京府市に於ても最重點事業として銳意完成に邁進し來つた所である。都制實施と共に都に於ては(1)防空上必要なる都市構成事業の綜合的施行(2)防空設備及資材の整備促進(3)隣組防空群の育成强化(4)空襲時に於ける救護、避難、退去、罹災者救助、應急復舊及復興等防空に關し必要なる各般の業務の整備强化(5)防空施設に對する重點的財政運用等を所管し、警視廳に於ては消防署、警防團、隣組防空群の防空訓練、防空活動の實施及指導の方面を所管することゝなつた。都に於て施行すべき昭和十八年度防空豫算は都市計畫、水道、交通等各事業に亘るものを包含し八千數百萬圓に達し各種防衞資材及器材、防空設備、改火改修、防空空地、防空綠地等の完成を企圖して居るが、追加豫算たる官設消防擴充費、疎開事業費を加ふれば一億數千萬圓に達し大東亞最大據點に相應しき强靱なる防衞都市を實現するも近き將來にあるであらう。

（チ）交通

都の交通の發達は舊東京市の發展に隨伴して齎らされたものであり、從つて都交通の主要問題は都心周邊に於ける交通機關網の整備に存するのである。都管內に於ける交通機關には國鐵の外に地方鐵道十二會社線、軌道都營及四會

社線、乘合自動車、タクシー等があつて、之等が夫々の機能に應じて輸送に當り錯綜せる樣相を呈して居るが、昭和十七年二月第一次帝都交通調整實施に伴ひ都心部路面交通事業の統合が行はれ一部の整備を見た。然し理想には未だ相當の懸隔あり都交通局に於ても更に大統制を目途として之が調査研究中である。

都營電氣軌道は明治四十四年八月一日、都營乘合自動車は大正十三年一月十八日の創業に係り古き傳統を有するが、現在に於ても帝都交通上省線電車と共に最も重要な機能を果して居る。最近に於ける事業施設概況は次の如くである。

(1) 營業施設

施設	電氣軌道	乘合自動車
在籍車輛數（客車）	一、四二六	一、六二八
營業路線長	二一三・六粁	三四六・一一五粁
運轉系統數	四二	三九
運轉、系統長	三三二・八粁	二七六・七粁
停留場數	一、〇三〇・四二一	五〇六
電線路長 架空線	六八二・三四二	五七七
地中線		
安全地帶數	八五九	
	（内乘降場 七三）	
車庫數	一八	一六
變電所開閉所數	二五	
保線課出張所數	六	

電氣課出張所數

(2) 附帶施設

印刷工場、被服工場、電車輛工場、自動車輛工場、教習所。

(3) 福利施設

病院及診療所(十箇所)、共濟組合、健康保險組合。

營業成績は近時は漸年向上の途を辿りつゝあるが、最近の調査は次表に示す如くである。

種別	昭和十八年六月中一日平均	昭和十七年度實績(年)
電氣軌道 乘客數	一、九五六、一一九人	七一八、六六七、〇一七人
運轉收入	一七六、四八四粁	一一〇、九五二、四六九粁
乘車料收入	一四七、三九一圓	四一、四〇七、〇六二圓
自動車運轉收入 乘客數	四四四、九三三人	二〇七、六〇五、一六六人
乘車料收入	八四、九一五粁	三三、七一八、一八〇粁
	四二、七一三圓	一三、二八六、七三〇圓

次に事業財政に付て一覽するに交通局所管豫算現額は昭和十八年六月末現在に於て總額一億二千九百十五萬圓にして、此の中運輸事業は軌道五千七百九十三萬餘圓、自動車千五百五十二萬餘圓計七千三百四十五萬餘圓を占めて居る。公債は昭和十七年度末に於て三億三千三百六十九萬餘圓で外債五千七百五十七萬餘圓、内債二億七千六百十二萬餘圓となつて居る。準備積立金竝に減損補填積立金は六月末現在に於て九百八十三萬餘圓、固定資產は昭和十七年十月末に於て總額二億四千九百三十九萬餘圓内軌道二億二千三十二萬餘圓、自動車二千九百七萬餘圓となつて居る。

終りに現在交通に關して實施中の主要事項を觀れば次のものがある。

(1) 混雜緩和策

急行運轉制の實施、終業時の繰上及始業時の繰下、朝夕混雜區間の折返運轉、系統間の相互應援、車輛改造に依る收容力增加、電車自動車の重複路線の廢止、乘合自動車一部路線の無車掌制等の實施に依る運轉方法の改善及學校の時差登行の奬勵、一列乘車の勵行、系統別乘降箇所の分離、交通道德普及座談會等に依る乘客訓練竝に料金制の改正等を行つて居る。

(2) 乘務員補充對策

勞務調整令施行以來の乘務員獲得困難に對處し採用年齡の擴大、停年制臨時延長、轉廢業者の誘致、女子乘務員の募集强化等の諸對策を講じて居る。

(3) 事故防止對策

乘務員に對しては各營業所に數名の運轉技術指導員を置き或は技能の再敎育、營業所の事故防止競爭等の施策を講じ、一般都民に對しては警察署、交通關係者及婦人團體等と提携し研究會、講演等の實施に依り交通道德竝に事故防止の思想喚起に努めて居る。

(4) 新線敷設計畫

時局下軍需關係工場の發展を見つゝある左記四重要路線を選定し工員の輸送に當り生產增强に資せんとするものである。

下板橋—志村坂上間、境川—葛西橋間

築地—月島八丁目間、南砂町—東陽町三丁目間

(5) 貨物線計畫

戰時下重要物資の緊急輸送に對應すると共に緊急事態發生時の都民の食料品、救急用品等の運搬に便せんが爲貨物電車の整備强化、一部郊外電車との連絡施設を爲しつゝある。

(6) 發電計畫

電力自給の爲第二水道擴張計畫に基く小河內貯水池の豐富なる水量及落差を利用せんとする計畫であるが、小河內貯水池の工事が豫期の進捗を示さない爲計畫を一部變更の上實施の豫定である。

(7) 乘客增加對策

變電所擴充、車輛施設增强の計畫を立てゝ居る。

更に重要懸案事項竝に將來計畫に屬するものとしては交通調整の完成、受託線の買收、事業財政の確立、防衞施設の擴充等の問題があるが、戰時下輸送力の確保は絕對必要なるに鑑み之が解決を圖るべく銳意努力中である。

(リ) 水道

都の水道事業は都制實施に依り新に都下の上下水道監督の任務を加へたと共に從來の東京市を對象とせる計畫は今後は都としての構想の下に新なる計畫を樹立せねばならないのであり、更に地方行政協議會の組織を見た今日に於ては全關東を目標にした水道計畫も必要であらうと思はれる。此の觀點に立脚し當局に於ては目下着々調査研究を進めて居るが、現在の事業概要は次の如くである。

(1) 上水道

東京都の上水道事業の沿革は遠く江戶時代の初期に迄遡るが、現在の如き水道施設は從來東京市の公營事業として計畫經營せられ、數次の擴張に依り今日の大を至したのである。今回都制實施に依り現在水源の大宗を爲す多摩川の水源地域を都地域內に直接有することゝなつたのは意義大なるものがある。都上水道事業は共の投資額約二億圓にして配水管の敷設延長は四千九百餘粁を越えて居る。共の給水系統は多摩川、江戶川、鑿井の三水源の下に

境、淀橋、碣上、碣下、玉川（多摩川）、金町（江戸川）、杉並、矢口、代々幡（鑿井）の八系統に分れ、夫々貯水池淨水場、給水場等の給水施設の作業を經て使用者に給水せられるが、之等三系統の淨水場の一日の能力は百五萬餘立方米となつて居る。現在の給水栓數は約九十萬に及び普及率は從來の市域の約七十一パーセントに達して居り、之等の使用者を對象とし料金の徴收、修繕工事、新設工事を施行する爲に二十二箇所の營業所を置いて居る。

上水道の使用は時局下帝都防衞對策上及生産增強對策上重要であり、將來の給水區域の擴大も豫想せられ其の使用料は益々增大する可能性がある。水道當局に於ても之に對應する爲一般使用水量の消費規正の措置として先般水道使用條例を改正し節水の目的を達せんとする所があつたが、更に積極的に各種の水道擴張事業を企圖し設備の擴充と豐富なる水源を求むべく鋭意實施に努力して居る。然し資材統制の强化、勞力の不足等の爲或るものは事業繰延の狀態に在るのは已むを得ない所である。之等擴張事業の概略は次の如くである。

1、第二水道擴張事業

昭和七年度よりの繼續事業であり、水源を多摩川に求め小河內貯水池、東村山淨水場の築造に依り給水量の增大を圖らんとするものである。諸般の支障を克服し工事開始準備は略々完成の域に達して居るが、近時の資材統制强化に對處し工事進捗に就き愼重善後措置を講じて居る。

2、第三水道擴張事業

群馬縣施行に係る利根川河水統制事業に參加し之に依り得る水を埼玉縣下に導水し、此處に貯水池を設け水量を調節し帝都に引水せんとする計畫である。昭和十七年度より十二箇年繼續、總工費二億五千萬圓に達する事業であるが、本事業に要する資材勞力は莫大な數量に達し計畫通りの實現は至難であるので、從來主力を注いで來た測量調査竝に設計を繼續するに止め本年度の年度割額は五十萬圓に減額して居る。

3、相模川買水計畫

神奈川縣施行の相模川河水統制事業に參加し同事業の擴張水量中より一日二十萬立方米の淨水の分讓を受け城南地區の需要を補給せんとするものであり、先般內務省の斡旋を得て東京市と神奈川縣及川崎市との間に契約の成立を見た。

4、江戸川水道取水設備事業

千葉縣行德地先に於て江戸川を橫斷して水門を設け海水の遡上を防止し取水量增加を圖るものである。

5、水道應急擴張事業

江戸川水道取水設備工事と關聯して金町淨水場の擴築と配水管の增設を企圖し水道需要量の激增に對應せんとするものである。

6、配水施設擴張事業

舊玉川水道區域と舊澁谷水道區域等に配水本管を敷設すると共に淨水場、給水場の一部擴張を爲し配水小管等の敷設を行ひ需要量增加に應ずるものである。

尙水道が都市防衞上重要な役割を有することは勿論であるが、水道自體の施設そのもの、防護及增强も緊急缺くべからざるものである。之が爲總工費約五千百五十萬圓、三箇年繼續にて完璧を期することゝし鋭意資材の獲得、勞力の確保に努力し急速なる完成に邁進して居る。

(2) 下水道

東京都の下水道事業は昭和十一年度より水道局に統合されたのであるが、其の沿革は明治の末年に迄遡ることが出來る。事業の性質上上水道と同じく從來の東京市の區域を對象として經營せられて來たが、新市域に於ける下水道は舊市域に比して大いに遜色を示して居り、下水普及率は全市域面積の約七分の一程度である。現在の下水道施設は大別して管渠（約五十萬米）、喞筒場（十箇所）及汚水處分場（三箇所）の三つから成つて居り、之等の現有施

は芝浦、三河島、砂町の各汚水處分場系統に分屬し舊市域の汚水を夫々處理して居る。新市域の下水計畫は七排水區に分れるが、實施計畫の確立せるものは一部で他は調査中であり、都市計畫事業郊外下水道改良事業として完成に努力しつゝある所である。此の外に下水道普及策として私設下水道、水洗便所の利用が舊市域に於て行はれつゝある。尙前述の水道料金の改正と同時に多年の懸案たる下水道料金も新に徴收せられ下水道施設の維持管理に充當せられて居る。

終りに水道事業の財政に付て一言するに、明治二十二年以來特別會計として獨立經理を爲し來り、水道の普及發達と共に大體順調且つ健全なる歩みを續けて來た。昭和十一年度より下水道事業を統合し上水道の餘剩財力を以て賄ふことになり六百六十四萬餘圓を之に費し、近時は又上水道擴張資金も增當を來したので水道財政は逼迫を告げるに至り、前記の料金の改正を以てしても前途尙樂觀を許さぬものがあり再度の料金の根本的改正の必要が痛感せられて居る。尙昭和十八年度の當初豫算額は五千二百七十五萬八千餘圓（歳入中使用料は二千二十八萬七千餘圓を占む）、未償還公債額は一億五千六百八十九萬餘圓である。

（又）港灣

都の港灣事業は海上運輸交通の重視せらるゝ今日重要なる事業であるが、就中東京港は開港以來大東亞共榮圈の首都東京の表玄關として其の重要使命を加ふるに至つた。東京港は明治三十九年第一期隅田川口改良工事として着手し爾來長年の歳月と巨額の費用を以て修築維持し來つたのであるが、港域約九十平方粁、區域内には本船航路、防波堤、防砂堤、本船繫泊所、岩壁、棧橋、上屋等の諸設備を有し出入船舶の碇繫荷役に利用されて居る。然し其の背後地帶の旺盛なる生産力の膨脹に伴ひ飛躍的發展に備ふるには現設備を以てしては未だ不十分なるを免れ得ないので、更に其の施設整備を期すべく繼續事業として修築擴充に努力を續けて居る。更に進み京濱港として其の全機能を強力に發揮する爲には橫濱港との連絡を圖る要があるが、此の目的の下に京濱運河開鑿事業を施行し、同時に沿岸に六百三十萬坪の埋立地を造成すべく工事續行中であるが、港域内の埋立地造成事業と相俟つて港灣施設の整備上重視すべきものがある。其の他都の港灣事業として施行して居るものは、小笠原島に於ける二見港、大島に於ける波浮、岡田兩港、八丈島に於ける神湊港（修築中）等が主要なものであるが、夫々島嶼地域の交通上、漁業上に於て利用せられて居る。尙都の大東亞圈内に於ける國防、經濟、文化、交通上の中樞的地位に鑑み海上のみならず航空交通も等閑視し得ない所であるが、此の要請に應へ航空港として飛行場を建設すべく城東區砂町地先海面に昭和十五年度以降八箇年繼續事業として總工費一千八百萬圓を以て鋭意工事を進捗せしめつゝあるが、其の完成の曉は東京灣上に一大偉觀を添えるであらう。

第八章　結　論

斯くして東京都は朝野の期待を双肩に荷つて歴史的第一歩を印するに至つた。

府市を統合して立つた東京都の責任は重大なりと謂はなければならない。

然しながら決戰下に於ける帝都行政は都制の施行に依り能事畢れりとなすことは出來ない。強力なる行政機構の確立に依り其の緒についたと謂ふに止まり多くの問題を將來に殘して居るが、其の內主なるものは警視廳との權限調整及都の區域の問題である。

（イ）　警視廳との權限調整

議會に於ける質疑應答に基き、警視廳は全國の治安警察の元締として現制のまゝ內務大臣の直轄として、都長官に隸屬せしめざることが明かとなるに至り、都廳及警視廳の併立關係は眞に已むを得ざるものとし、之が權限の配分並に調整が論議の對象となつたのである。

權限の配分に關しては原則として都廳は一般行政、警視廳は警察行政を擔當し、唯警察行政の內一般的安寧を目的とする治安警察は警視廳に留保し、衞生、土木、交通、經濟及建築等の特殊的利益の保護を目的とする行政警察の部面については必要なる範圍內に於て都廳に移管をなすべき用意があると共に、防空關係に於ては民防空に於ける施設の整備、防火群の指導育成は都廳の權限となし、其の他の防空業務は警視廳の所管となすべき旨の政府當局の言明がなされた。

斯くして兩者間の權限調整の緊要性が痛感せられる所となり、特に防空業務の一元的運營に關して二月二十七日衆議院東京都制委員會最終會に於て淸瀨委員長の總括質問に對して湯澤內相から「都廳と警視廳との連絡に就ては從來の東京市及警視廳の關係と全く趣を異にして自ら圓滑化し大いに改善せらるべきこと、信ずるが、更に內務大臣として兩者

間の連絡調整に付き全責任を持つて之に當り、內務大臣直轄の如き考へ方の下に兩機構を指導して行くべき」旨の答辯がなされたのである。

而して委員會としても帝都行政上凡ゆる分野に亘つての相關關係に鑑み兩者間の水も漏さざる緊密化を要請して止まず、之が一元的運營の成否は帝都行政の死命を制するものとして同最終會に於て左の如き附帶決議がなされてゐる。

附帶決議（抄）

一　政府ハ東京都ニ於ケル一般行政ト警察行政トノ一元的運營ヲ期スル爲特ニ配意スベシ

一　政府ハ帝都防空ノ重要性ニ鑑ミ防空諸施設ノ强化及防空業務ノ一元的運營ニ就キ特ニ留意スベシ

之を要するに兩者間の權限配分に於て政府當局の周到なる配慮と之が一元的運營に於て萬全の指導とを期待されたのであるが、七月一日には內務次官通牒を以て「都制施行ニ伴フ防空事務分掌ノ件」が發せられ、都長官の主管する事項、警視總監の主管する事項及兩者の共管事項が明かにせられ、既往に比し一段の進步を示すに至つたのである。

而して最近の苛烈なる戰局の推移に卽應して民防空の指導力强化の緊急要請に基き十一月一日附を以て斷行せられた內務省官制の改正、防空總本部官制及帝都防空本部官制の設定に依り、同分野に劃期的な決戰態勢を具現したことは特筆に價する所である。

從來の內務省をして防空省的性格をもたしむると同時に民防空行政の綜合的指導運營に當る防空總本部を設置し、內務大臣を長官、同次官を次長とする簡素强力なる機構のもとに國土防衞の指導統一を指令すると共に之に呼應して東京都廳內に帝都防空本部を開設し、同長官は東京都長官、次長は警視總監及都次長を以て之に充て、都廳及警視廳間の民防空に關する權限調整の構想を示すに至つたのである。

帝都防空本部長官は東京都及警視廳所管の防空に關する事務の調整統一上必要あるときは東京都長官又は警視總監に

對し必要なる指示をなす權限を認められるに至り、都廳、警視廳一丸となつて「死守聖戰下」の目的に向つて邁進することゝなつた。

(ロ) 都の區域

都の區域の問題に關しては種々論議の對象となつたが、此の點に就て最も示唆に富むものとして次の論說を擧げなければならない。

昭和十七年十一月二十五日東京日日新聞社說

「今回の都制案要綱（十一月二十四日內務省發表）を見て吾等の不審に思ふのは都の區域に關し何等國土計畫的考慮を加へることなく、數十年來舊態依然たる東京府の區域をそのまま都域に引直さうとする趣向である。交通關係を初め凡ゆる大東京の勢力圈は三多摩地方よりも、むしろ神奈川、千葉、埼玉等の近縣に遠く延び、東京市の防空計畫、食糧配給計畫、清掃計畫等は悉く隣縣まで包含して樹てなければならないのが實情である。此の關係を無視して將來の東京都を府域に限らうとするのは劃期的制度改革に似合しからぬ沿革拘泥的態度と言はなければならない。

今までの東京市の行政區劃でもたしかに狹過ぎた。東京府の區域でも帝都の都市生活とは適合しないのである。今回の都制案が實現しても區域に就ては早晩大擴張を必要とするであらう。

帝都の制度はその重要性と規模から見て現在の府縣制度に準ずるよりも、將來の道州制度に準ずべきものであつて區域問題なども現狀から一段と飛躍してこの際一擧に解決しておくべきではないか」。後略

東京都の區域に就て單に府域を踏襲し國土計畫的考慮のなされて居ないことは既に一般識者の指摘する所であり、戰時立法として緊急的性格を缺除してゐるとの主張が一部には相當熾烈であつたことも否定し得ない事實である。

抑も現行府縣制は明治二十三年公布に係るものであり、當時の農村經濟社會を對象として劃一的に施行せられてより既に半世紀餘、其の間急激なる經濟交通の發達、文化の進展に依り幾多の缺陷を露呈したるに拘らず、因習に執はれ當時の區劃をそのまゝ墨守し、特に最近の統制經濟下に於て行政區劃又は地方團體として排他的自主性を主張し府縣割據の弊に陷り國家目的に背馳するの情勢をなし地方總行政力の結集に於て一大障碍となつた。

蓋し現決戰段階に於ける地方行政の第一義的目標は戰力增强と食糧增産に集中され、各地方的特殊性を考慮しつゝ綜合的構想の下に積極果敢なる行政の展開こそ最も要望される所以であり、廣域行政圈の確立は喫緊の要務と謂ふべきであらう。

而して東京都を中心とする關東地方行政の綜合的運營に關しては、昭和十八年三月三日貴族院東京都制特別委員會に於て肝付兼英男の國土計畫上より見たる帝都の理論的形態に關する質問に對し、湯澤內相より「帝都に關しては沿革及現下の情勢に鑑み混雜支障を來たさざる樣な計畫の樹立が必要であり、單純な理論的構想からは關八州を一の行政圈又は經濟圈として都制を考へることも可能ではあるが、斯る地域のみでは生活物資の自給自足は不可能であり、生活上の經濟圈と謂ふ見地からは一定の區域、一定の制度を考へることは困難であるから、都制と矛盾なく道州制の如きものを考へて行きたい」意嚮のある旨の答辯があつた。

斯くしてこの方向に對して何等かの行政形式を以て一般の要望に應へんとする政府當局の意圖を察知し得るのであるが、これが具體的施策として昭和十八年七月一日都制施行と同日附を以て勅令第五百四十九號戰時行政職權特例改正令が公布施行せられるに至つた。

地方行政協議會制は地方行政の總力を結集して戰時生活の確保及生產力增强の重要問題處理の使命を以て登場するに至つた全く新しい構想の所產と謂はれてゐるが、同令に依れば全國を九地方に區分し各地方に於て中核をなす行政官廳に地方行政協議會を附置し地方各般の行政の綜合的運營を圖らんとするものであつて、現行府縣制を存置しつゝ共の弊を除去して戰時行政の實を擧げるを目的とする制度である。

地方行政協議會の構成員は當該地方に於ける廳府縣長官、財務局長、稅關長（十一月一日改正抹消）、地方專賣局長、

營林局長、鑛山監督局長、地方燃料局長、遞信局長、海務局長（十一月一日改正海運局長）、鐵道局長、工務官事務所長（十一月一日改正抹消）、勞務官事務所長（十一月一日改正抹消）及其の他の官衙の長であつて、總理大臣の指定する者を委員とし、協議會の附置せられたる都廳府縣の長官は會長の職に就き、內閣總理大臣の監督の下に會務を統轄するものであつて、協議形體に依り戰時行政の圓滑なる執行を圖り行政能率を擧げるべく構成せられてゐる。

而して東京都を中核とする關東地方は茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨の一都七縣を以て構成せられ、帝都を圍繞する一大生活圈を具現し、帝都戰時行政の圓滑なる運營は關東地區一帶を基柢とする綜合的計畫に俟つ所甚大であると謂はなければならない。

抑も帝都戰時行政の緊急命題は生活必需物資特に食糧確保對策と防空對策に歸着することは等しく一般の認むる所である。蓋し年を逐つて上昇して止まなかつた帝都人口の增加率は支那事變後に於ける生產力擴充計畫に基き重工業部門の急激なる膨脹に依り地方人口の帝都及近郊への大量移動を誘致し、過大都市東京の國土計畫的施策の根柢をなす食糧、交通、防空計畫の綜合的策定竝に實施は帝都行政の核心をなすに至り、特に食糧及防空問題の解決は決戰下現段階に於て焦眉の急務とされてゐる。

帝都東京は敵米英空襲圈の眞只中にあり、道は直にソロモン、アリユウシヤンに通じ帝都の興廢は戰爭の歸趨に重大なる關係を有するものにして萬全の施策を必要とし、食糧確保對策としては帝都と農村の經濟的紐帶の緊密化を一段と强化し、自給自足體制の可及的樹立を圖り帝都食糧問題に對する都民の安定感を確立すべきであり、防空對策としては帝都及近郊都市の分散疎開計畫の實現化を圖り空襲より帝都及近郊都市を防衞するを喫緊の事業となすに及び、凡ゆる意味に於て關東地方行政協議會長の地位に立つ東京都長官の使命は重大なりと謂ふべきであらう。

以上都制施行を契機として展開される帝都戰時行政の歸趨の主なるものを一瞥したのであるが、其處に大東亞共榮圈建設の指導都市、東京都の未來に輝しい希望と榮譽を約束するに充分なる證左を見出し得ると共に、東京都の持つ國家的使命の名實共に完成される日の近きにあることを確信し、昭和聖代の劃時代的な都開きを祝福せねばならない。

附錄一

衆議院
貴族院に於ける質疑應答要旨

序言

本稿は貴衆兩院に於ける都制案に關する質疑應答の主要事項を要約したものであるが、記述に當つては比較的關係薄き部分、末梢的にして重要ならずと認められる部分は之を割愛することにした。而して論議の內容は多岐に亘るも大別して次の如く分類することを得ると思ふ。

一　一般論に關する事項

（一）都制案の提案趣旨に關する事項……（二　頁）
（二）帝都の性格乃至構想に關する事項……（四　頁）
（三）都制案と自治に關する事項……（六　頁）
（四）都制案と帝都防空に關する事項……（八　頁）
（五）都と警察權に關する事項……（一一頁）
（六）公企業經營に關する事項……（一三頁）
（七）特別市制及道州制に關する事項……（一四頁）

二　各論に關する事項

（一）都の區域及構成に關する事項……（一五頁）
（二）都の議決機關に關する事項……（一八頁）
（三）都の執行機關に關する事項……（二四頁）
（四）都の財政に關する事項……（三二頁）
（五）都の監督に關する事項……（三四頁）
（六）區制に關する事項……（三四頁）
（七）町內會、部落會に關する事項……（三九頁）

三　修正案に關する事項……（四二頁）

四　都制實施準備及施行期日に關する事項……（四二頁）

右の分類に依り、更に細分し得るものに付ては關聯質問を一括し、之に對する政府側答辯も可成纏めることにした。文中一・三〇は一月三十日、衆は衆議院、貴は貴族院、本は本會議、委は委員會、氏名は委員名の略記である。

一　一般論に關する事項

（一）都制案の提案趣旨に關する事項

(1) 緊急提案の理由

「問」都制案を昨年は戰爭に關係なしとして提案せず、事態一層急迫せる今年敢て提出する理由如何（三・一二 衆委 山田　三・三 貴委 曾我子）

「答」湯淺內相、山崎內務次官

昨年は東條內閣成立後間もなく大東亞戰爭が勃發し前途の豫斷を全く許さず、而も內閣成立後間もなく議會に當面した爲、相當の準備及用意を要する都制案に對しても十分の準備がなかつたのである。此の二つの事情から昨年の議會には最小限度、直接戰爭遂行に必要なもののみに付て審議の計畫をしたのである。本年は赫々たる戰果を擧げ米英打倒の徹底した態勢を整へ得るに至り、更に決戰遂行に關し長期戰態勢を整へる必要があり、又其の見透しも立ち得るので、此の際重大時局下ではあるが、思ひ切つた國內態勢を整へることが一層必要と考へられる。此の點に於て一昨年諸般の準備を進めて居た時と情勢が異つて來たので、總選擧、行政の簡素化、內外地行政の一元化、大東亞省の創設等を斷行したのであるが、政府としては準備の整ふ限り國內態勢の整備を斷行して行く決意の下に今回都制案及地方制度改正案を提出したのである。

「問」都制案の提案は戰時下國政運用上緊急法案たる理由に依るのか或は地方制度問題の解決としてであるか（二・二 衆委 長野）

本案は果して此の戰時下實施するの必要と急に迫られて居るのか（二・四 衆委 花村）

都制案は戰爭遂行上絕對に必要なものか（二・一五 衆委 松永）

「答」湯淺內相、山崎內務次官

都制案は多年の地方問題ではあるが、戰爭遂行上眞に緊要事たる帝都行政の萬全、國內態勢の整備の爲必要である。即ち都制實施に依り東京に帝都たるの國家的意義と重要性に對應する確乎たる體制を確立すると共に、府市竝存の弊の除去及東京市政の改善に依り一元的機構の下に、戰時下益々重要となつた防空、生活必需物資配給等に關する帝都一般行政を敏速强力に遂行し得るのである。

(2) 戰時立法たる理由

「問」都制案には戰時非常立法的の精神が含まれて居ると考へてよいか（二・二 衆委 長野）

提案趣旨として三點を擧げて居るが、是は戰時非常立法的の性質のものであるか（二・一二 衆委 四王天）

本案は從來の案と異る所なく所謂戰時立法として戰時色濃厚なりとは思はれぬが、此の點に付て意見如何（二・一五 衆委 松永）

「答」湯淺內相、山崎內務次官

平時に考へたものでも戰時に實行せざるを得ないならば、矢張戰時體制になる。立案の理由の如く東京都制は國內體制の整備に必要であるから、戰爭遂行上必要な案であると考へる。殊に本案に依り時局下戰爭に直接關係ある防空、生產、國民生活の安定の問題等銃後諸對策に付行政の敏活なる遂行を達成し得る點から見て戰時的色彩濃厚であると云ひ得る。從つて本案は時局の現段階、今後の戰時下の狀況を考へると、此の時代に於て極めて緊要なる立法と云ひ得る。然し所謂臨時的の戰時立法ではなく、戰後に於ても帝都行政は本案の如き體制を以て運營することが必要である。

(3) 本案決定の態度

「問」案の決定に當つては愼重なる考慮を經たのか（一・三〇 衆本 深澤）

今回の都制案は防空の點等が充實是正されてゐないが、徹底的意見を見出した場合には改正する意思があるのか（二・四 衆委 堀內）

「答」湯澤內相

都制案の規定する所は官治即ち都長官の行政權、自治即ち都としての自活々動の二つの行政的活動の方法が如何なる態様を執るのがよいかといふ組織の問題である。具體的に防空施設等の案を都制案中に規定する譯には行かない。斯る計畫を實行する官廳の組織、權限に付ては官制の問題として考究すべきである。又本案は長年十分研究を盡し、其の決定に付ては內閣に於て豫算先議事項とし、法案の要綱に付ても閣議に於て全閣僚が愼重審議したのである。現時局に於て此の程度の案が最も妥當と信ずるので、從つて改正する必要ありとは思はない。

(4) 行政の根本的刷新と高度能率化

「問」帝都行政の根本的刷新に付き高度能率化を圖るといふ趣旨は本法の如何なる點に現れて居るか（二・九 衆委 牛塚）

帝都行政運營に付て根本的刷新と高度の能率化を圖るといふ提案趣旨に付具體的には如何に考へるか（三・六 貴委 大藏男）

「答」湯澤內相、山崎內務次官

帝都行政の刷新强化と能率化に付ては、都制案と都官制の二方面から其の實現を圖りたいと考へて居る。第一の骨子は都制案の方から云ふと、府市竝存の典型的二重機構を改め、新しく都を置いて一元化することに依り從前の弊を除き能率を高めることである。而して此の點は都制及都の官制の兩方が備らないと其の目的を達し得ないと考へる。官制上知事の監督權がある爲行政運營上の積極的な二重行政の弊と消極的な權限の遠慮があつたが一元化に依り無くなるのである。第二は都の吏僚組織を整備する點である。即ち此の一元的機構の首長及幹部を官吏として執行權確立强化を圖つた點である。從來市會の制肘を受け其の動向に左右せられた點を改め市會操縱の苦勞を除いたのである。第三は都議會の運營を簡素にする點である。即ち都議會の構成を改革し定員數を減少し議事の能率化を圖り得る樣にし都議會の職務權限に付ても議決事項を重要なるものに限定すると共に、會期制を採用し萬年市會の弊を除き能率化を圖ると共に都長官を掣肘するが如き弊を除いたのである。第四は區役所の組織の整備を圖る點である。即ち帝都行政の第一線たる區役所の陣容を整備充實し區長に官吏を充てると同時に區役所の行政組織を充實せしめたのである。

(5) 配給問題

「問」都制に依り物資配給が現在より良くなる確信があるのか

（三・六 貴委 大藏男）

「答」湯澤內相

現在の統制經濟に於ては物價公定と物資流通統制の關係から帝都への物資の集荷は自由經濟時代の如く容易ではない。其の爲には全國の機構を動かすことが必要であるが此の操作は政府が行つて居るところである。此の政府との連絡に付ては府市竝存の關係よりも良くなるし又官吏たる都長官を置くことに依り少くとも米麥以外に付ては物資供出の責任廳たる府縣知事との連絡も良くなると思ふ。配給に付ては事變以來統制經濟の進行に伴ひ大體府知事の責任になつて來てゐて市の介在する餘地は餘り存しない實情であるから、府市一體になれば全體の組織として配給活動を爲し得るので從來より良く行くし又町內會、經濟警察の關係に於ても官吏たる都長官の方が連絡が徹底すると思ふ。

(6) 都の教育問題

「問」都をして大東亞建設の基礎たらしめ國家的性格を與へる趣旨に關聯して最も重要と思はれるのは教育問題であるが、大東亞建設の本據としての都の教育問題に關する決意如何（三・六 貴委 大藏男）

「答」菊池文部次官

在京學生生徒の數は百二十餘萬に及び全國の一割を占めて居る。今後の國土計畫の上からも施設計畫上考慮すべき點もある。又大東亞建設の上に於ける都の教育學風が全國に及ぶと云ふ重要性に鑑み教育の問題、教育の經營運用の問題、興亞教育の重點的取扱の問題、教育行政の運用等に付ては一層格別の工夫を凝したいと思ふ。

(7) 都の文化政策

「問」都制制定の目的を達するには政治經濟のみでなく文化も之に伴つて進む必要ありと思ふが、都制制定に當り帝都の文化行政殊に民衆娛樂に對する警視廳の取締行政を都に一元化する意思はないか（三・六 貴委 京極子）

「答」山崎內務次官、菊池文部次官

此の點に付ては研究を進めて居るが現在映畫又は演劇に付て警視廳の有する取締行政を全部都に一元化することに付ては相當考究の餘地がある。教育或は社會教育の面からの行政は都に全部一元化するのが當然である。現在の機構下にあつても都と警視廳は內務大臣の下に於て一元的運營が出來ると期待して居るが、權限中は移管し得るものは研究の結果漸次移管する。唯取締の面から警視廳に殘る部分は相當に多いと思ふが、斯る場合にも運用に付て內務省が中心となり兩者の間に齟齬を來さぬ樣一元的運營に努力したい。

（二）都制案と帝都の性格乃至構想に關する事項

(1) 帝都の性格

「問」本都制案は帝都を一地方政治として扱ふものと思ふが嚴嚴の下に於ける東京の地位に鑑み果して完全であるか（一・三〇 衆本 淺澤）

本案には帝都の特殊性に即應する新構想もなく從來の懸案をも解決して居ないのであるが果して戰力增强に資する所があるのか（二・二 衆委 長野）

本案は從來の都制上の諸問題に付て解決を與へて居ず徹底しない案と思ふが、强き自治制に非ざれば强き官治制の何れかに徹底すべきではないか（二・四 衆委 川口）

「答」湯澤內相

東京市政の現狀から見て都制案は必至のものである。而して都制案は現狀より遙に改善の方途を示すものと考へる。帝都の行政に付ては國定的性格に基いて確立する要があることは勿論であるが、問題は其の程度である。政府としては今回の都制案を以て現時の要求に最も適合する案であると信ずる。又此の制度を考慮するに付ては沿革を考へ漸を逐つて圓滿なる實現を圖るべきだと思ふ。根本的刷新を要求する方面から見ると或は徹底を缺き或る意味に於ては守舊的な考へ方であるとの批判もあるかも知れないが、議論として或る程度の落着のない樣なものを急速に解決することは地方行政組織を考へる上に於て餘りに飛躍的で危險である。又餘り飛躍的な考に依り案を規定すると却つて其の實現を見ない處もある。異常な變化に依り混亂を生ぜしめることもなく相當程度に從來の弊を除去し得る點から見ても現時局下に於ては此の程度の解決案が適當であると考へる。

「問」國家的性格に適應した確乎たる體制といふことは案の如何なる點に現はれて居るか（二・六 衆委 牛塚）

本案に依れば都は單純な地方廳と異る所がないと思ふが如何なる點に國家性が盛り込まれてゐるか（二・一五 衆委 松永）

「答」湯澤內相

東京府と東京市とを廢して一の體制にする點、都長官を官吏にする點、都議會との關係を明確にして置く點が確乎たる體制であると考へるのであるが斯る點に於て都の運營を圓る上に國家が直接之に對して十分責任を持つことは即ち國家性であると思ふ。都制其のものだけでは都といふ自治體としての組織を考へるだけの問題であり帝都の全般の行政即ち國家行政と自治行政とが如何なる風に一體として行はれるかに付ては運用の職に當る都長官其の他の組織に關し官制の問題として考究しなければならぬ。其は相當の程度に於て帝都行政の特質を考慮しなければならぬと考へる。

(2) 帝都の構想

「問」都制は提案理由の一として大東亞建設の根本策たることが擧げられて居るが、大東亞建設の本據としての帝都の構想を如何に考へるか（三・六 貴委 大藏男）

「答」湯澤內相

從來東京の經營に付ては或る一の構想を描き其を目標として施設を進めて行つたことはなく震災復興に際し後藤伯の抱かれた科學的着眼點と雄渾な理想が知る限りの唯一の大構想であつた。大東亞戰爭勃發後に於ても大東亞の中心たる帝都將來の建設及經營に付ては政府も手緩かつたと云へる。從來は東京市自身の經營にのみ任せて來たのであるが、都制施行に依り直接帝都の運營に付國家の意思を滲透せしめ、國家的性格を附與することは政府の責任となつた。交通、官廳の建築、教育の施設等

も將來は一つ纏つた計畫の下に進んで行く必要があると思ふ。即ち帝都を如何に運營して行くかに付ては防空的見地から帝都の人口を思ひ切つて減ずるとか、交通機關の整備に對しては根本的な方針を立てゝ能力を發揮せしめるとか、教育方面に於ては今日缺けてゐる興亞教育、市民の社會教育を重視するとか、日本人の高い文化的教養や日本文化の精髓を諸方面の人に把握せしめる施設を設置するとか、保健衞生の擴充とか、日本科學思想發達の現狀を來訪諸民族に端的に認識せしめる施設とか帝都に課せられた任務は非常に多い。都制案を施行する以上政府も進んで相當の援助もし又政府自ら進んで計畫を樹立する責任があると考へる。

(三) 都制案と自治に關する事項

(1) 都制と帝都自治

「問」都制に依り自治の本質は强化されるのか、非常時緊急已むを得ざる處置として相當制壓を受けるのか（二・二　衆委　長野）

「答」湯澤內相

自治の點に關し都制案は二方面から考察せられる。所謂自治の意味を公選に依る市長を中心として自治行政的な事務を執行するといふことに解すれば市長を官吏とすることは考へ方に依つて其の點だけは自治は縮小されたとも見られる。併し一面事變以來地方公共の自治的活動の上に重要性を加へて來た町內會等に一の體制を與へ之等の自治的活動を促進する點から見れば寧ろ基礎的自治は擴張されたと云ひ得る。

「問」都制案に依つて自治は何處に培養し振興を圖るのか（二・四　衆委　中村）

「答」湯澤內相

帝都の自治精神を涵養する爲の處置としては町內會等の助長發達に力を入れなければならぬ。即ち町內會等に積極的な助長策を講じ之を培養して其處から本當の自治精神が湧き起り其が都全體の行政に反映する樣にしたい。

「問」本案は帝都の國家性を重視するの餘り帝都の自治的特殊性を沒却してゐるのではないか。東京市の自治の歷史に對する考慮を本案に織込まないのは如何なる理由か（二・四　衆委　花村）本案實施の曉は却つて帝都の行政が帝都たるの性格を失ふに至り市民の自治協力の熱意を失はせるのではないか（二・三〇 二・一五　衆委 衆本　本多）

「答」湯澤內相

東京市の現狀を直視すると此の都制案は絕對に必要であるが、本案は東京市の自治を剝奪或は廢止する趣旨のものではない。都制に依る機構の性格自體が根本的に帝都市民の自治的活動の育成を阻碍するとは考へない。要は運用の問題に歸着するのである。時代の變化に應じて時代に應ずる自治制を布く爲に府と市を發展解消せしめ新に都といふ自治體を建設するのであるから、勿論其の組織形態は異らざるを得ないが帝都の自治的特異性は十分之を認めて居る。都の運營に付ては一定の制限の範圍內で矢張り自治的に行はなければならない。唯國家の意思を直接滲透せしむる點に於て都長官を通じて行ふのであつて本案は時代に合ふ自治の精神を盛つた案と云ひ得る。

「問」東京市の自治が縮小されたことは從來の市政の缺陷に鑑み已むを得ないが今後情勢が變れば東京に元通りの自治を戾すのか（三・八　貴委　後藤伯）

「答」湯澤內相

從來の東京市政の缺陷も都制施行の一理由であるが都の首長を官吏とする體制は都の國家的性格の點から適當と考へた本案の根本の主眼點であり將來も變へやうとは思つて居ない。都制が布かれても市民の自治的自覺は十分促す樣努力したい。

(2) 自治の觀念及官治との關係

「問」官治行政と自治行政の性格の差異を何處に置くか、又自治を要望することは國體觀念に反すとの論があるが如何（二・四　衆委　川口）

官治行政と自治行政の兩者は何れも治國の要道であり一方を抑へるべきでないと思ふが如何、又自治は自由主義とか個人主義を基礎としたものと解する向があるが如何（二・二七　衆委　牛塚）

「答」湯澤內相、古井地方局長

官治も自治も大政翼贊の一方法であり其の間に輕重を付けることは出來ない。夫々必要なる方面に必要なる方法を考へるべきである。唯從來の制度としては國政を地方に分擔執行せしむる場合には大區域を有し且つ國に直接する自治團體の首長は官吏が擔任し其の下の小さい自治團體たる市町村に付ては市町村會等に於て選擧した市町村長が其の事務を擔任して自治行政を行ふと共に其の他に國の行政の委任を受けて執行する組織になつて居る。此の官治と自治の調和が重要であり自治と官治は兩々相俟つて國全體の發展を期待し得るのである。又我國の自治は國家の爲の自治であり國家との對立、國家からの獨立といふ觀念のものではなく淳風美俗の上に基いて間接に國家の事務を行ふものである。自治と國體との關係は所謂大政翼贊の方法として國民の盛り上る力に依り自分の區域の仕事を處理して行くといふ意味の自治は國體の精華を發揮する所以であるから益々助長發達せしめなければならぬ。

「問」時代の推移と自治制に對する觀念如何（二・四　衆委　木下義）

自治は國家の爲の自治であると考へて居るが自治の觀念は近來變つて來たのか（二・九　衆委　牛塚）

「答」湯澤內相

自治は國家の爲の自治であると謂ふ根本觀念は不變であるが自治の具體的の態樣、運用の形式は時代の要請に依り當然に伸縮する。即ち自治が時代の變化と共に其の態樣を整へて行くのである。

「問」公共團體の觀念如何。委任事務が幾ら多くても公共團體の本質に觸れる自治權の强化にはならぬと思ふが如何。固有事務の性質如何。地方團體とは公共事務を處理する權能を有する自治體と考へてゐるが其の權能のないものが地方自治團體として現實に存するか（二・二七　衆委　牛塚）

「答」古井地方局長

公共團體の觀念は主として學問的に論及されてゐる問題である

が國家の信頼の下に國家の爲に國家に代つて其の地方の公共事務を自己の責任に於て處理する團體である。公共團體は固有事務の爲に存立するものであるから此の點が重要であるが國の委任事務を引受けて之を處理することも公共團體の一の任務である。固有事務は國家に代つて國家の目的に屬する事務を行ふもので其の目的は國家から與へられてゐるものにして其の源は國家に發してゐる。地方團體の要素は所謂地域を存立の基礎とする公共團體たることであり必ずしも府縣、市町村同樣の權能の範圍を有する必要はない。又自治團體の語も法律上の定つた觀念ではないが公共事務を處理するものでなければ公共團體とは云へない。但し部内の公共事務全般を無制限に行ふ必要はなく或る一部を行ふ場合でもよい。

(四) 都制案と帝都防空に關する事項

(1) 帝都防空上の都制實施の必要

「問」都制實施に依り防空其他に支障はないか、都制に依り防空上如何なる點が整備强化されるのか（二・四 衆委 花村）

府市一體になることに依り防空上の歳計が豐かになり或は財政がより以上確實になる確信があるのか（二・五 衆委 川口）

「答」湯淺内相、上田防空局長

帝都防空の問題は都制を最も至急に實現する必要がある理由の一と考へる。帝都の防空施設の現狀には滿足してゐる譯ではないから更に努力したいと思つて居る。此の施設の全きを期する上に於て又救護、事故の復舊等に對し府市二重行政が進行上の妨げとなつて敏速なる運營を圖り得なかつたのであるが、府市一體の組織になると斯る方面も運營の全きを期し得られると思ふ。又府市一體の下に於ては兩經濟併立上の無駄がなくなり一人の首長の下に統轄することに依り其の强大なる倍加せられる財政能力を重點的に集中して行政を行ひ得るので施設其の他を擴充し得る可能性は增大すると思ふ。

(2) 都制と防空計畫

「問」都制實施に付て國土計畫竝に都市計畫の上から防空施設に關する計畫を爲したることがあるか（二・一二 衆委 花村）

「答」山崎内務次官

帝都防空陣の强化に付ては消防用水の對策として水道に付ても小河内の第二水道擴張計畫を資材の見透しが付き次第工事を進捗せしむる樣努力したいし、川崎市との水の問題に付ても斡旋をして居るが防空上の水の問題に付ては今後とも努力したい。又防空の觀點よりする人口の疎開に付ても一面生産力擴充資材の關係等を考慮しつゝ新設の工場、學校の規制に付て方針を決定して實行に移して居る。空襲時の食糧問題に付ては食糧營團、農林省に於て遺憾なき樣準備計畫を有して居る。待避、救護、復舊に付ても夫々計畫としては進めて居る。府市一元化されると斯る方面にも相當强力迅速なる施設が出來ると期待し得る。

(3) 警防團と隣組防火群の一元化

「問」警防團と家庭防火群とを一元化し警防團の部面は指導部隊とし其の補助部隊として家庭防火群を置き兩者を一體的な關係に組織するのが適當ではないか（二・五 衆委 川口）

帝都防空の完璧を期する爲には防空に關する指揮命令系統を一元化する必要があるのではないか（二・九 衆委 花村）

「答」山崎内務次官、上田防空局長

現在警防團と隣組防火群との關係の指揮系統は一元化して居ないが之は兩者が其の使命に於て異る點もあり其等が其の使命を更に强化する點から考へて直に一元化することは考究を要する。即ち隣組の防火は謂はば自衞防空で純自治的な氣分のものであるが、警防團は公共防空として一町内のみに關せず廣い部面に於て治安に密着した事柄であるので今日勅令を以て定められてゐる警察系統の指揮下にあるのが當然である。然し命令系統を警視廳に一元化することは施設の完備及實際の場合の機能發揮の上に疑問がある。要するに一方に全部持つて行くと他方に弊害が起るので是等は運用に於て十分氣をつけたいと思ふ。

(4) 防空に關する警察權の移讓

「問」民防空に對する警察の權限は將來都長官に移讓するのを可としないか（二・四 衆委 今井）

民防空の方面に付て緊密な連絡を執る爲には警視廳が都長官の指揮下に入るのがよいのではないか（二・一二 衆委 四王天）

防空の見地から云へば警視廳の管轄區域は關東一圓とするのが當然と思ふが都の區域と同一ならば、防空に關する警視廳の權限を都長官に委ねては如何（三・三 貴委 大島子）

「答」湯澤内相、山崎内務次官

民防空に關する行政權中設備、建築、及隣組防空群の育成指導は都長官の權限としてもよいが、防空に付ての全部の權限を都長官に集中することは適當ではない。民防空業務中には警務關係と密接不可分なものが相當含まれてゐるので都へ移すことは却つて防空の完璧を期する上から適當でないものがある。即ち防火の問題に付ては消防署、警察署、警防團等の官民の組織が現在警視廳の指揮下にあるが之を都長官に移すと指揮監督が二つの源から發することになる。又消防、防火の仕事は十分なる平素の訓練と組織的迅速な團體行動を要するので身分上の指揮權が二元的に分れることは適當でない。移管論の一理由は將來都長官の指揮監督下に入る隣組防空群との連絡が不十分になる虞があるか否かの點に存するのであるが併合分離兩論に一長一短がある。今日までの研究では消防は矢張り警視廳に直轄せしむるのが效果が擧ると考へられるので、結局民防空の權限に付ては二つに分れるのである。

(5) 防空業務の連絡調整

「問」防空業務中都廳所管事務と警視廳所管事務との連絡調整に付て特殊の考慮を拂ふ必要ありと思ふが所見如何（二・二七衆委 委員長）

「答」湯澤内相

都廳と警視廳との連絡に付ては從來の市及警視廳との關係と全く趣を異にして自ら圓滑化して大いに改善せらるべきことを信ずるが、更に連絡調整に付ては内務大臣直轄の如き考への下に全責任を以て兩機構を率る帝都防空の一元的運營の萬全を期したい。

(6) 帝都防空業務の國家直營

「問」國家援助の強化を更に一歩進め帝都の防空施設整備は國が直轄施行しては如何（二・一五　衆委　本多）

「答」湯澤內相

都制實施に依り都長官といふ國家の機關の下に國家的に施行せられ十分目的を達成し得るから別に何等かの機關を設ける必要はない。

(7) 防空資材

「問」帝都防空施設完備の爲には資材の配給には特別の考慮を必要とすると思ふが資材配給の實情及將來の見透如何、優先配給を考慮するか（二・一五　衆委　本多）

東京都の特殊の地位に鑑み防空資材の配給に關し格別の配意を爲す決心があるか（二・二七　衆委　委員長）

「答」湯澤內相

帝都防空施設整備は刻下の急務であり從來とも優先的に考慮して來たが今後も其の積りである。

阿倍企畫院次長、柏原企畫院部長

時局に鑑み防空が重要であること、從つて更に防空資材の重要性も十分に認識して居る。又東京都の特殊性に鑑み防空施設の充實は特に重要視してゐる。防空資材は物動の建前上は民需になつて居るが民需が非常な壓縮を受けつゝある中に於て防空資材は特揭として重點的に扱つて居る。十七年度の物動計畫に於ても限られたる資材に於て直接軍需以外のものに付て防空用の資材には相當考慮を拂つた。十八年度の物動計畫は策定中ではつきりした見透しは着かないが十七年度以上に或る程度の增配を確保したいと考へて居る。併し他面時局下國家的に重要な生產設備の問題もあり限られたる資材に於て是等の要請を充すには最も重點的に節約して有效な方面に使ふ樣努力したいと考へてゐるが防空資材の重要性、殊に東京都の問題に付ては特別の考慮を拂ひたい。

(8) 防空經費

「問」帝都の防空設備整備の爲國庫補助率の引上に對する考慮如何（二・一五　衆委　本多）

防空施設に必要な經費に付ては今日まで防空法の規定の限度までは未だ補助されて居ない。東京都の防空施設完備の爲當局に於ては現在の法規の限度まで、又必要あれば何等かの施設に依り十分なる經費を支出する配慮があるか（二・二七　衆委　委員長）

「答」湯澤內相

事態の推移に即應して出來得る限り考究したい。

賀屋藏相

帝都防空施設の强化の國家的重要性は十分認識して居る。之に對する國庫助成の强化に付ては將來事態の推移に即應して必要に應じ最善の考慮を拂ふ積りである。

「問」十八年度總豫算以外に何等かの方法を以て豐富に防空の經費を支出する考へがあるか、又國內の土木事業等を一時中止又は繰延して必要資材を帝都の防空に振向けることは出來ないか（二・一五　衆委　四王天）

「答」山崎內務次官

十八年度の防空の經費としては資材の關係が物動に於て十七年度と同額に策定されて居る關係上經費の點も十七年度と同樣といふ建前になつて居るが、防空に關する經費は益々必要であるから今後資材の點を更に十分打合せて資材の融通が付く場合には第二豫備金其の他で支出し得る樣財務當局と打合せを續けて居る。土木事業等に付ては來年度豫算編成に當り相當削減してゐるが今後更に研究したい。

(9) 都制案に對する防空上の軍の意向

「問」都制案を防空上の見地より軍部では如何に觀察するか（二・二七　衆委　委員長）

「答」東條陸相

防空の施策は施設復舊等行政事務を含む廣汎多岐のものであるから、都制案に依る府市の一元化は防空施策の見地から見て確に一進步と認め得ると考へる。

(10) 防空上軍との人事交流

「問」防空に關し都と軍との交流に關する意見如何（二・一五　衆委　堀內、四王天）

「答」山崎內務次官

重要都市を控えて居る地方廳と軍關係方面との連絡は現在機構的な交流をして居ないが、交流の場合と同程度の事績を擧げて居る。都が實現すれば防空關係に於ては軍とは現在以上緊密な連絡を要する。機構の問題を軍との關係に於て如何に調整するかは今後の問題として軍と十分協議するが、假に交流出來ないとしても事務の連絡には出來るだけ方法を講じたい。

（五）都と警察權

(1) 警察權の移讓

「問」警視廳の負擔を輕減すべく警視廳の業務は純警察のもの以外は都長官に移讓すべきではないか（一・三〇　衆本　深澤）

都制案が現下の實情に即し帝都行政の統一を目標とするものならば、府市二重行政の統合より一步進めて警視廳の所管事項中より相當權限を移管すべきであると思ふが如何（一・三〇　衆本　本多）

警視廳をして本來の職域たる治安警察の領域に還元せしめ、助長行政に付ての警察權は都長官に移讓するのが行政の簡素化と刷新强化に寄與する所以と思ふが此の點十分の決意を有するか（二・四　衆委　木下義）

警察に屬する權限中如何なる程度まで都長官に移讓し得るか（二・四　衆委　今井）

都長官は警察權を有たぬ故他の地方長官より權限が小さいが都長官の重要性に鑑み或る程度の警察權を與へるか或は都長官が警視總監に對し指示の權限を有つが如くしては如何（三・一　貴本　水野）

「答」湯澤內相、山崎內務次官

都長官の權限强化乃至警視廳の權限を如何にするかは都制案の法律問題ではなく官制の問題に屬するので本案成立後官制制定に當り決定すべく考慮したい。官制に關することははつきり言明は出來ないが、方針としては警視廳は從來の儘獨立して存置することになるが之は帝都治安の重要性に鑑み已むを得ない。

唯都長官に統合可能なものは出來る限り移し警視廳をして本來の面目たる治安警察に限局する根本の趣旨に付ては努力したいと思つて居る。如何なる權限を移し得るかは經濟行政に關しては指導翼旋の方面は一般の治安保持上已むを得ない非常事態の場合の取締を除き平常の場合は出來るだけ一般行政官廳の權限に委ねる必要があると思ふ。建築行政は出來るだけ移す樣又交通行政に付ては警察官の指揮に依らないことは考慮の餘地があると思ふが共に官制制定の際に十分研究したい。衞生行政に付ては大部分、土木行政は當然都長官の權限になると考へて居る。

(2) 一般行政と警察行政の一元化

「問」一般行政の一元化は警視廳の問題を解決せずして、府市の併合のみでは不十分ではないか（二・六 衆委 牛塚）

一般行政の一元化を徹底する爲警視廳を都の中に包含することは出來ないか（二・一二 衆委 四王天）

「答」湯澤內相、山崎內務次官

府と市の關係は一般には上下の關係にあるが、府と警視廳の關係は縱の仕事の分け方で仕事の分擔が異るのである。帝都の治安對策の特殊性を考へると一般行政との綜合は相當考究の餘地がある。即ち之を統合することにも利益はあると考へられるが、警視廳が全國の治安に大なる責任を有して居るので分けて行ふことにも能率其の他に於て利益があるとも考へられる。政府としては治安の重大性に鑑み警視廳は獨立せしめるが、兩立上の弊を除き長所を發揮せしむべく內務大臣に於て十分なる監督を爲し一般行政と警察行政の密接なる關係を圖り、行政の運用に當らしむるのが適當と思ふ。

「問」帝都の國家的重要性に鑑み警察行政と一般行政を一元化し內務大臣が都長官を兼任し、其の下に內政總監、警視總監を置く建前を執れば威令も行はれ帝都行政の强力なる施行が出來ると思ふが如何（二・四 衆委 中村）

從來の弊は警視廳と府が無關係に對立してゐた點にあると思ふが、對立の弊を除去する意味で都長官の下に警察行政を擔當する警視總監と其れに對して一般行政の部面を擔當する內政總監の如きものを置くが如き見解に對し考慮したか（二・六 衆委 牛塚）

「答」湯澤內相

都長官を任命するに當り警察行政と一般行政を一にして强力なる行政機關として內務大臣が都長官を兼任し其の下に政務、警視兩總監を置く案又は警視總監の權限と都長官の權限を一にして更に其の上に行政長官を置く案は理論上は一つの考へ方として成立し得る所であり、帝都行政を眞に效果あらしめる上に頗聽に値する議論とも考へられるが、官制の問題でもあり一面利弊を伴ふのである。即ち斯る案に依ると實際には非常に尨大なる地方的權限を有することになり之を行政組織の中に如何に按配すべきかは場合により內閣組織の根本にまで遡つて考へなければならぬ問題の樣に思ふ。又屢々言ふ如く帝都の警察が全國に非常に大なる關係を有して居る特殊性から考へ帝都の警察行政は國家的に見て重要である。此の點から政府として考へて居

るのは斯る組織も是非必要となれば考へ得ない譯ではないが今の所では治安と一般行政の兩方の責任者を作り、警視總監は獨立の官廳として治安に專念せしめ都長官は警察以外の一般行政に十分專念せしめ內務大臣が之を監督するのが現在最も適當と考へてゐるのである。

(六) 公企業經營に關する事項

(1) 公企業の營團經營

「問」水道、交通機關の如き公企業的なものに付ては營團として關係區域を一丸とした組織を考へることが緊要ではないか（二・四 衆委 中村）

「答」湯澤內相

公企業の經營に付て營團組織は如何といふ意見は卓見である。殊に帝都を中心とする交通が幾多の機關に依つて經營され其の間に不便の多いことは周知の事實であるから是を何等かの統一した組織の下に經營し交通問題を解決する方法として大いに研究の價値ある問題と思ふ。今後十分研究の上住民の不便を除去する方法を講じたい。水道に付ても市民生活の確保、防空等の點から同樣必要を痛感せられる。營團組織に依りどの程度まで確保出來るか十分の自信がないが之に付ても亦今後研究したい。

「問」都制施行の際水道、病院、軌道等の事業は統合すべきではないか（二・四 衆委 川口）

「答」山崎內務次官

此の問題に付ては十分檢討を加へ必要あるものに付ては統合を圖り都の住民の利益を圖ることに十分努力したい。

(2) 帝都の交通整備

「問」交通事業に關し

(イ) 營團組織に依る經營を鐵道省としては如何に考へるか

(ロ) 都の交通機關の有機的整備の爲に山手線電車を統合中に包含しても差支へないか

(ハ) 將來有機的統合を必要とする場合には帝都高速度營團法を改正する用意があるか（二・九 衆委 木下義）

「答」長崎鐵道次官

(イ) 帝都交通の混雜緩和の方法に付ては以前から研究してゐる。嘗て交通事業の調整が問題となつた際に帝都の問題が眞先に取り上げられ其の根本方針については內務、鐵道兩省間に意見の一致を見てゐる。將來帝都の交通を完備する上に於て營團に依る經營は一つの大きな研究問題で然も有效な一方法と思はれるから斯る意味に於て帝都高速度交通營團の實情に照して調査研究に十分力を盡したい。

(ロ) 都の交通機關を有機的に連繫せしむる問題は理論的にも實際的にも愼重なる考慮と研究を要する。山手線電車の取扱ひに付ても理論上は可なる部分もあるが、實際問題としては近時海上輸送の逼迫に依り電車を走らせる線路が貨物輸送に重大なる關聯を有してゐるので將來は兎も角早急に何等かの意味で外部の經營主體に經營を移すことは餘程考慮を要する。

(ハ) 帝都高速度交通營團は交通調整の第一段階として高速度交

通網の完成を主眼として居り目的が限定されてゐるが調整法の範圍外ではない。更に第二の段階として帝都交通の有機的綜合的調整を必要とすることには内務、鐵道兩省の意見の一致を見てゐる。都制實施を契機として營團等の組織を考へるといふ内務大臣の意向とも連絡を取り若し營團がこの運營に重要なる役割を果し得るとの結論に達すれば、營團をして其の機能をなし得る如く法律を改正するか又は現在の營團とは性質の異るものを別個の法規に依つて作るか其の點は今後十分調査研究したい。

「問」帝都交通調整の對象としては都の區域は狹いと思ふが帝都を中心とした同環境の周圍地區の交通機關の運營に付ては別個の考究を要するのではないか（二・九 衆委 中村）

「答」長崎鐵道次官

曾ての交通事業調整委員會案に於て調整區域として考へてゐた部分で凡そ重要なものは都の區域に包含されると思ふが更に研究して都制實施に伴ひ區域の擴張を必要とすれば其の時に適當な手段を執りたい。交通は地域的に限定出來ないものがあり他の衞星的都市との關聯等の問題もある故都制の區域といふことだけに限定されず輸送、交通の實體から考へて行きたい。

「問」帝都及び周邊の交通は尚混雜が著しく、一朝有事の際は憂慮に堪へないが本案施行後この問題解決に付て特別な施策をなす抱負があるか（二・二七 衆委 清瀨委員長）

「答」長崎鐵道次官

空襲等有事の際に於ける交通の運營は洵に重大な問題である。帝都の交通調整に付ては交通事業調整法に基き民間有識者等の意見も聽き既に一部方策を定め實施中である。然し乍ら當時の情勢に比し今日或は將來の變化、殊に都制の實施に伴ふ色々の變化等に即應し交通營團に依る事業の調整に付ても愼重な調査研究を進めたい。又有事の際に於ける交通事業の運營に付ては調整法或は國家總動員法に基く陸運統制令等に依り是が萬全を期し得る建前になつて居る。有事の際でなくても都市の交通事業調整といふことに付ては法が整つてゐるが吾々としては今の所出來る丈法の運用に依らず行政上の斡旋に依つて調整を圖るといふ考へ方で進んでゐる。然し有事の際例へば空襲といふ樣な場合に於ては一刻の猶豫もならぬから場合に依れば法の發動に依つて迅速果敢な方策に出で最も重要な帝都交通の萬全を期さねばならぬと考へる。

(七) 特別市制、道州制に關する事項

(1) 大都市の市長選任

「問」五大都市の市長に付て直接選擧は考へ得ないか（二・四 衆委 今井）

「答」湯澤内相

行政の責任擔當者を部内の住民全部の投票に依つて決めることは我國の制度として適當であるとの確信を持ち得ない狀態にある。

(2) 大都市の特別市制

「問」今回の都制案は都市理念から考へて他の五大都市の先例よりして制定したのであると思ふが如何（二・四 衆委 今井）

北九州を加へた他の六大都市への警察權の移讓を如何に考へるか（二・四 衆委 今井）

都制案の提案理由として擧げられたる三點は東京の帝都たる地位を除けば他の大都市制度に其の儘轉用してよいと思ふが、之を積極的に解決する考へがあるか（二・一二 衆委 田中）

「答」湯澤内相

都市の根本理念に付ては十分の考へを有して居ないが東京都を除いた五大都市及北九州の都市に對しては所謂大都市制度として其の特異性を考へるべきで、國家に對する重要性に於ても一般都市とは同樣に考へることの出來ない重要問題と思ふから今後十分研究して解決策を見出したい。然し東京都制に倣つて國に直接することは之等の都市の將來の發達の上に適當か否かは考慮を要するので、今直に之等の都市をして都制と同じく國に直接する體制を執らしめることは考へて居ない。之等の都市に於ける警察權も總て知事と市長とに分れざるを得ないと思ふ。

(3) 大都市問題と道州制

「問」五大都市及九州關門の都市を加へた大都市の組織問題の研究が結論を得られない困難な理由は何處に存するか（二・一二 衆委 田中）

大阪其の他に將來都制案の如きものを布く考慮の餘地は存するか（三・三 貴委 平沼）

五大都市の二重監督の撤廢は何故不可であるか（二・一二 衆委 田中）

典型的二重機構は大阪に付て最も顯著であるが、他の五大都市中でも大阪に付ては別に考へるべきではないか（三・六 貴委 大藏男）

「答」湯澤内相

從來の特別市制の要望乃至運動の重點は二重監督の撤廢にあつたが、之を六大都市に付て一樣に解決することが地方制度の建前から見て之等地方の要望を具現するに付ての支障となつた大きな原因である。之等の大都市に付て二重監督を廢して其の區域が國家に直接する區域になり直接内務大臣の監督下に置くことになれば國家に對する重要性から其の市長は官吏にならざるを得ない。之は恐らく之等大都市關係者の要望に反すると思ふ。此の點は東京都の性質と異るのである。又大阪に付ては大阪府と大阪市との關係は他の大都市に比較すると二重機構の狀態は相當に强いことは事實であるが、大阪府の大阪市に對する地位が東京府の東京市に對する場合よりも餘程程度が高い樣に考へて居る。何れにしても此の解決策として從來の特別市制の主張の如く知事の監督を廢して直に國の直轄にすることは今の所考へて居ない。大都市の組織問題は近時論議せられて居る道州制の問題と密接な關係がある樣に思ふので、之と關聯して建設的に考究するのが解決の一方法ではないかと考へて居る。此の問題の結論が遲れてゐるのは此の爲であるが、若し道州制が出來て道州長官から監督を受けるといふことにでもなれば必ずしも不自然ではないと考へられるのである。

二 各論に關する事項

(一) 都の區域及構成に關する事項

(1) 國土計畫或は經濟圈との關係

「問」現下の國土計畫上帝都の理論的形態に關する所見如何(三・三 貴委 肘付男)

都の區域は東京市の實質的生活圈（或は經濟圈）に合致しないと思ふが、斯る將來性ある問題に對しては國土計畫的見地より再檢討し近き將來に於て區域に付考慮すべきではないか(一一・三〇 衆本 本多 一二 衆委 長野)

都の區域を府の區域に依つたのは餘儀ない樣に思ふが、區域決定に當つては國土計畫との關係に付て研究したか(一二・四 衆委 中村)

都の區域は將來全國的に區域の變更を考へる際に再考慮するのか(一二・四 衆委 堀内)

「答」湯澤内相

滿洲國の如き新國家建設に當つては理論的に國都を考へることも出來るが、東京に付ては日本の現狀から見て沿革も考へる必要があり、又現下の情勢に鑑み混雜支障を來さない樣にしなければならぬ。單純なる理論的構想としては主として帝都の生活必需物資確保の見地より關八州を一行政圈或は經濟圈即ち地方的獨立の經濟力を有する區域とする都制案の考へ方及帝都の隣接縣下を含めた所謂廣域經濟の考へ方等が存する。然し此の點に於ては東京市の現狀を考へても東京市に關する經濟圈は全國に亘つてゐると云つてよい。主要食糧の米の問題は勿論、薪炭のみの例を見ても關八州では自給自足出來ない。生活上の經濟圈といふ觀點からは一定の區域を執り帝都の制度を考へることは困難であるから、此の點は都制と矛盾なく別個に全國的な府縣の區域の問題として道州制の如きものを考へて行きたい。又極く卑近な點を考へると横濱川崎の通勤區域は國土計畫或は地方計畫上東京市との關係が重要である。之を一括した區域として帝都を考へる方法も理論的には考へ得るのであるが、實情は困難で一利一害があり、分割の結果神奈川縣の存立如何が問題になつて來る。從つて一の計畫として横濱市等の區域を帝都の中に包含することの適否は遽に決定し難い。斯る點も道州制として考へる必要の理由になるのである。結局帝都に關し國土計畫上から理論的な體系を實現する考へ方には自信がない。但し國土計畫上工場、港灣の建設、産業の分散等の問題は夫々の觀點から考へなければならない。今回の都制案は現狀の弊害を除去すると共に時局に即應するといふ考へが重點で、從つて多少理論的には不備を免れない面もあると思ふが、大體に於て東京は一つの政治上の中心でもあり又住民も從來の生活の上から一つ纏つた區域として考へて居るので、都制を布き帝都を一の自治體として考へるといふ點では府の區域に依るのが適當と思ふ。

「問」時局下物資供給の現狀に鑑み都の區域に關しては其の方面から構想を練るべきであると思ふが、所謂府縣「ブロック」打破に對する所見如何(一二・二・四 衆委 長野 木下義)

「答」湯澤内相、山崎内務次官

所謂府縣「ブロック」問題とは政府の物資需給統制方策の確立しなかつた時に主として米に關してであるが、供出に當り地方は先づ地方自身の需要を確保して其の上で中央への供出に協力する方策を執つたのが其の弊として擧げられて居たのである。然し其の後政府の統制方策も確立し今日では府縣は物資配給計畫上供出の責任單位となつて居て所謂府縣「ブロック」は觀念上存在しない建前であるし、又所謂府縣「ブロック」といふことに付ては誤解から出てゐる非難も多いのである。大都市に現在物資が不足するのは今日の統制經濟の事情から已むを得ないのであるが、然し現實の問題としては未だ其の弊絶無とは斷言出來ないものがあるから物資需給統制に付ては全國的に政府が責任を以て考へ今後各種の弊害が生ずれば出來るだけ除去に努力したい。但し斯る點から直に都の區域を廣地域に考ふべしと結論することは適當と思へない。

(2) 三多摩地方及其の他の地域の措置

「問」府市竝存の弊が存するのは東京市の區域に付て然るのであるから市の實相から考へて府を市の中へ包含するのが自然である。都の區域としては市の地域に限定し三多摩地方は之を獨立せしむるか他の近縣に併合せしむる案を執るか又は廣地域案に依るのが妥當と思ふが如何(一二・四 衆委 花村)

地方行政區劃を定める場合には包含地域が其の住民と密接不可分にあるといふ點を積極的に考慮すべきものと思ふが、三多摩地方を都の區域に包含するのは斯る理由に依るのか(一二・四 衆委 木下義)

都の區域は東京市の區域に依るべきではなかつたか、本案に依れば三多摩地方には自治が殘るが、都を府の區域とした爲執行機關及議決機關を通じ官治の色彩が强くなり七百萬市民が自治の本體を失ふに至るのではないか。三多摩其の他の地方の處理に付て研究した經過如何。私見に依れば三多摩を都の區域に包含せざるを得ぬ理由は結局主として財政の問題に存すると思ふが、此に付ての對策を講ずれば解決するのではないか(一三・八 貴委 松村)

「答」湯澤内相、山崎内務次官、古井地方局長

都の區域決定に付て廣地域案は明確な基準が立たず具體案の樹立が困難である。而して東京市の區域に依る案を執れば三多摩其の他の地方の處理如何の問題が殘るのである。此の三多摩の處理に關しては從來獨立の縣とする案、他縣に合併する案、東京都と組合的な關係を有する別個團體とする案等が考へられて居たが各案には夫々利害得失がある。即ち前二案に付ては從來論議の存する所であり殊に獨立の縣を設定することは近時府縣區域其のものが再檢討を要する狀況に鑑み研究の餘地がある。第三の案も結局複雜で良い結果を得る自信がない。其の他二三新案に付ても研究したが十分考へ得なかつた。要するに三多摩の處理に關しては名案がないのである。一方三多摩の實情を見れば水の供給、精神的方面、保健施設、交通關係等の點に於て市と密接不可分の關係にあり、其の生活關係は東京を中心として動いて居る。假令財政上の問題を解決し得たとしても之に對し別個の措置を講ずることは今日より不利不便を與へ決して親切な考へ方とは云へない。又本案に依つても都の中核は東京市の三十五區であり、三多摩を區域に入れることに依り東京市の區域が非常に不利益を蒙むるとのみは考へられない。斯

（イ）都廳府の組織

「問」本法に依ると都廳府の組織は府縣の場合と異る所がない。が、事務を考へたから、我國の家族制度を基調として居る家の良習慣の如きを考へたからか。（二一・一一　衆委長野）

帝都市政の刷新強化を圖るを目的とする都制案に於ては府廳の問題として、近時は或る程度の縣地帶を包含する考へ方であつたから、近時は或る程度の縣地帶を包含するを可とする考へ方であつた。從つて本案の如き範圍に達したのである。

又從來は地方行政區劃に付て都市の區域を考へ方であつたから、都市の區域を考へる場合は通勤通學區域の如き範圍を包含するを可とする考へ方で來た。從つて都市の區域に強くなつて來た。

然し三多摩地方は從來の關係等に於ても都市の區域に緊密なものがあり又交通機關の發達に伴ひ將來益〻都市の區域に緊密になつて居る地域であるから、此の地方は從來の關係から見ても、又將來の發展から見ても、都市の區域に入れるの必要がある。

故に直に區制を布くことは考へ物である。

今回の都制は東京市の區域を以て都の區域とし、東京市の區域を以て都の區域とした點に主たる眼目があるのであるから、都の區域は東京市の區域と一致せしめるの必要がある。

然し三多摩地方は從來の關係等に於ても都市の區域に緊密なものがあり、又將來發展して都市の區域に入れるの必要があるから、此の地方は都の區域に入れるの必要がある。

故に直に區制を布くことは考へ物である。

今回の都制は東京市の區域を以て都の區域とした點に主たる眼目があるのであるから、都の區域は東京市の區域と一致せしめるの必要がある。

然し三多摩地方は從來の關係等に於ても都市の區域に緊密なものがあり、又將來發展して都市の區域に入れるの必要があるから、此の地方は都の區域に入れるの必要がある。

故に直に區制を布くことは考へ物である。

今回の都制は東京市の區域を以て都の區域とした點に主たる眼目があるのであるから、都の區域は東京市の區域と一致せしめるの必要がある。

然し三多摩地方は從來の關係等に於ても都市の區域に緊密なものがあり、又將來發展して都市の區域に入れるの必要があるから、此の地方は都の區域に入れるの必要がある。

故に直に區制を布くことは考へ物である。

今回の都制は東京市の區域を以て都の區域とした點に主たる眼目があるのであるから、都の區域は東京市の區域と一致せしめるの必要がある。

然し三多摩地方は從來の關係等に於ても都市の區域に緊密なものがあり、又將來發展して都市の區域に入れるの必要があるから、此の地方は都の區域に入れるの必要がある。

故に直に區制を布くことは考へ物である。

議員定數を數字的に決定することは非常に困難である。百名以上を可とする論と百名以下を可とする兩論があつたが、會議體の運營及優れた人材を選出したい趣旨から餘り定數が多いのは疑問であり、百名程度が最も適當と思つて決めたのである。勿論現在の東京府會の定員は一應參酌したが、はつきりした數字的の根據から考へてゐる譯ではない。尙人口の增加に隨つて定數が殖えて行く從來の制は此の趣旨から疑問であるが、又特に將來の人口減を豫想してゐるものでもない。

「問」東京都の構成が不完全自治權を有する市町村の行政形態の異る二單位から成つてゐるので、見解の相違に依り都議會に於て紛議を生ずる虞ありと思ふが、區選出議員と市町村選出議員の配當に關し特別な考慮の必要はないか（二・一二 衆委 谷原）

「答」古井地方局長

區から選出する議員と其の他の地域から選出する議員の配當方法を特殊に考へることは困難である。又從來の府會では左程の混亂を生じたことはなかつた。

（ロ）都議會の選擧

「問」都制案中の選擧規定は衆議院議員選擧法が改正せられると自ら改正が行はれるのか（二・四 衆委 今井）

適材選出の目的から都議會には都議會に適應した選擧の方法があると思ふが、選擧となれば一律一體がよく衆議院議員選擧法を變へない以上は都議會の選擧方法も改めない考へか（二・六 衆委 牛塚）

東京府下の選擧區は不合理であるが、劃期的な都制施行の場合に是正する考へはないか（二・一二 衆委 花村）

都制の立派な運用に付ては都議會議員の刷新が必要である。定數を減少しても直に有用人材の選出は困難と思ふが、都議會の選擧に付て特別の考慮があるか（三・八 貴委 丸山）

「答」湯澤內相、山崎內務次官

選擧改善策に付ては前例を十分に調査研究したが、確然とした具體案を得るに至つて居ない。法制上の方法に依り改むることになると、衆議院議員選擧法の問題と關聯して來るのである。本案の選擧に付ては概ね現在の地方制度の方法に依り、殊に選擧の實體に付ては殆んど趣を一にしてゐるのである。又衆議院議員選擧法は地方制度の選擧と密接な關係があり影響する所兩方共に多いので、都議會の選擧に付衆議院の選擧と異る方法を執ることの適否に付ては今の我十分の自信がない。將來衆議院議員選擧法が改正を見る機會があれば、都議會に付ても之に關聯して解決を圖るのが適當と考へ今回の案には規定しなかつた。具體的に都議會の選擧が行はれるまでには何等かの對策を練りたい。又現在の府內の人口の構成から衆議院議員選擧法の別表が相當不合理であることは事實であるが、結局選擧法改正の問題であるから將來の改正の場合に考へたい。

（ハ）推薦制

「問」都議會議員の選擧に當り推薦制度を採用するか（二・九 衆委 牛塚）

市會に人を得る目的の爲に方法として推薦制を執るか（二・一

六 衆委 長野）

「答」湯澤內相、山崎內務次官

昨年の選擧の結果地方議會に付て推薦制度は利弊各存するので檢討中である。今の所推薦選擧を勸奬するか否かに付ては決定して居ない。都議會議員の選擧に付ても同樣である。

「問」今秋の府縣會議員選擧に於て府縣知事が關與して推薦選擧を行ふことはしないとの言明があつたが、都に付ても同樣に考へてよいか（二・二七 衆委 委員長）

都議會議員選擧に推薦制度は執らないか（三・八 貴委 堀切）

「答」湯澤內相

今秋の府縣會議員選擧に付ては政府は推薦制度を執らないとの見解を披瀝した。政府としては第三者に依る推薦は抑へるべきではなく又推薦の氣運は廣く起ることを期待せねばならぬが、併し知事等の官憲が中心となつて銓衡會を作り之を運用することはさせない。東京都議會議員の選擧に付ても同樣に考へて居る。

「問」都議會議員の選擧に際し翼政會は推薦を行ふべきではないと思ふが所見如何。若し翼政會が乘り出しても取締官廳としては至公至平の態度を以て臨まれたい。又翼贊會や壯年團が啓蒙運動に藉口して選擧運動に脫線すれば假藉なく取締るべきと思ふが所見如何（二・一二 衆委 四王天）

「答」山崎內務次官、古井地方局長、中島行政課長

都が一般府縣と國家的重要性に於て異るので、國家が帝都の行政に關與する面から中央、地方を一體化するのも一つの考へ方であるが、他面特に東京であるだけに中央、地方の政治をはつきり分離した方がよいとの考へ方もある。都は最上級の團體であるといふ點から云ふと府縣と對應する面があり、從つて都議會も府縣會に對應する所がある。而して府縣制に於て現在執つ等に於てやりすぎることのない樣地方長官に注意方を督勵し其が選擧運動に至るときは假藉なく取締らせて行きたい。

「問」都議會の選擧に當つて啓蒙運動を餘り末端の者にさせることは弊害が多いと思ふが如何（三・八 貴委 奧田男）

「答」湯澤內相

適材を選出する爲には啓蒙運動は必要と思ふが、其の任に當る人如何に依ると思ふから其の執行に付て十分注意し適當な人が其の衝に當る樣にさせたい。

（ニ）衆議院議員と都議會議員の兼職禁止

「問」東京都制案實施の理由が帝都の國家性にあり國政と都政とは密接な關係があるから國政に關係を有する衆議院議員と都議會議員とを兼ねしめる方が適當と考へるが、不可なりとすることは都長官選等國家と密接な關係を保たしめ中央政治を都に滲透せしむる趣旨と矛盾しないか（二・一二 衆委 花村）

東京都は他府縣と國家的重要性に於て異るし政黨政治の弊も心配ない今日舊慣を一掃する意味で兼職を許すのが適當と思ふが如何（二・一二 衆委 四王天）

「答」山崎內務次官、古井地方局長、中島行政課長

都が一般府縣と國家的重要性に於て異るので、國家が帝都の行政に關與する面から中央、地方を一體化するのも一つの考へ方であるが、他面特に東京であるだけに中央、地方の政治をはつきり分離した方がよいとの考へ方もある。都は最上級の團體であるといふ點から云ふと府縣と對應する面があり、從つて都議會も府縣會に對應する所がある。而して府縣制に於て現在執つ

てゐる建前は國に直近する地方團體に付ては衆議院議員が其の議員を兼務することが適當でないとしてゐるのである。故に同じ官選長官を戴く府縣に於ても兼職を禁止してゐるのであるが、都議會に付ても此の制度を踏襲したのである。

「問」古い府縣制の規定を直に援用するのは其が合理的なりとの理由からであると思ふが、府縣制の此の規定の根本的立法理由は如何（二・二一 衆委 花村）

「答」山崎内務次官、古井地方局長

國に直接する地方團體の議員を兼ねると、中央政治の影響殊に衆議院に於ける力が直に地方政治に及んで色々の弊害があるといふことが立法理由と考へる。此の立法理由には十分根據があると考へるし、都議會に付ても府縣會とは多少異るが、中央、地方の政治を分離する點からは東京に於ては一層兼務を禁止する理由が強いと思つて此の立法趣旨を採り入れた。

「問」衆議院議員と貴族院議員を別個の取扱にする根據如何、議員たる資格の關係に依り都政に參畫する點に不合理があるのか。參額納稅議員も公選と思ふが如何（二・二一 衆委 花村）

「答」山崎内務次官、中島行政課長

此の點も府縣制に倣つたのであるが、理由は貴族院と衆議院は其の構成が異るからである。即ち都議會議員は公選議員であり衆議員と構成の基礎を同じくし同じ基礎から大體同じ方法に依つて選ばれる關係で非常に密接不可分の關係を生ずる。從つて中央の影響が都議會に反映して面白からざる結果を生ずる點が少くない。此の點に於て貴族院と異る。又所謂公選とは相當廣い範圍を考へるのであるから多額納稅議員は本質が異つて居る。

「問」議決機關は國政と地方政を兼ねることが不可で、執行機關は可であるとするが、之を區別する理由如何（二・二一 衆委 花村）

「答」古井地方局長

兩者を區別することは一の理由があり、又現在の府縣制のはつきりした建前もあるので、都議會の府縣會に對應する性格から當然と思ふ。

(2) 都議會の職務權限

(イ) 執行機關との關係

「問」自治制の妙味は執行機關、議決機關及選擧民の三者の牽制機能の點にあると思ふ。本案は執行機關の權限のみ著しく增强し、議決機關を抑壓し其の出納檢査制の如きも取上げたが、斯る結果均衡が失はれ何處かに破綻を生ずる處はないか（二・一六 衆委 長野）

「答」山崎内務次官

都議會の職務權限に付て改正を加へた理由は都行政の簡素强力化を目途とした爲で、此の目的の爲詳細に檢討を加へた結果議決事項中重要でないものは相當整理したのである。出納檢査の如きも相當專門的な知識經驗を要するし、又市には夫々特別な制度もあること故强いて現在の如き會議體の出納檢査制度を必要としないと考へて取止めたのである。特に官治萬能の如き思想に基いて居るのではない。

(ロ) 會期制

「問」會期制度の目的は從來の萬年市會の弊を改めるにあつたと思ふが、萬年市會は制度上の缺陷ではなく慣行によるものである。帝都の如き大きな市政を運用する上には會期制は却つて不利不便の結果を招來しないか（二・一六 衆委 長野）

都議會は重要問題のある度毎に隨時都長官の請求に依つて開く建前の方が複雜な都政運營の上に於て便利であると思ふが、會期主義の長所は何處にあるのか（二・一七 衆委 本多）

「答」山崎内務次官、古井地方局長

從來市制に於ても會期を定め得る規定にはなつて居るが、殊に大都市に於ては會期を定めない慣例になつてゐる。此の點は議決事項の整理とも照應して、通常會臨時會の制度として確立した方が良いと思ふ。本案に依つても必要ある場合には都議會を開き得る建前であり、必要ある事件が生ずれば臨時會の運用に依り其の目的を達し得るので實際上何等の支障はないと思ふ。唯開き放しにして置くことを認めないだけである。

(ハ) 豫算增額修正權

「問」都議會の豫算增額議決禁止の理由は如何。又其の意味は豫算總額に付ての增額の意味か款項目の流用に依る修正は認める趣旨か。更に新規の款項目を設けず目間に於ける流用は如何（二・一七 衆委 本多）

「答」古井地方局長

豫算の增額修正を認めないのは豫算の性質論からである。豫算は理事者が一年間の大體の事業の見込、其に對する收入支出の按配の見込を立て調製し同意を得る意味に於て都議會の議決を經るのである。此の豫算の性質から從來も解釋上增額議決は出來ないとの見解もあつたが、長い間の實例の點もあるので此の點を法文の上に明確にしたのである。昭和四年の地方制度改正の際にも豫算の發案權のみは理事者に限定されたが、豫算の增額も豫算に於ける新項目の發案も財政的に見て取扱を異にする理由がない。增額の意味は豫算が制度上款項から成立して居るから、款項の金額を增額することが豫算の增額であると解する。目節は法律的には豫算自體でなく豫算說明であるから、款項の金額其のものが增額にならない限り、豫算に關係した意見の表明といふことで其の流用は差支へないと思ふ。

(ニ) 其の他

「問」帝都一般行政の一層强力なる遂行の爲には都議會は單なる諮問機關としては不都合な點があるか（三・六 貴委 大島子）

「答」山崎内務次官

都議會の運營方法に付ては從來の市會と異り、權能構成に付ても思ひ切つた改善を加へて居る。議員の定數も將來人口が增加しても變へない積りなので、行政の强力なる遂行に付ては進歩して居ると思ふ。諮問機關とする點に付ては都は一の自治團體であり、其の運營に當つては公選主義に基く議會に依つて盛り上る民衆の力を結集する必要がある。此の點から合議體の議決機關が自治體の運營には必要と思ふ。

(3) 都參事會

「問」都政の運營に當り都議會に會期制を執り、參事會の運用に

依り補塡するといふ方法を執ることは、參事會の運用如何に依つては過去の經驗に徴し宴頭政治に依る情實等の弊害を生ずると思ふが如何（二・一六　衆委　長野）

「答」　山崎内務次官

今回の案に於ては重要ならざる事項に付ては參事會を成る可く活用する建前にはなつて居るが、勿論都議會の權限を出來るだけ參事會に移して都議會は出來るだけ開かぬといふ趣旨ではない。將來共參事會との關係に於て弊害を起すとは考へない。特に臨時會の制度の運用に依つて弊害のない樣十分注意したい。

（三）　都の執行機關に關する事項

(1)　都の首長

(イ)　官選の理由

「問」　府知事の權限を行ふには公選都長でも憲法上差支へなしとの論もあるが、都長が官吏でなければならぬ法的根據如何（二・二一　衆委　長野）

東京市の國家的性格に鑑み國家の監督を强化すれば公選市長でも議決機關に左右せられる如き事態は起り得ぬと思ふが、首長に關し自治制發布當時の特例たる官選制度を復活せしめなければならぬのは如何なる必要に依るのか、之は官選參與の制と相俟つてより以上の相克摩擦を起す惧れがあるのではないか

二・四　衆委　花村）

「答」　湯澤内相

東京は巨大都市であるのみならず大東亞建設の本據たる地位を有する。斯る國家的重要性と國家的性格から考へて之に適應した體制を整へる爲、帝都の行政機構に多分の國家的色彩が加はるは當然である。而して斯る必要から府市竝存を除去して直接國に接續する狀態にした譯である。此の場合所謂公選案に依るときは、他の地方に於ては府縣知事が國の意思を受け行政を行ふのに比し帝都たる東京が却つて他の府縣よりも國家との關聯に於て稀薄になるといふ矛盾した現象を生ずる。又都の首長は從來の市長の職務權限と共に府知事の職務權限を受繼ぐのである。而も府知事の職務權限は戰時下益々重要性を加へて居る。斯る府知事の官職としての職務權限は他の地方に於ては國の官廳たる府縣知事に行はしめてゐるのに、東京都に於ては直接公吏に行はせることは、帝都の一般行政を强力に施行せしめる上に他の府縣に比して非常な差を生ずることになる。此の意味から都の首長は當然官吏でなければならぬと考へる。又官吏でなければ行ひ得ぬ權限の問題に付ては、現在府縣知事は地方官官制の下に行ふ命令制定權（憲法第九條）、官吏の任免權（憲法第十條）、褒章條例に依る褒賞授與權（憲法第十五條）を有するが、少くとも此の三權を公吏に行はしめることが憲法上差支へなしとは斷言出來ない。

「問」　從來官選論の根據は警察權の問題に存してゐた譯であるが警察權を都長官に移讓せぬことになれば、都長を官吏にする一大理由を缺く樣に感ぜられるし、公選都長の缺點は制度或は監督の缺陷に存すると思ふが如何（二・二一　衆委　長野）

「答」　湯澤内相

從來の都制の研究に於て官選都長たる場合には警察權全體の統合を適當とするといふ論はなく、帝都治安の實情を考へ責任官廳を置いた方が適當なりとの結論になつて居ると思ふ。府を廢止し現に官吏が國家の行政官廳として執行してゐる廣大な權限を公吏に行はせることに關しては、各國の事例に徴しても其の國の首都に存在する國の行政を公選市長が實行する國は絕無である。我國に於ても國の行政官廳たる府縣知事が一面に於て府縣といふ地方公共團體の理事者として自治の仕事を擔任する建前になつて居るが、東京都のみは直接國の行政權に付て公吏たる首長が中間に介在するものなく國の監督を受けて實行することになると此の建前の上から適當でないと思ふ。其の意味から二重組織を廢して都を置く場合には都の首長は官吏でなければならぬ必然の結果となる。

(ロ)　身分、地位、待遇

「問」　都長官は親任官を充てるのか（二・六　衆委　牛塚、中村）

「答」　湯澤内相

官制制定は樞密院御諮詢事項であるから明確には云へぬが、之に對する希望を有する。

「問」　都長官の物質的待遇は從來の市長等に比べて少いが、良い都長官を得て良い仕事をさせる上に何か準備があるか（三・六　貴委　平沼）

都長官は官民内外から見ても日本に於て最大級に重要と見られる如き地位及待遇を與へるべきではないか（三・八　貴委　後藤伯）

「答」　湯澤内相

官吏の物質的待遇に付ては時代の變化に應じてゐないから思ひ切つて良くせよとの意見もあるが、官吏制度全般に影響を及ぼす問題であるから思ひ切つた處置を執り得ない。都長官の職務執行の上に於ては帝都を代表するものであるから地方費に於て相當程度の機密費、交際費を認める必要があると考へるが、其の待遇等に付ては官制制定の際努力したい。

「問」　帝都たる國家性に鑑み都長官は國務大臣が兼任して然るべきと思ふが、如何なる支障があるか。官制上困難であるなら運營に依り内務大臣の兼務に依り都行政の强力な施行が出來ると思ふが如何（二・一二　貴委　四王天）

「答」　山崎内務次官

都の組織及行政が他の府縣と大いに異るのは當然であるが、唯國務大臣たる地位にある者を都長官に據えることには相當研究を要する點がある。

又内務大臣は全國の治安を始め重大なる責務を有して居り、都長官の地位も尨大な仕事と責任を有するので、形式上都長官を兼ね所謂片手間に行政に當ることは考究を要する。

「問」　都長官の地位を重からしむる爲帝都建設委員會の如きものを組織して各省の次官其の他各方面の代表者を加へ都長官を會長にして政府との行政方面の連絡を緊密にする方法に付て如何に考へるか（三・六　貴委　中川）

「答」　湯澤内相

帝都の建設に付て國家的構想を決定する上に一つの有力なる意見と考へるが、實現の方法として組織を置くのがよいか、置く

とすれば如何なる形にするか官制制定までに十分研究したい。

(一)任命方式

「問」都長の權限の内容如何に依つては官吏たることを要すると思ふが、都民の自治精神を尊重する爲任命方式には特別の考慮を拂ひ、選任に當つては一方的に任命することなく、都長候補者の推薦權の如きを都議會に持たせる工夫が出來れば都民と都長との繋りが十分になり都政に對する熱意の點に於て多大の效果ありと思ふ。大學の總長任命には例があると聞くが、同樣に官公兩樣の性格を具備せしめる斯る制度に付ては如何に考へるか(一・三〇 衆本 二・一五 衆委 本多)

都長官の任命に付て官公選の中間を執り直接選擧に依り推薦することは出來ないか(二・四 衆委 今井)

都長官の任命方式に付ては都民の意思を尊重する意味から都議會の意見を聽く方法に付て運用上考へ得ないか(二・一七 衆委 本多)

「答」湯澤內相、山崎內務次官

都長官任命に付ては官吏の身分を有する者を任命することになるので、當然一般官吏任命制度の本則に從つて內務大臣が銓衡の上奏請任命の手續に依らなければならぬ。制度として都民の意思を反映せしめる官吏任命方法はない。大學の總長の問題は制度ではなく慣例として存在したことがあつたので此の場合には參考とならぬ。直接選擧を用ひ得ないことは勿論である。

「問」東京都長は政務的部面の廣い役柄と思ふが、其の選任方法は特別任用制度に依り大人材を求めることを考へるべきではないか(二・四 衆委 中村)

「答」湯澤內相

都長の選任に付ては官制に屬することであり、樞密院御諮詢事項の一になつてゐるのではつきりした意見を述べることは出來ないが、廣く人材を天下に求める趣旨に付ては最善の努力をしたい。

(二)更迭

「問」都長官が他の地方長官と同樣に更迭頻繁だと確乎たる體制樹立の趣旨に反すると思ふが、長く其の職に留まり得る方途に付考へたか(二・六 衆委 牛塚)

「答」湯澤內相

地方長官の異動更迭頻繁防止は今日の所制度的に確保することは考へて居ないが、運用に依り住民との結び付きを考へたい。殊に都長官は普通の地方長官より一層其の土地に長く居る必要があるので十分適材を選び得る樣、又特別の事情なき限更迭せぬ樣運用したい。

(2)都の補助機關

(イ)官公吏併用

「問」官公吏併用は吏員の熱意を失はしめ成績が擧らぬと思ふが止める考へはないか(一・三〇 衆本 本多)

官公吏合置制度の下では都政の能率は擧らぬと思ふ。一樣に官吏とすべきではないか(一・三〇 衆本 深澤)

官吏配備の範圍は可成廣いが、之は從來の府の事務で官吏でなければ行ひ得ないものが存する爲であるか、然りとすれば公企業關係は官吏でなくともよいと思ふ。行政部門別に官公吏併用が出來るか(二・四 衆委 中村)

「答」湯澤內相、山崎內務次官

官公吏併用制に付ては既に今日府縣に於て自治制運用上官公吏を併用して何等害がなく圓滿な遂行を見てゐるから、併用制其の宜しきを得れば心配は要らぬ。而して都行政を强力に遂行する爲には都長官のみでなく幹部級の地位は官吏を以て充てる方が目的を達する上に適當と思ふ。行政部門別に官公吏を併用することは研究したが、幹部級に官公吏を併用することは人事の運用及部內の事務の圓滑なる遂行上支障ありと考へる。

(ロ)官吏

「問」官公吏たる幹部級とはどの程度までか、豫算は二十名では足りないのではないか、區長も官吏になるのか、國費支辨の幹部級は此の豫算で足りるのか、國費支辨の幹部級の職名如何(二・三 貴委 水野)

「答」湯澤內相、中島行政課長

幹部級とは書記官以上に考へて居るが、全體の首腦者としては此の位でよいと思ふ。新規要求豫算の外に東京府の官吏が全部都に移る。其の他に地方費支辨の官吏を置き區長は地方費支辨の書記官としたい。國費支辨の幹部級の職名は都長官、次長、局長、書記官たる課長である。

「問」本案の如き純然たる官僚政治の機構を以てしては都の幹部級と地方官吏の頻繁なる交流は免れないと思ふが、其の爲都行政が却つて其の性格を失ひ地方政治化し帝都の自治的發展を阻碍する處はないか(二・一五 衆委 本多)

官吏を用ひる不利益の最大なる點は官吏の異動の激しい點であるが將來都の官吏に對して長期間在任せしめる取扱をなすのか(二・六 貴委 大藏男)

「答」湯澤內相

都廳の官吏は十分都の實情に通じ都民と接觸して帝都を發展せしむる重大責任を有してゐるから、都長官以下の都の職員は成るべく之を長く其の地位に止らしめ、特別の場合でない限りは異動を避けることは責任を以て答へ得るが、任期を定める等のことは考へて居ない。

「問」都に於ては大體高級幹部は官吏が占めるが、官僚化を避ける爲に帝都の人事行政に付ては潤ひが必要と思ふ。其の點如何に考へるか。(三・六 貴委 三島子)

「答」湯澤內相

都官吏の所謂官僚化は努めて避けたい。長く官僚をしてゐると自分の官僚化したことを氣付かぬこと多く考へ方も一つの型にはまり勝ちである。都制施行の際の人事の配合に付ても千篇一律に考へることのない樣、又從來東京市に釀成された良い氣風が官僚型に押されて都制實施の刹那に圓滿な調和を缺くことのない樣努力したい。

(ハ)府市吏員の引繼措置

「問」二重機構の撤廢に依り幾何の人員を減じ得るか、又人員の整理に依つて幾何の經費を節約し得るか(二・四 衆委 木下義)

府市合體すれば常識的に考へて相當の人員過剰を來すので行政簡素化の建前から人員の大量的整理は當然と思ふが、一定の基準に依り事後の安定策を講じて整理するのが非常時對策ではないか（二・一五　衆委　松永）

「答」湯澤內相、山崎內務次官

都制の實施に伴つて府市の官公吏に付ては積極的な整理は行はない方針である。缺員不補充の方針に依り簡素化の趣旨を達成し得る。又都制實施に當り將來は知らず、此の際府市の吏員が都の吏員として餘計なものとは考へない。府市合併し組織を考へるので十分の準備も必要であるが、慣れることも亦必要である。今日府市共行政簡素化を行つた後でもあり、都長官も決定しない中に、合併するといふ理由だけで一定の規格を以て整理することは仕事の能率上却つて不適合である。但し自己の意思に依つて退職する者は相當豫想せられ、又經費に付ても相當の節約を見ると思ふが之に依り直に幾何の人員、經費が浮いて來るか數字的に云ふのは困難である。

「問」都吏員の實質で局長或は課長の事務取扱囑託をなす途はあり得るか（三・八　貴委　堀切）

「答」山崎內務次官

局長等の地位に付ては斯る取扱は困難と思ふ。

「問」現在の府市公吏の取扱如何、取纏めて言明されたい（二・二七　衆委　委員長）

「答」湯澤內相

東京府市の吏員は之を都の官吏又は吏員に任命する方針である

が、官吏に任命する場合に於て必要なる特別の措置も講ずる考へである。又都の官吏又は吏員としての待遇即ち俸給恩給等に付ては出來るだけ其の既得の地位に不利益を與へざる樣最善の考慮を拂ふ考へである。尙都の官吏に任命せられたる者は其の帝都行政に關する多年の知識經驗を活用する趣旨を以て之を出來る限り地方に轉出せしめない樣取扱をしたいと考へる。

「問」都制實施を機會に退職する者に對する措置待遇に付ての用意如何（三・八　貴委　松村）

「答」湯澤內相

都制施行の際には最高給者に付ては幾分の退職者も出ると考へるし、又高給者の中には此の際退職を利益とする者も多いと思ふが、從來の功績に酬ひ不滿なき樣又引續き勤務する者に對して好影響を與へる樣遺漏なき處置を講じたい。

（ニ）府市吏員の待遇

「問」吏員の引繼措置に付、退職手當竝退職特別扶助料の制度に於ける震災加算を認めるか、退隱料及遺族扶助料條例の加算を認めるか、退隱料を確保して都に引繼かれる者の初任給は市を辭める當時の俸給を當てるか否か、市吏員の俸給は引繼の際引下げられる場合もあり得るか、後になつて地方に轉出せしめられる樣な不利益はないか、市に於ける停年制は採用するか否か（二・一二　衆委　花村）

都制施行の場合には市吏員の待遇は惡くなるのではないか、都の職員の轉勤等に就て法文を以て制度化するか否か（二・一二　衆委　山田）

從來の市吏員が引續き都に奉職する場合從來享受して來た待遇上の權利を失ふことはないか、又本俸の外の現在市吏員に對する各種の待遇規定はその儘都の規定として準用するのか（二・一六　衆委　長野）

東京都書記官特別任用令は今回限りのもので、將來に於ては都の吏員から事務官に任用されても書記官に榮進出來ないとすると、出世の道が斷たれることになるが此の點如何（二・一六　衆委　長野）

「答」山崎內務次官

現在の府市吏員の引繼に關し其の待遇に付ては出來るだけ現在の既得權を尊重したい。俸給に付ては公吏の場合には大體從來の俸給を其の儘引繼いで行けると思ふが、官吏となる場合には勅任級即ち局長級に付ては現在の俸給を維持することは可成困難であるから相當の差が出來ることは已むを得ない。奏任級に付ては奏任官の俸給令等の關係を照合すると運用に依り大體支障なく現在の俸給を認められると思ふ。判任官級に付ても出來るだけ現在の俸給を尊重したい。初任給の問題も出來るだけ從來の俸給を尊重したい。其の他の各種の待遇に付ては吏員の場合は問題はない。規定の形式は別として實質的には既得權を尊重し、退職慰勞金、退隱料計算の場合の年限加算率の問題も認めたい。官吏の場合には現在の市の儘ての規定を其の儘運用し得るか否かは考究の餘地があるが、出來るだけ既得權を阻碍しない樣最善の努力を以て考究中である。地方轉出の問題に付ては市吏員としての從來の經驗を活用して出來るだけ長く都の爲に盡してもらひたいと思ふが、之に關し制度を設ける考へはなく運用に依り行ひたい。昇進等の問題に付ては都制施行の際事務官になつた場合、更に在職を續ければ書記官になり得る途があるのみならず施行の際市の吏員であつた者には書記官になる途を開く積りである。停年制の問題は人不足の際考慮すべき問題であるが、直に市の規定其のものを都に引繼いて實施する考へはない。

（ホ）吏員の恩給

「問」市吏員の最も利益を感ずるのは恩給の問題と思ふが、引續き都の吏員に任用せられた者に對しては其の勤續年數の長短に拘らず引續き勤務する間は現行市條例の規定を都條例を以て適用してこそ既得權尊重の意味が明瞭になると思ふが取扱如何（二・四　衆委　木下義）

東京市に於て十二年を經過して恩給に達した者に付ての取扱如何、十二年未滿の者が官吏になつた場合既に經過した期間を如何に計算するのか、十二年未滿の者は本人の希望に依り都吏員として存續し恩給年限に付ては元の市の恩給規程を尊重し十二年とするのか（三・八　貴委　松村）

第百八十九條の通算があると市の恩給權の經過年限は當然消滅するのか、引續き吏員から官吏になつた場合でも勅令を以て本人の意思により選擇させることは考へないか、新都條例に依る退隱料の年限は十七年か（三・八　貴委　堀切）

「答」古井地方局長

市吏員に付ての退隱料の引繼關係は

(1)既に退隱料が發生して居る關係の義務は引繼がれる。之は都が東京市の一切の權利義務を承繼するのであるから當然である。

(2)現在市の吏員で新しく都の官吏に任用される場合は都制の中の法律の規定に基き勅令の定むる所に依り吏員としての從來の勤續年數が官吏としての恩給年限の基礎に通算される。同樣に都の吏員に任用される場合も從來市の吏員としての在職年數が新しい都の吏員としての退隱料の年限の基礎の計算に入る。

實際問題としての運用は

(1)東京市の吏員として既に十二年の在職を經過した者は市の關係に於て既に退隱料を貰ひ得る要件が發生してゐるから、其の既得權を尊重する意味で斯る者が引續き官吏に任用される場合には、從來の年數を官吏としての恩給年限の基礎に通算して市吏員の退隱料を受けない方式と、市吏員としての恩給權を確定して恩給を受けることにし、官吏として再出發して新規に官吏の恩給年限の基礎を始める方式とがある。尤も後者の方式に依るときは都の官吏としての俸給を受ける間は退隱料の支給はないのである。

(2)十二年未滿の退隱料を受ける年限に達して居ない吏員は引續き官吏になるか、都吏員になるかであるが、引續き官吏に任用されゝば、都制附則の規定に依り官吏の恩給年限の基礎に通算する扱にする途が一つあるのみである。都の吏員になつた者に付ては都條例に依り從來の在職年を都吏員の退隱料年限の基礎に通算する。而して新しい都の退隱料年限は現在府

吏員の退隱料の規定から云つても、官吏の恩給年限より短い年限を定めることは困難であるから、官吏同樣十七年であらうと思ふ。然し從來の東京市の吏員は十二年で退隱料を受けるといふ一種の約束された期待的地位其の他の特殊の既得の地位々持つてゐるので、此の立場に不利益を與へぬ樣凡ゆる考慮を拂ひ從來の市の規定の例に依る如く都條例に規定を設ける方針である。勿論之は從來市の吏員であつた者に限り新しく都吏員になるものに付ては新規定を適用するのである。更に十二年未滿の者が一旦吏員に任用され十二年で退隱料を受け更に官吏に任用されることも可能である。

通算の場合の年限計算に付ては、市吏員としての在職年一年を官吏としての在職年一年以上の價値に見ることは到底困難であるから、十二年は十二年として計算する他はない。

又第百八十九條の通算があると官吏の基礎年限に切替つて了ふので、此の規定の適用を受けなければ、吏員としての恩給年が生きて殘る關係になる。其の差異は恩給法等の解釋に依れば引續いて任用されるか、若干の日を置いて任用されるかで決る。

之等の點は實際の施行の際の運用に於て本人の意向等も十分參酌して個人個人に付て決めて行くのを適當と考へるが、勅令に依つて本人の選擇を認めることは困難と思ふ。要するに吏員の在職年を官吏の恩給年に通算するのは一大異例であるから、當然引續いて官吏になるべき者は官吏になる筋合であるが、實際問題として運用工夫のつく限り吏員の立場を尊重するのが適當と思ふ。又會議體にするか個別的に置くかは事柄に依り實際の必要に應じ何れの形も執り得る。任期に付ても別に定めなければならぬことはないが、都參與に關して必要な規定を定める場合に任期を定めることは差支へない。之等のことは第百六條末項の規定に依り都長官が内務大臣の許可を得て具體的に定めるのである。町村制に於ける參與制と性格が異るのは實際の働きに相違があるからである。即ち町村に於ては町村の外に產業關係其の他各種の有力團體が存在し全體に關係ある事項に付ての活動を行ふが、之等の團體の活動を統合し町村經營を一元的に行ふ點で現制は不十分なので、此の各種團體の活動の調整を主任務とする意味で參與を置いて居る。大都市になると此の事情は異つて來る。市制に於ける參與は斯る意味は薄く有力な人が市政に付市長の相談役となる意味であり、町村制の參與とは意味を變へてゐるのである。都制に於ける參與も同樣である。

(ロ)都委員

「問」都委員は現在の市の常設委員の如きものであるか、都議會議員が多數入つて常時調査をするのか、都議會議員と一般學識經驗者の兩方から成るのか、都議會議員は除外されるのか、運營の方法は合議體か、個々に利用するのか、任期があるのか。又現在の市條例に依る常設委員の如きものを都條例に依り都議會の常時審議機關として設ける考へがあるか (二一・一七 衆委本多)

從來の條文に依らない委員に對しては將來如何なる措置を執る

(3)其の他の機關

(イ)都參與

「問」都參與の性格、職務權限如何。又運用方針は會議によるのか、個々に意見を聽く建前か、任期はあるのか (二・一七 衆委本多)

第百六條の規定は參與に付て如何なることを決めるのか、參與を諮問機關として置くことにより都議會の缺陷を補ふことが出來るか (三・六 貴委 平塚)

交通、水道其の他の事業に付從來の性質の參與を置く考へはないか。又町村制に於ては參與は重要施策に付て審議する制度であるが市制及都制では何故採用しなかつたのか、地域人口其の他規模の大小に拘らず自治團體の重要施策に付て審議する參與制があつてもよいと思ふが如何 (二・一二 衆委 田中)

「答」山崎内務次官、古井地方局長

今回の都制案に於ける都參與の制度は都長官の最高顧問格であり、都行政の强力なる執行の爲都議會に付ても相當改善を加へたが、尚十分に機能を發揮し得ない所に付ては參與が之を補ふ趣旨である。從來の市參與の制度は公營事業の擔當者といふ意味の制度であつたが、此の制度では成績が擧るといふ確信がないので、別個に全然性質を變へて今回の制度を設けたのである。都參與の職務權限は都長官の諮問に應じて都行政に關する重要事項に付て色々相談に應ずることである。運用方針に關しては數は制度の趣旨から云つて多數ではなく數名程度に限定す

のか、委員に付て第百六條第五項の如き規定がないのは如何なる理由か（三・六 貴委 平塚）

「答」山崎内務次官、古井地方局長

今回の案に於ける委員の制度は從來の委員と若干性質が異る。從來の委員は規定上職務權限として財産又は營造物の管理其の他委託を受けたる市の業務の調査又は處辨を爲す制度であつたが之は大都市には餘り適合しない。故に今回の委員は別個に專門的な學識經驗を以て必要な調査に當らしむる趣旨に依つて制度を設けて居る。學識經驗者としての資格ならば差支へないが、都議會議員の資格に依り當然委員になることは出來ない、運用の形は會議體個別的何れの形も必要に應じて執り得るし任期は必ず決めなければならぬものではないが、必要があれば都長官に於て定め得る。此の點に付ては必要なしと考へて第百六條第五項の如き規定はしなかつた。又從來制度上認められてゐる以外に實際には條例を以て置いてゐる委員があるが、今回は設置の手續等の變更に伴ひ新制度に依るものに統合し、都條例を以て都議會議員の常時の活動を圖る如き委員會制度の濫設は認めない方針である。

(四) 都の財政に關する事項

(1) 經濟の分別

「問」區と三多摩の市町村とは自治權の程度が異るので、都稅の使用を都議會で決定する際費用の分布劃當に於て紛議を生ずる處があると思ふが、斯る紛議防止の行政的施策に付て考へはないか（二・一二 衆委 谷原）

都の區域に三多摩を包含せざるを得ないとするならば、三部制は煩瑣でもあり弊もあるから、都の財政を二部にして郡部經濟は考へず、東京市民に關係することは市部選出の議員だけが參加し、府全部のことに付ては府全體から選出された議員全部が關係する方法は考へなかつたか（三・八 貴委 松村）

「答」古井地方局長

都の區域を東京府の區域とする場合に斯る趣旨から云へば經濟を單一にしないで分別することになるが、經濟を分別すれば市部經濟と郡部經濟と結局其の他に共通經濟即ち全體經濟を置かざるを得ず三部制經濟を執ることに歸する。之は理論的な考へ方としては徹底し理由があるが、實際には煩瑣でもあるし、郡部の經濟が貧弱で成立たない關係もあり、結果に於て趣旨を達成し得ることは困難なので今回の案には經濟の分別は考へなかつた。純二部制とすることは强いて云へば、郡部關係には市部選出議員が參加しないのが筋合であり、又府と市とを何かの措置に於て存置することは府市合體といふ都制案の趣旨にも反する結果となる。本案は若干經濟が共通になる點に於て難點があるかとも思ふが、三多摩は附帶的な問題であり市部選出議員が絕對多數なので餘り困難な事態が起るとは考へない。從來の府の實情に左程困難はなかつた。

(2) 稅 制

「問」分與稅法に依る市町村に對する配付稅の配付形式如何、配付稅が都を通らず直接交付される方法を變へない限り三多摩と舊區は何時までも一體にならず都の自治體的統一に支障ありと考へられるが如何（二・一二 衆委 田中）

「答」古井地方局長

市町村に對する配付稅は從來通り直接配付されるのである。三多摩の市町村を從來の形で存置する建前を執ると之に對する配付稅は中央で市町村を對象にして計算の上交付せざるを得ない。都に於て纏めても若干調整すれば兎も角素通りの計算になるのであるから直截簡明に交付するのがよい。

「問」都制施行の際防空設備等に相當費用が掛ると思ふが都の租稅は如何なるのか、受益者負擔金の如きものを課す考へがあるか（三・六 貴委 小野）

「答」山崎内務次官

現在の市域内は現在の府稅と市稅を合せたものが都稅になる。三多摩地方其の他は現在の府稅が都稅に入り市町村稅はその儘殘る。都制施行の際防空其の他の施設に於て特別に經費を要する場合は增稅其の他の方法で財源を賄ふことになるであらうが、今日のところでは斯る經費の增加は計算困難であり、又防空等に付ては國庫補助もあるので直に增稅の如きが必要になるか否かもはつきりしない。

「問」分與稅の考へ方は時局上尨大なる費用を要する大都市に對して有利ではない規定になつてゐるが、彈力性に富む所得稅の附加稅を其の都市に對する還付稅の如き意味で認める必要はないか（三・八 貴委 堀切）

「答」古井地方局長

今日の分與稅制度が大都市の多額の經費の財源として十分に必要を充し得るか否かは十分研究を要する。所得稅附加稅の問題は分與稅制度の根本に觸れる問題であるから十八年度豫算に計上せる調査費に依り地方稅財源の問題と共に考究して見たい。

(3) 豫 算

「問」府市の豫算は編成替して都の豫算に包括して了ふのか、又都長官專斷で豫算を作るのに法律は要しないか（三・三 貴委 水野）

「答」中島行政課長

法律の委任に依り施行勅令を以て暫定豫算を作らせ、都議會が成立すれば殘りの分の豫算を全部充てゝ正式豫算を作らせる。

(4) 委任事務の財源

「問」第百十七條第三項に「必要ナル措置」とあるが、具體的事實問題としては費用の負擔區分を明確にしないと都當局が苦しむ結果となると思ふが、此の點の所見如何（二・一六 衆委 長野）

從來は委任事務は法律勅令に依ることに限定されて居たが、本法案第一條に依れば法令といふことに擴張せられた。其の爲國家の中樞として重大な職分を有する都に新に各省の命令に依り委任事務が增加することになるが、之は勅令に依るのが穩當なのではないか、又其の財政の負擔に付て何か規定があるのか（三・八 貴委 堀切）

「答」湯澤内相、山崎内務次官

從來委任事務を勅令に限定して居た根本の理由は事務其のものゝ性質に依るのではなく財源を與へないで事務を委任する弊を避けるに在つた。必要の點から云へば最近時局事務を初めとし

各種の國政事務を省令に依り地方團體に委任して處理してもらはねばならぬものが多い。將來に於ても此の傾向は繼續すると考へられるので從來法律勅令に限定してゐたのを撤廢する爲、委任の方法を簡單にしたのである。而して現在までは其の財源に付て別段法令上の配意をしなかつた。時局下下級團體が委任事務を執行するのは當然の責務であるが、財源に付て何等の配意をしないことは團體の財政に影響を及ぼすので今回第百十七條の規定を置いたのである。而して將來省令に依り都に事務を委任する場合には、其の財源は法令を出す各省に於て配意する建前であるが、内務省としても一般監督上都制施行令に依り事前に各省と連絡を圖り、協議の上財源を決定せしめ、財源決定のものに付てのみ協力する方針を執り、地方團體の負擔を輕減せしむべく努力する趣旨である。

(五) 都の監督

「問」 都をして國家性を多分に持たせる大きな構想の機構たらしめんとするならば都ノ内閣總理大臣の直屬としては如何 (二一・一五 衆委 松永)

「答」 湯澤内相

總理大臣に色々の權限を集中することは議論の餘地がある。總理大臣は内閣の首班として各大臣の機務を綜合する立場が重大であり、行政大臣に對することは權限が強く働かないと云ふ議論もある。國が直接施行する行政所謂中央行政でなく地方的に分割せられた行政は帝都の行政であつても一般的監督權は内務省に屬せしむるのが適當であることは内外地行政の一元化の事態に徹しても明かである。總理大臣が直接指揮監督することが直に國家性を增大するものとは考へない。

「問」 地方自治制度運用上に於ては監督官廳の指導監督が最も大切であると思ふが、從來は餘り適切な指導はなかつたと云はれてゐる。都制運用に付て斯る點を考慮するところがあるのか (二一・六 衆委 牛塚)

「答」 自治體の監督は結局は人の問題として解決するより方法はないと思ふ。併し問題の所在を早く知ることが事態を促進する所以と思ふが、此の點では從來東京府知事の市長に對する監督關係は有名無實であり、問題の所在を内務大臣が知るに付て敏速を缺いて居た實情にあつたが、府市竝存の弊を除去して都長官が之に當ることになると問題の所在に付て敏速に相談を受ける機會が早くなつて監督も從前よりは敏活に行はれると思ふ。

(六) 區制に關する事項

(1) 區の區域

「問」 舊市の三十五區は面積、人口、豫算等に於て非常に差があるが、配置の統合を行ひ不平均な形を是正することが所謂根本的刷新となるのではないか (二一・四 衆委 川口)

現在の東京市の區は選擧區としては餘り小さい爲に大人物選出に不適當と思ふが、都制施行に當り是正する考へはないか (二一・五 衆委 今井)

「答」 山崎内務次官

區の現狀は非常に差があり、又選擧區としても適當でない點もあるから、必要に應じ區の廢合或は區域の變更は當然考へねばならぬ問題と思ふ。唯現在の區の區域の廢置分合に付ては必ずしも選擧のみの立場から考へ得ない事情があるので、都制施行の曉に於て各般の事情を考慮して必要に應じ廢置分合をしたい。其の爲本案に於ても特に區の廢合、區域の變更に關する規定を設けて將來の必要に對し處置を執り得ることにしたのである。

(2) 區の權能

(イ) 都の事務の委讓

「問」 本案に於ては區の自治權が擴大されて居ると云ふが如何なる點か (二一・九 衆委 長野)

現在市で行つてゐる事務中、區に依り事情を異にし其の區に適當なる施設を考ふべきものが多い。斯る部分的なものは區へ委讓して區の權限を擴張すべきであると思ふが所見如何 (二一・一二 衆委 花村)

第百四十條の規定は却つて區の性格を不明確にし、都と區の間が圓滿に行かず權限爭をする場合には死文化して都との間に政治的禍因を内在せしむると思ふが、其の權限强化の爲には都條例の外に出來るだけ法律勅令を以て事務の分擔を決定し或る程度の權能を明示するのが穩當な方法ではないか (二一・一六 衆委 長野)

「答」 山崎内務次官、中島行政課長

現在の東京市の區は法令に依り區に屬する事務を處理する建前になつてゐるが、實際問題として法令に依り區に委讓された事務は全然ない。本案に於ては第百四十條の規定に依り都條例の定むる所に依り容易に都の事務を委讓し區に事務を處理せしむる途を開き、又第百四十三條の規定に依り區會に於ても都議會に代つて營造物又は區の事務に關し都條例又は都規則を制定し得る途を開いたので、特に法令に依つて委讓しないでも、此の兩規定に依り今後相當區の權能を擴張し得るものと考へる。又勅令に依り委讓しても現在區には財政自主權がないので財源の方面から處理出來ないのである。從つて都條例を以て委讓する場合にも都に於て財源を心配する必要があるのである。委讓事務の範圍に付ては檢討中であり、法令關係其の他に於て支障なき限り出來るだけ委讓したい考へである。

(ロ) 補助、寄附の能力

「問」 現在區で行つて居る區内の各種公益事業に對する補助金、寄附金の權能は削除するのか (二一・一六 衆委 長野)

區は他の必要なる事業又は施設に對して補助又は寄附を爲す能力を有するか (二一・二七 衆委 委員長)

「答」 湯澤内相、山崎内務次官

都制第百五十九條の規定に基き區の財務に關し必要なる事項として勅令を以て認める考へである。

(八) 區の自治權

「問」 他の府縣に於ても下部組織として市町村を持つてゐる故、都が三十五の獨立した區を持ち得ぬとの理由には合理性がないのではないか、本案に依ると市民の要望に反し區の自治權を擴大したとは思はれないが、三多摩に於ける市町村は區よりも强い自治權を持つて居る。東京市民のみに對して自治權を與へ得

ない理由は何處に存するか（二・一二 衆委 花村）

都に完全自治權を認めないならば、少くとも三十五區には完全自治權を認むべきであるが、之を認めない理由如何（二・一五 衆委 松永）

都が不完全自治體であり、區には十分な自治權を認めないのは他の府縣の市町村が何れも完全な自治權を有して居るのに比して權衡を失しないか、又區の問題に付ては區の沿革、實情、區民の要望等を顧慮して居るのか（二・二七 牛塚）

都の行政は區を單位にして考へるべきであるが、區に自治權を與へず一律一體の態樣で行くのは無理ではないか（二・二七 衆委 牛塚）

「答」 湯澤內相、山崎內務次官、古井地方局長

區に對して完全自治權を認めるのは不適當である。其の理由は區の自治權を非常に擴大することは結局都內に密接した三十五の獨立市を認める如き結果を招來し都行政の統一を破壞し、其の行政の敏活强力なる執行に支障を來し都民生活の實情に即せぬことになる。區に財政權を持たしめれば都民の負擔の上からも區々になつて權衡を失し都民全體の爲に好い結果を齎らさない。寧ろ現在の區役所の機構の整備に依り機能を發揮せしむる施策を講ずることの方が必要と考へる。何故東京市の區だけに自治權を縮少するかといふ問題に付ては、元來地方團體の制度に付て大都會も中小都會も農山漁村も全く劃一の制度を布かねばならぬといふ形式的觀念が誤つてゐるのであつて、夫々の地方に即應する制度を建てることが最善である。又事實上も東京市の區は府縣の市町村とは其の實情實體に於て相當異り、町村の素朴な形に於ける自治を區の制度の上に認めることは實情に即しない點があると思ふ。素朴な自治の活動は寧ろ町內會部落會等に於て發達せしむべきである。此の點に關しては純理論として區は純然たる行政區とする方が徹底すべしとの論も存するのであるが、此の論は區の沿革、實情等も考へ、亦都の體制に全體としての調和を與へるの必要から見て行過ぎとも考へられるので、大體現在の制度を踏襲したのである。而して都の行政に付七百萬市民を率ゐて此の時局下に奉公せしむるに付ては、區の下には町內會聯合會等も存するので今回の案で何等支障はないと思ふ。

「問」 都の區は公共事務を處理すとの明文がないから、自治權のない團體と解すべきか、區の法的性質如何（二・二七 衆委 牛塚）

「答」 古井地方局長

區は此の都制案に於ても自治權を有する團體であると考へる。法人區（自治區）であると同時に、區といふ區域は一つの行政區劃としての意味も有して居る。

(3) 區の議決機關

(イ) 區會の組織及選擧

「問」 區會議長は區會が選ぶのが自治運用上、區會の圓滿なる運行上及區會統制上最も自然である。官吏たる區長を以て充てると議事の不圓滑を來し、議長と議員の間に相克摩擦を生じ延いては行政の運行にまで惡影響を及ぼす處が多分にあると思ふ。町村會の議長は町村長を充てゝゐるが、町村長は町村會が選ぶので其の點は此の場合と異る。區長が區會議長を兼ねるのは如何なる理由に依るのか解し難い。從來の制度に何か不合理な實例があつたのか、無いとすれば自治制の圓滿なる運用上强い反對の理由かない限り區民の要望を入れるべきと思ふが更に考慮する考へはないか（二・一二 衆委 花村）

區長と區會議長を別個に置いて各々職務を完うする從前の制度が官民協力提携の上に最も圓滿なる運用を期し得るのであつて、區長が議長を兼ねることになると議事整理の關係に於て支障ありと思ふが、現行の制度に弊害があるのか、官吏たる區長が議長を兼任せねばならぬ根本的理由如何（二・一五 衆委 松永）

制度上認められた議決機關は一面理事者の協力機關であると共に、一面には理事者の行動を市民に代つて監視する役目を擔ふ機能となつてゐると思ふが、區長が議長を兼ねるのは議決機關と執行機關を混同した考へ方ではないか（二・一六 衆委 長野）

「答」 山崎內務次官、中島行政課長

此の法案に於ても區長は執行機關であり、區會は議決機關たることには變りがないが、區會の現在の仕事、或は開會の回數、議決豫算の金額等を考察するに、區會は年五、六回の會議を開くに過ぎず、又區の豫算は一ヶ年八、九萬圓に過ぎない。斯る區會の實情を勘案し本案に於ては或は區會議員の定數を相當減少する等其の構成、職務權限、議事運營の方法等に於て簡素化を圖り、出來るだけ簡單に仕事が捌け區の仕事が敏速に行く樣な趣旨の下に此の制度を考へてゐるのである。此の程度の會議體の運營には大掛りな正、副議長を特に議員中から選ぶ如き形式的なことは必要でなく、區長が議長を兼ねて中心となつて議事を進めて行く方が運營上却つて適當であるし、區會の協力體制の點からも區會との連繫に於て好い結果を生ずると思ふ。議事の整理の問題に付ては、現に町村會、府縣參事會に於ては理事者たる町村長、知事が議長を兼ねてゐる例から見ても區長が議長を兼ねることに依り議事の整理に支障を來すとは思はれない。固より町村長は町村會で選擧するが、議決機關と執行機關といふ點では同一のことゝなる。要するに此の問題に關し異見を生ずるのは結局見解の相違と云ふより他はない。原案に付て直に之を改める意見は持つて居ない。

「問」 時局上區會議員は區內の配給或は入退營等の行事に相當多忙と思ふが、定員を多くする考へはないか（二・一七 衆委 山田）

東京の區は沿革實情等から法制上の職務以外に仕事が多端であるが、本案に依れば區會議員の數を減ずることになつてゐる。此の點に付ては區內の有力者活用等の考慮があるのか（二・二七 衆委 委員長）

「答」 湯澤內相、山崎內務次官

區會議員の數に付ては區會本來の仕事の內容或は性質から考へ今回の定員の程度を以て十分と考へるが、區內の有力者等の活用に付ては、今後共區常會等の活用を圖りたいと思つて居る。其の他の方法に付ても適當なものがあるか否かに付て考究した

い。

(ロ)區會の職務權限

「問」從來區會に認められて居る區會に於ける意見書の提出を削除した理由如何（二・一六 衆委 長野）

區會は區の公益に關する事件に付て關係行政官廳に意見書を提出し得るか（二・二七 衆委 委員長）

「答」湯澤內相、山崎內務次官

都制第百五十九條に基く勅令を以て規定することになつて居る。

「問」近時區長は町會長會議、區常會等を開いて相談することが多く、公の制度としての區會の意見を聽くことが少くなつて來た狀況であるが、區の自治權、區會の權限を縮少する趣旨から然りとすれば其等の會議を公式のものとする必要があるのではないか（二・九 衆委 牛塚）

「答」山崎內務次官

現在市內の區に於て區會に相談する事項が町會或は常會等に比し少くなつて來たのは一見區會の權限を必要以上に狹めてゐるかの如き觀を與へて居るが、町內會長會議等を以て直に區會に代へることは一つの考へ方と思ふ。然し此の點は未だ研究の餘地があるので本案では區會に付ては大體現在の建前を踏襲して居るが、權限に付ては現在よりも幾分擴張して居るので、決して區會自體に對して權限を縮少する如き考へで立案をしてゐるのではない。

(4)區の執行機關

(イ)區長の選任

「問」區長に官吏を充てるのは舊弊を一掃する上に效果ありと思ふが、一面區民と區役所の間に親しみがなくなり、區政の上に潤ひがなくなる處が多分にある。殊に區長が從來の所謂官僚的な氣分で命令することは區政運用の熱意を失はせる原因と思ふが、區長の人選に付ては如何に考へるか（三・八 貴委 丸山）

區は第一線機關として市民に直接するものであるから民情に融和し民意の暢達を第一義とすべきであるが、市民の親しみ易き場所を殘す意味で區役所だけは區長以下總て公吏を充てゝは如何（二・一六 衆委 長野）

區長の人選方法を恒久的に保障する爲制度化する考へはないか（二・一七 衆委 山田）

「答」山崎內務次官

區長は第一線機關として直接都民に接觸し、町內會等の指導に當る等區民との融和、區內の民意暢達の上に重要な責任を擔つて居るから、其の人選に付ては深甚なる考慮を拂ひ、從來市區行政に付經驗識見共に優れ、都民と融合し都行政の效率を擧げ得る如き練達有能の士を之に充てたい。唯區役所の陣容の整備、市との人事の交流及區長に相當の行政的權限を持たせる必要等から考へて官吏を充てることが適當である。適材を得る爲には人事の運用により趣旨を達したい。而して此の考へは常識的のものであるから、內務省當局者が迭つても方針は異ることがないと信ずる。故に別に制度で定むべき性質のものとは考へない。

(ロ)區長の更迭

「問」區長が官吏であると頻繁なる更迭により落着いた區の自治が出來ない憾があるが、區長の任命に付て特別の任用方法を考へ區長は區會の推薦に依り都長官が定めることとしては如何（二・一二 衆委 四王天）

「答」古井地方局長

帝都行政を事態に即應して强力に遂行する爲には都長官と區長とが緊密に一體となつて活動し得る體制が必要であるが、區域內の人の中から區會等が選ぶ方法は今回の都制施行の趣旨から見て困難である。又轉任等のことに付ては十分に運用の上で考慮し、官吏であつても任用の途に付ては普通の資格任用だけでなく特別任用も考究しなければならぬ。

(ハ)區長の身分

「問」區長にはどの程度の人を充てるのか、全部奏任官か或は勅任官も豫定して居るのか（三・六 貴委 大藏男）

「答」山崎內務次官

區長の身分に付ては大體府縣の部長級即ち書記官級を充てる考へであるが、優遇の方途を講ずる必要ある場合には勅任官といふ樣なことも考へ得る。

(5)區の財政

「問」區財政交付金制度は區を法人と認めた趣旨に反すると思ふが、都の統一を破壞しない限度に於て都の統制の下に區に或る程度の財政權を與へては如何（二・一六 衆委 長野）

「答」山崎內務次官

區に屬する市稅を昭和十五年に廢したのは區の負擔力が區々であり又市自體の統一の上から適當でない爲であつた。今回も此の點は檢討したが、從來の實情から考へても支障なしとの結論を得るに至らず現在通りとしたのである。

「問」第百五十七條第二項の「其ノ他ノ法令ニ依リ區ニ屬スル收入」の內容如何（二・一六 衆委 花村）

本法案第百五十七條に明記してある以外に區の財產權として營造物の使用料、過料の收入等がある旨の說明があつたが、此の點は如何（二・二七 衆委 委員長）

「答」湯澤內相、中島行政課長

「其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル收入」とは例へば營造物の使用料及其の使用料徵收に付て勅令を以て過料を科することなどが其の一例である。而して區の營造物の使用料及過料の徵收に關しては第百五十九條に基く勅令を以て現在通之を徵收せしめる考へである。

(七)町內會部落會に關する事項

(1)町內會等の育成强化

「問」帝都の自治振興對策として町內會等に重點を置く趣旨に對し本法案の規定は薄弱ではないか（二・四 衆委 中村）

「答」湯澤內相

町內會等の自治の涵養上規定の存置に關しては贊否兩論があるので、此の兩論の調和點として第百五十三條の規定を設けたのである。根本の觀念としては出來るだけ行政的の手段に依り自然に發達せしめる餘地を存しながら、一面其の基礎を與へる爲

基礎的活動の基準として簡素な規定を設け其の下に融通無碍な發達を圖ることにした。十分發達の上はもつと基礎的な規定を考へることにしたのである。

「問」町内會、部落會の育成强化に對しては自治的發達だけに委せず國家の强い意思を加へるべきであると思ふが、之に對する具體策如何（二・一二 衆委 田中）

「答」山崎内務次官

町内會、部落會は發達の日淺く今後の指導育成に俟つべき點が多いが、其の機能を發揮する爲には會長に適材を得ることが中心問題であると考へる。此の點に付ても規定設定の際考慮したが、現在の狀態に於ては會長等に付て餘り細い規定を設けることは却つて適材を得る目的を達する所以でないと考へ法案の程度に止めたのである。今後此の點に付ては一層の努力を拂ひたい。

「問」町内會の强化の方途としては會長等の問題より前に地域整備、有識者の動員、運營方法、會計等の徹底的指導監督、十分なる財政の援助及役員等に對する褒賞其の他の方法に依る名譽的待遇等を考へることが必要と思ふが、此の點に對する考へ如何（二・一六 衆委 花村）

町内會等は自治を伸ばすべき面として現在餘りに地域が不整備である。根本的に整備しては如何（二・四 衆委 川口）

町會等の育成强化に付ては法律的に公認する以外に更に實際上の助成と發展に援助を與へる計畫があるか（二・二七 衆委委員長）

「答」湯澤内相

町内會等の現狀は時局の要請に基き直接府民の生活に關係がある爲相當問題になる點が多く殊に物資配給の關係に伴ひ面倒なことが起つて居る。又町内會等の仕事が面倒で繁多になつて來た爲め名望家が町内會長の就任を避ける傾向があるが、之に對しては事務の組織に付て現在其の整備の爲國庫補助を行つて居るが、將來十分注意して行きたい。町内會長、役員の選出方法に付ても適當な制度が樹立せられてゐないので一部少數の專斷があることも事實と考へるが、指導組織を通じて整備する樣都長官を督勵したい。又規定が簡素な爲町内會長、職員等の法制上の責任問題に對しては不備であるが、町内會は未だ發達の途上にあるので餘り複雜な規定を設けることを避けたのであつて、規定以外の點は今後指導督勵に重點を置いて行きたい。

「問」町内會等の費用の徴收に付て任意納入しない場合の考慮如何（二・二七 衆委 委員長）

「答」湯澤内相

費用の强制徴收に付ては考慮すべき點もあるので將來十分研究したい。

(2) 町内會等の性格

「問」第百五十三條の規定に依り町内會、部落會は法人格を與へられることになるのか、法人格はないが財産所有だけを認めるのか（二・四 衆委 中村）

町内會は之を法人とするとの明文もないし、又法人であるならば財産を所有し得るのは當然と思ふが、殊更財産を所有することを得る規定を設けるのは法人と認めないからではないか、若し法人であるならば、町内會の性格は民法上の法人であるか又は其の他の法令に基く法人であるか（二・一六 衆委 花村）

「答」山崎内務次官、古井地方局長

町内會の性格は都制に依る私法人である。此の規定に依り直に公法人たる性格を有するといふまでには考へて居ない。而して法人格を有すると云ふ趣旨は財産を所有し得る點に於て即ち財産管理の主體としての範圍内に於て人格を有し得る途を開いたのであつて、其の以外に町内會自體が行政の主體としての一般的の法人であるといふ趣旨ではない。

(3) 町内會等の財産所有

「問」財産を所有する意味の法人格を認めるならば、當然持ち得る財産所有に區長の許可を要する理由如何。財産を持つ範圍、程度に付て制限する必要があるならば區長の許可を要することは意味があるが、財産を持つ爲に法人格を與へてゐるのに敢ら區長の許可を要すといふのは意味を爲さぬのではないか（二・一六 衆委 花村）

町内會等が自己の名を以て財産を所有することに付ては區長が全然權限を持つて居るのであるか、又財産所有に對する監督は如何にするか（三・八 貴委 曾我子）

一旦許可を得て法人格を得れば其の次の財産は許可なく取得相續出來るか（二・一六 衆委 委員長）

財産所有に對して制限を加へる意味で許可制を執ることと始め許可すれば後は制限がないこととは矛盾しないか（二・一六 衆委 花村）

「答」古井地方局長、中島行政課長

從來は町内會等は會員の共有名義或は役員の個人名義で財産を所有して居たのだが、第百五十三條第二項の規定に依り自己の

名を以て即ち町內會自體の名義を以て所有し有ることを認めたのである。其は町內會等が財產管理の主體として簡易な形に於て或る意味の人格を持つのであるが、總ての町內會等に一律に人格を與へる體制を執ることは現在各種の組合或は公益法人等の人格取得が地方長官或は主務大臣の許可、認可に係る趣旨にも反する。故に全然無制限に人格を與へる譯には行かないので、特に許可を得たるものにのみ財產所有を認める建前を執り財產所有の資格を有することを區長の許可權にし、必要ある場合には人格を認め其の名義を以て所有を認めてやることにしたのである。而して一旦許可を受けて所有を認められゝば其の後は一々許可を要しない。尙財產所有に對する監督は第一項の規定に依り區長が主として之に當るのである。

(4) 町內會等の事務援助

「問」第百五十三條末項の「事務ノ一部」とは何か（二・一六 衆委 花村）

第百五十三條第三項の「事務ノ一部」とは區長の仕事の權限の一部を援助するのか配給等の事務を援助するのか、配給等の援助は町內に通牒を廻す程度であるのか、區役所で行ふ配給制度の根本に立入つて責任を持たすのか（三・六 貴委 曾我子）

「答」山崎內務次官、中島行政課長

「事務ノ一部」とは區長の事務の一部の意味であるが、配給等に關しては大體現在行つてゐる達しの傳達に限り、直接配給事務其のものを扱はせるところまでは考へて居ない。

三 修正案に關する事項

「問」衆議院の修正に依り區會議長が官吏たる區長でなくなることは都制案制定の趣旨から見て一貫性を缺き木に竹を接いだ觀はないか。尙衆議院の四つの修正理由中或るものは都制案の根本精神と相容れないものがある樣に思ふが、此の修正通り通過した時は如何なる取扱をなす考へか（三・六 貴委 平塚）

「答」山崎內務次官

衆議院の修正案に付ても理由がある樣にも思はれるが、然し四修正理由の個々に付ては議論もあらうと思ふ。全部が贊成といふ譯ではない。修正案が兩院を通過した時の心構へとしては區に就ては特に愼重考慮の上修正案に依り惡結果を殘すことのない樣十分に指導したい。

「問」衆議院の修正は政府も同意であるか（三・八 貴衆 水野）

「答」湯澤內相

貴族院に於ても此の修正に同意があれば政府としては決議の趣旨を尊重して其の施行に當りたいと思ふ。

四 都制の實施準備及期日に關する事項

(1) 實施準備

「問」都制案の實施は根本的な機構改革であり之に伴ひ多くの法令を必要とし幾多の混雜惹起を豫想せられるが、斯る機構の運營に當つて政府は混雜を切拔ける用意があるか（三・一 貴本 水野）

都制に伴ふ警察行政の移管に關し施行過渡期に於ける能率の低下を防止する用意があるか（三・五 貴委 平塚）

都制施行の準備期間中混亂を避ける爲の用意如何（三・八 貴委 松村）

「答」湯澤內相

都制施行に付ての混亂が時局下國家全般に及ぼす影響の大なるに鑑み萬全の注意を拂ひ周當な準備を用意して居るが、內務省としては法案成立の上は知事、市長と密接なる連絡を保つと共に都制實施準備委員會の如きものを組織して其の方途を講ずる考へである。又物資配給等の行政事務に付ては直に都長官の方針如何（二・二七 衆委 委員長）

「問」都制施行準備委員會には次長以下になる人を入れて準備を進めれば運用上宜いと思ふが如何（三・三 貴委 水野）

都制への圓滿なる移行の爲內務省の都制實施準備委員會には府市會の代表者を參畫せしむるのがよいと考へるが何か構想があるか（三・八 貴委 丸山）

「答」湯澤內相、山崎內務次官

政府に於ける準備組織の構成に次長以下になる人を入れることは準備の圓滑なる運行の爲に適當と思ふから研究の上實施したいが、府會議員及市會議員を入れるか否かは相當檢討を要する問題と思ふ。因より府市當局とは緊密な連絡の下に諸般の準備を進めたい。

(2) 施行期日

「問」準備期間の餘り長いのは事務の澁滯、職員の動搖を來す虞れがある。三ケ月繰上げて七月一日より施行し得ると思ふが如何（二・四 衆委 木下義）

本案の成立の後は速かに實行することが望ましいが、政府の方施行期日は十月一日と定められて居るが、現下の如き決戰體制下に在つては遲きに失する。少くとも七月一日に實施しては如何（三・一 貴本 水野）

「答」湯澤內相

時局重大の折柄可及的速に準備を進めて期間を短縮し七月一日頃までに實施する樣其の方策に付十分研究し趣旨の徹底出來る樣努力を續け遺憾なきを期したい。

附錄三 東京都制諸案要

項目	昭和七年 東京市政調査會案	昭和八年 第六十四議會提出政府案	昭和十年六月 牛塚東京市長案	昭和十[illegible] 內務[illegible]
第一 總則 一 都ノ區域	現在ノ東京市ノ區域ニ依ルコト	現在ノ東京府ノ區域ニ依ルコト	現在ノ東京府ノ區域ニ依ルコト	現在ノ[illegible]コト
二 性格		基礎的地方公共團體トスルコト		
三 公民		市公民ニ準ジ都公民ノ制ヲ認ムルコト		
四 都ノ構成	區ハ現狀ノ儘トスルコト	都ヲ分チテ區市町村及島嶼トスルコト （イ）區ハ現在ノ東京市ノ區（三十五）ノ區域、市町村ハ現在ノ八王子市及三多摩ノ町村（七十）ノ區域、島嶼ハ現在ノ島嶼ノ區域ニ依ルコト （ロ）區ニ關シテハ新ナル制度ヲ定メ市町村ニ關シテハ大體ニ於テ市制町村制ニ則リ島嶼ニ關シテハ大體ニ於テ現行ノモノト同樣ノ制ヲ定ムルコト	都ハ之ヲ區及島嶼ニ分ツコト （イ）八王子市及三多摩郡ノ町村ハ之ヲ廢シ適宜區ニ分ツコト （ロ）島嶼ハ姑ク現狀ノ儘トスルコト	都ヲ分[illegible]トスル[illegible] （イ）[illegible] （ロ）[illegible]
五 都ト警察權	姑ク現狀ノ儘トス（擴充ヲ要スルモノアリト認ムルモ別途ノ措置ニ待ツヲ至當ト認ム）	都內ノ警察權ハ現行通リ警視廳ヲシテ掌ラシムルコト	都ニ關スル衛生、交通、産業、建築、消防等ニ關スル警察事務ハ都長ニ附與シ警視總監ノ區處命令ヲ受ケ之ヲ執行シ得ルノ制ヲ開クコト	
第二 都ノ議決機關	都議會及都參事會ヲ置クコト	都會及都參事會ヲ置クコト	都會及都參事會ヲ置クコト	都會[illegible]
一 都會 (1) 都會ノ組織及選擧	都議會ノ組織ニ關シテハ市會ノ例ニ依ルコト 都議會ノ構成組織ニ關シテハ英吉利市會長老制、獨逸マギストラート制若ハ我國貴族院制度又ハ伊太利議會制度ノ例ヲ參酌シ、現行地域代表制ニ依ル都會議員ノ外ニ知識經驗ノ士ガ都政ニ參與シ得ベキ適當ナル制度ヲ考慮シタキコト	1 議員ノ定數ハ百人トスルコト 2 議員ノ選擧權及被選擧權ハ現行市町村會議員ノソレニ準ジ選擧區ハ區市及郡ノ區域ニ依ルコト	1 議員ノ定數ハ一區二人ノ割合ヲ以テ之ヲ定メ人口按分ニ依リ各選擧區ニ配當スルコト 2 選擧區ハ總テ區ヲ單位トスルコト 3 議員ノ選擧權ハ大體現行市會議員選擧制度ニ準ジ且ツ新ニ女子ニ選擧權ヲ附與スルコト 4 議員ノ被選擧資格 （イ）年齡滿三十年以上ノ市民タルコト （ロ）都內ニ三年以上ソノ選擧區ニ一年以上居住スル者タルコト （ハ）一定額以上ノ直接都稅ヲ納ムル世帶主タルコト 5 三級選擧制度ヲ復活スルコト 6 都會ノ中央政黨化ヲ防止シ得ルニ足ル適當ノ制度ヲ考慮スルコト 7 都會議員ハ衆議院議員又ハ都ノ區會議員ト相兼ヌルコトヲ得ザラシムルコト 8 都會議長ハ都長ヲ以テ之ニ充ツルコト	1 會[illegible] 2 會[illegible] 3 及[illegible]
(2) 都會ノ職務權限	都議會ノ權限ニ關シテハ市會ノ例ニ依ルコト但シ從來府會ニ屬シタル警察費ニ關スル議決權ハ當然都議會ニ移ルモノトス	府縣會ニ準ジ制限列擧スルコト	1 都會ノ職務權限ハ制限列擧主義ニ依ルコト 2 都會ノ開閉及會期ハ現行府縣制ノ規定ニ準ズルコト 3 都會議員ハ議員各自ノ利害ニ關スル事件ニ付テハ都會ニ議案ヲ發スルコトヲ得ザラシムルコト 4 都會議員、都參事會員、都ノ區會議員其ノ他ノ名譽職ニ給スベキ費用辨償ノ額及其ノ支給方法ハ命令ヲ以テ之ガ基準ヲ定ムルコト 5 都會ノ書記ハ都吏員ヲ以テ之ニ充ツルコト 6 都會ニ對シテハ議院法第十八章各條ノ規定ニ準ジ議員懲罰ニ關スル規定ヲ整備スルコト 7 調查委員會ノ會議ノ議事、會議ノ開閉並調查ノ期間及會議ノ公開等ニ付テモ委員會ガ都會ノ延長タル本質ニ鑑ミ立法上相當ノ考慮ヲ要ス	
二 都參事會 (1) 都參事會ノ組織及選擧	都參事會ノ組織ハ市參事會ノ例ニ依ルコト	1 都參事會ノ組織及選擧ハ大體ニ於テ府縣參事會ニ準ズルコト 2 定數ハ十五人トスルコト 3 任期ハ二年トスルコト	1 都參事會ノ組織選擧ハ府縣參事會ノ制ニ準ズルコト 2 定數ハ十人トスルコト 3 任期ハ二年トシ參事會員ノミノ辭職ヲ認メザルコト	都參事會[illegible]セシム[illegible]
(2) 都參事會ノ職務權限	都參事會ノ權限ハ市參事會ノ例ニ依ルコト	大體ニ於テ府縣參事會ニ準ズルコト	都參事會ノ權限ハ之ヲ擴張スルコト	
第三 都ノ執行機關 一 首長	1 都長ハ公選トシ其ノ選任方法並任期ニ付テハ市制ノ例ニ依ルコト 2 都長ノ職務權限ハ市制ニ依ル市長ノ權限ニ加フルニ東京府知事ノ權限ヲ以テスルコト	官吏ヲ以テ之ニ充ツルコト	1 都ニ都長ヲ置キ都長ハ都會ヲシテ之ヲ選擧セシムルコト 2 都ニ關スル產業、衛生、交通、建築、消防等ニ關スル警察事務ハ之ヲ都長ニ附與シ警視總監ノ區處命令ヲ受ケ執行シ得ルモノタラシムルコト	都ニ都[illegible]テ之ニ[illegible]
二 補助機關	都長ノ補助機關ノ種別、定員、選任方法、任期、職務權限等ハ大體市制ノ例ニ依ルコト	官公吏ヲ併用スルコト （イ）理事 都ニ理事四人ヲ置キ内二[illegible]	都長ノ下ニ副都長一名ヲ置キ都長之ヲ任免スルコト	

第一章 区域制	第二章 都ノ監督	第三章 都ノ財政
ノ現區域ノ東京市ヨノ區（三十五）	ニ都立タル内務大臣ニ於テ監督ス	
分ム將十倒ニ分都合ルト五ヲ對布シヲノヲ所シ萬行ニテヲ乃キテ行ス依區至且モヲ左ノコヨリ現二ツ東コト同トーヲ十之京ト時齊故萬ヲ市ト三ニミジノ將ト區物人脅共多區ノ今口ニ通屬ノ地廢ノヲーノ地廢區定無區區方置	2 1 ヨ之リ　ヨヲ トガ都經ト設都 設會督　都ノ 勘解職、　補會 ヲ散　定計 脊ノ自　ス、 易治治　ル會 テヲ　ヲ　ノ討 ヲ開ノ　制條 シキ兩　ト查 ム且面　スル院 ルツヨ　ル之	1 2 法區府ル對都 ヲス設ニ稅トスノ都 設ル公ニ登依屬及共ル區脫 ル適企ルス市ニ區立ハ、 コ應乘コル稅稅稅稅府 トシ經ト市ノ牽ヲヲ稅 タ當ノ　稅合ハ算大場加增 ルノ　ハ算大場加增 特旗　現額增ナシズ 別作　行ニ現ヲ土ル 副ヲ　ノ依行シ地モ 度期　方リノムニ倘
區區 域ノ ニ區 依域		2 1 （ロ）於（イ）都ヨ都 （I）　ル 通テル府機ヲ對ハノテ　都ノ財政

3 2 1
依市　ズ市　シ市
ルニ交ルニ都タニ都
コ認府ヨ認ノル認ノ
トメ金トメ起モメ眼
ラ開　ラ條ノラ殺
レ度　ル權トル權
タハ、ルハスルハ
ル現　モ現ルモ現
殺在　ノ在コノ在
度府　ニ府トヲ府
ニ並　準並　合並

2 1
（ロ）於（イ）都ヨ都
（I）　ル
ル府コヲ收リヲ府ノ　テ　府　稅トノ經濟
コ區ニトルス新合區區現在其區特ニ
ト稅多　モベニ算稅區在記ノ稅通關シ
ノ廳　ノキ區シ及　ノニ稅ニ類シ
殺地　ヲ分稅タ市稅　寡依準準ハテ、單一制
都方　以ヲトル稅　市ルハズ大、
ニ準　テ控シモノ稅　市コ大ル體コ
ズ　ス除テノ稅　ノト體コニ
　ルシ徵ヨ都　區　ニト於　ス

2 1
ム受與ル產　コ會
ルケシ費受都トヲ都
コ熱費務　シニ
ト行觀事建關　テ都
シ續務實ス　之ノ
得區ハ、消衛　ヲテ
ルノ之消衛　濟ル
キ區ヲ防生　纂キ
ノ處都等　セ都
タ命是ニ交　シ員
ラ令ニ關通　ム、
シヲ附ス　ル都

テ都
之ニ
ニ都
ヨ

ル權員都
コ限、夏
ト等還ノ
ハ任補
大方助
體法費　關
市制任ノ
ノ期種、別
例ニ費
依務定

（ロ）リ更務都（イ）官人都（イ）官
ノノ　團　都ヲヲノ　員ハニ　公更
任職都ノ官英屬掌出都　ヲ更理理ヲ
命團體ノ官キヲ納出　以員事事併用
ス內ノ更ヲ他之官シ英納　テト四　ス
ル二讓　以ノヲ更ム他　之シ人　ル
更於決　テ補命員ノ　ニニヲ　コ
員テセ　定助ス員爲ノ　充人屬　ト
都ル　ム權ル都會　ツハキ
員定　ル關コ中出計　ル都內　コノ二

都都
長長
之ノ
ヲ下
任ニ
免副
ス都
ル長
コ名
ヲ屬
キ

ム受與ル產
ルケシ費受都トヲ都
コ熱費務　シニ
ト行觀事建關　テ都
シ續務實ス　之ノ
得區ハ、消衛　ヲテ
ルノ之消衛　濟ル
キ區ヲ防生　纂キ
ノ處都等　セ都
タ命是ニ交　シ員
ラ令ニ關通　ム、
シヲ附ス　ル都

テ都
之ニ
ニ都
ヨ

	二 權能	三 議決機關	(1) 區會ノ組織及選擧	(2) 區會ノ職務權限	四 執行機關	五 財政	六 監督	七 町內會部落會	第七 其ノ他
	區ノ制度ハ現行制度ニ依リ都及都ノ議會ニ於テ實情ニ應ジ區及區會ニ權限ヲ委任スルコトヲ得シムルコト				區長ノ選任方法ハ現行制度ニ依ル（即チ都長ノ任免ニ依ル）	區ノ財務ハ現行制度ニ準ズルコト			1 府ニ屬スル現在ノ市ノ區域以外ノ地域ハ獨立自治團體トスルコト 2 都ト前項自治團體トノ間ニ共同處理スルノ必要アル事件ニ關シテハ市町村組合ノ例ニ準ジテ措置スルコト、但シ之ガタメ現在ノ財政狀態ニ激變ヲ來サシメザル樣都ヲシテ相當措置セシムベキコト
	1 都ノ統一ヲ害セザル限度ニ於テ區ノ權能ヲ擴張シ其ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコト 2 新ニ課稅權及起債權ヲ認ムルコト	區會ヲ置キ區參事會ハ之ヲ置カザルコト	1 大體ニ於テ市會ニ準ズルコト 2 議員ノ定數左ノ如シ 人口五萬未滿ノ區 三十人 人口五萬以上十五萬未滿ノ區 三十五人 人口十五萬以上ノ區 四十人	區會ハ市會及市參事會ノ權限ニ屬スル事項ヲ行フコト	區長ハ公吏トシ都長官ノ推薦ニ依リ區會之ヲ定ムルコト	區ニ獨立課稅權及起債權ヲ認ムルコト但シ區稅ノ種類及課率ハ別ニ法律勅令ノ定ムル所ニ依ルコト	區ハ第一次ニ於テ都長官、第二次ニ於テ內務大臣之ヲ監督スルコト		1 東京府及其ノ區域內ノ市區町村ハ之ヲ廢止スルコト 2 東京府內ノ市町村ハ之ヲ廢シ新ニ都ノ市町村ヲ置キ其ノ制度ハ市制町村制ニ準ジテ定ムルコト 3 市町村內ニ住所ヲ有スル都公民ハ總テ市町村ノ選擧ニ參與シ市町村ノ名譽職ニ就ク權利ヲ有シ市町村ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フコト 4 島嶼ニ於ケル行政ノ特例ハ概ネ現狀通リ之ヲ認ムルコト
…ニ數シテモ東京市ト共通ノ區制ヲ布キ且ツ之ヲ機會ニ一區十五萬乃至二十萬ノ人口ヲ標準トシテ區域ヲ按ジ勅令ノ定ムル所ニ依リ一齊ニ區ノ廢置分合ヲ行フコト	1 都ノ統一ヲ害セザル範圍ニ於テ區ノ權能ヲ擴張スルコト、即チ一般ニ通ズル基本的事務及事業ノ施設、計畫、執行ハ都之ヲ行ヒ、其ノ細目ニ屬シ既ニ規格ノ決定セルガ如キ具體的事務及事業ハ區之ガ施設計畫執行ノ任ニ當ルベク大綱ノ分界ヲ勅令ヲ以テ定メ都區ノ間權限ニ扞格ナカラシムルコト 2 課稅權及起債權ハ之ヲ認メザルコト		1 區會議員ノ定數ハ一區十名以內トスルコト 2 議員ノ其ノ他ノ點ニ付テハ都會議員ノ選擧ソノ他ニ準ジ適當ニ考慮スルコト		區ニ區長ヲ置キ都長之ヲ任免スルコト	區ノ財政組織ハ現行ノ通リトスルコト（即チ獨立ノ課稅權及起債權ヲ認メズ）但シ區ノ財政調整ニ付テハ別ニ適正ナル方法ヲ攻究スルコト			東京府ハ之ヲ廢止スルコト
	1 區ハ… 事務ノ… リトス… 課稅… 2 制ニ準… ノ制ニ… シテハ… トヲ得…	區ニ區會…	議員ノ定… 數程度ト…		區長ハ都… ツキ都長… ト	區ノ財… 稅權ト… ジ區ニ… リ其ノ… 借入ヲ… コト			東京府…

制諸案要綱比較表

昭和十年六月 牛塚東京市長案	現在ノ東京府ノ區域ニ依ルコト			都ハ之ヲ區及島嶼ニ分ツコト (イ)八王子市及三多摩郡ノ町村ハ之ヲ廢シ適宜區ニ分ツコト (ロ)島嶼ハ姑ク現狀ノ儘トスルコト	都ニ關スル衛生、交通、産業、建築、消防等ニ關スル警察事務ハ都長ニ附與シ警視總監ノ區處命令ヲ受ケ之ヲ執行シ得ルノ制ヲ開クコト	都會及都參事會ヲ置クコト	1 議員ノ定數ハ一區二人ノ割合ヲ以テ之ヲ定メ人口按分ニ依リ各選擧區ニ配當スルコト 2 選擧區ハ總テ區ヲ單位トスルコト 3 議員ノ選擧權ハ大體現行市會議員選擧制度ニ準ジ且ツ新ニ女子ニ選擧權ヲ附與スルコト 4 議員ノ被選擧資格 (イ)年齡滿三十年以上ノ市民タルコト (ロ)市都内ニ三年以上ソノ選擧區ニ一年以上居住スル者タルコト (ハ)一定額以上ノ直接都稅ヲ納ムル世帶主タルコト 5 三級選擧制度ヲ復活スルコト 6 都會ノ中央政黨化ヲ防止シ得ルニ足ル適當ノ制度ヲ考慮スルコト 7 都會議員ハ衆議院議員又ハ都區會議員ト相兼ヌルコトヲ得ザラシムルコト 8 都會議長ハ都長ヲ以テ之ニ充ツルコト	1 都會ノ職務權限ハ制限列擧主義ニ依ルコト 2 都會ノ開閉及會期ハ現行府縣制ノ規定ニ準ズルコト 3 都會議員ハ議員各自ノ利害ニ關スル事件ニ付テハ都會ニ議案ヲ發スルコトヲ得ザラシムルコト 4 都會議員、都區會議員、都參事會員其ノ他ノ名譽職ニ給スベキ費用辨償ノ額及其ノ支給方法ハ都條例ヲ以テ之ガ基準ヲ定ムルコト 5 都會ノ書記ハ都吏員ヲ以テ之ニ充ツルコト 6 都會ニ對シテハ議院法第十八章各條ノ規定ニ準ジ議員懲罰ニ關スル規定ヲ整備スルコト 7 調査委員會ノ會議ノ議事、會議ノ開閉並調査ノ期間及會議ノ公開等ニ付テモ委員會ガ都會ノ延長タル本質ニ鑑ミ立法上相當ノ考慮ヲ要ス	1 都參事會ノ組織選擧ハ府縣參事會ノ制ニ準ズルコト 2 定數ハ十八人トスルコト 3 任期ハ二年トシ參事會員ノミノ辭職ヲ認メザルコト	都參事會ノ權限ハ之ヲ擴張スルコト	1 都ニ都長ヲ置キ都長ハ都會ヲシテ之ヲ選擧セシムルコト 2 都ニ關スル衛生、交通、産業、建築、消防等ニ關スル警察事務ハ之ヲ都長ニ附與シ警視總監ノ區處命令ヲ受ケ執行シ得ルモノタラシムルコト	都長ノ下ニ副都長一名ヲ置キ都長之ヲ任免スルコト
昭和十一年十月 内務省地方局發表第一案	現在ノ東京府ノ區域ニ依ルコト			都ヲ分チテ區市町村及島嶼トスルコト (イ)區ノ區域ハ現在ノ東京市ノ區域ニ依ルコト (ロ)島嶼ニ關スル現行特別制度ハ成ルベク一般町村ノ制度ニ則ルコトニ改ムルコト		都會及都參事會ヲ置クコト	1 議員ノ定數ハ現在ノ市會議員ノ定數ノ半數程度トスルコト 2 議員ノ任期ハ現在ノ市會議員ノ任期ヨリ短縮スルコト 3 都會議員ト衆議院議員及區市町村會議員トノ兼職ヲ禁止スルコト		都參事會員ノ定數ハ現在ノ市參事會員ノ定數ヨリモ減少セシムルコト		都ニ都長官ヲ置キ官吏ヲ以テ之ニ充ツルコト	
昭和十一年十月 内務省地方局發表第二案	現在ノ東京市ノ區域ニ依ルコト			區ハ現在通リ三十五區トシ之ヲ行政區トスルコト(學區ハ之ヲ廢止スル)		都會及都參事會ヲ置クコト	1 議員ノ定數ハ現在ノ市會議員ノ定數ノ半數程度トスルコト 2 議員ハ公選ニ依ル者ノ外ニ相當數ノ選任ニ依ル者ヲ加フルコト 3 前項選任議員ハ政府ノ命ズル銓衡委員ニ於テ都住民ニシテ一定ノ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ推薦シタル者ニツキ内務大臣之ヲ命ズルモノトスルコト 4 議員ノ任期ハ現在ノ市會議員ノ任期ヨリモ短縮スルコト 5 都會議員ト衆議院議員トノ兼職ヲ禁ズルコト		都參事會員ノ定數ハ現在ノ市參事會員ノ定數ヨリモ減少セシムルコト		1 都ニ都長ヲ置キ政府ノ命ズル銓衡委員ノ推薦ニ係ル候補者若干名ノ中ニツキ都會之ヲ選擧スルモノトス 2 都ノ區域内ニ於テハ府知事ノ職務權限ノ中小學校教員ソノ他待遇官吏ノ任免及師範學校ニ關スル事項等特ニ留保ヲ要スルモノノ外ハ凡テ都長ノ職務權限ニ屬セシム	
昭和十三年六月 内務省地方局案 太字(修正)側線(抹消)ハ地方制度調査會第一特別委員會小委員會ニ於ケル決定ナリ	現在ノ東京府ノ區域ニ依ルコト但シ現在ノ東京市ノ區域ト其ノ他ノ區域トノ間ニハ下級行政組織、課税權ノ分配等ニ付差異ヲ設クルコト			都ヲ分チテ區市町村及島嶼トスルコト (イ)區ハ現在ノ東京市ノ區ノ區域、市ハ現在ノ八王子市ノ區域、町村ハ現在ノ三多摩ノ區域ニ依ルコト、尚島嶼ニ付テハ差支ナキ限リ成ルベク一般ノ町村ト同様ノ制ヲ施行スルコト		都會、都參事會及都參與ヲ置クコト	1 議員ノ定數ハ~~百人以内トス~~百二十人トシ内九十人ハ都公民ノ選擧ニ依ルコト リ三十人ハ都住民中學識經驗アル者ノ中ヨリ一定ノ手續ヲ經テ内務大臣之ヲ選任スルコト 2 議員ノ任期ハ~~二年~~四年トスルコト 3 選擧區及各選擧區ノ議員定數ハ都條例ヲ以テ之ヲ定メ監督官廳ノ許可ヲ受クルコト 都參與ノ議ヲ經テ都條例ヲ以テ之ヲ定ムルコト 4 公民資格ハ市制ニ準ズルコト 5 都會議員ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ザルコト	1 議決事項ハ重要事件ノ範圍ニ止ムルノ方針ニ依ルコト 2 都會ハ會期ヲ定メテ之ヲ招集スルコト 3 豫算ノ增額修正及出納實地檢査ノ制ハ之ヲ認メザルコト 4 議決公益ヲ害スト認ムルトキ等ニハ都長官ハ之ヲ都參與ノ議ニ附シ處置シ得ルコト 5 都會議員ノ費用辨償等ニ關シテハ都參與ノ議ヲ經テ監督官廳ノ許可ヲ受ケ都長官之ヲ定ムルコトトシ費用辨償ノ外囑託手當ノ額ヲ支給セントスルトキハ都參與ノ議ヲ經ベキコト 6 都會書記ノ定數ハ都參與ノ議ヲ經テ監督官廳ノ許可ヲ受ケ都長官之ヲ定ムルコト			官吏(都長官)ヲ以テ之ニ充ツルコト	1 次長 都長官ノ最高補佐機關トシテ次長一人ヲ置キ官吏ヲ以テ之ニ充ツルコト 2 其ノ他 (イ)適當ナル範圍ニ於テ官吏ト吏員トヲ併用スルコト (ロ)都吏員及都會書記ノ任
昭和十八年 第八十一議會可決 法律第八十九號東京都制	從來ノ東京府ノ區域ニ依ルコト	基礎的地方公共團體トスルコト	市公民ニ準ジ都公民ノ制ヲ認ムルコト	都ヲ分チテ區市町村トスルコト (イ)都ノ下級組織ハ原則トシテ區トスルコト但シ三多摩及島嶼ノ市町村ハ差當リ概ネ現狀ノ儘之ヲ存續セシムルコト (ロ)區ハ現在ノ東京市ノ區(三十五)ノ區域ニ依リ概ネ現制ニ準ジテ適當ナル制度ヲ定ムルコト (ハ)島嶼ニ關スル行政ノ特例ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得ルコト	警視廳ハ概ネ現制ヲ維持スルモ都廳ト警視廳トノ間ニ必要ナル事務ノ調整ヲ行フコト(建築ニ關スル事務ハ凡テ之ヲ都廳ニ移管ス)	都議會及都參事會ヲ置クコト	1 議員ノ定數ハ百人トスルコト 2 議員ノ任期ハ四年トスルコト 3 選擧區ハ區市ノ區域又ハ地方事務所長若ハ支廳長ノ管轄區域ニ依ルコト各選擧區ニ於テ選擧スベキ議員ノ數ハ都條例ヲ以テ之ヲ定ムルコト 4 公民資格ハ市制ニ準ズルコト 5 衆議院議員ハ都議會議員ト相兼ヌルコトヲ得ザルコト	1 議決事項ハ府縣會ニ準ジ制限列擧スルコト 2 都議會ハ府縣會ニ準ジ通常會(會期三十日以内)及臨時會(會期七日以内)トスルコト 3 豫算ノ增額修正及出納實地檢査ノ制ハ之ヲ認メザルコト 4 議決公益ヲ害スト認ムルトキハ都長官ハ再議ニ付シ若ハ内務大臣ノ指揮ヲ請フコトヲ得ルコト 5 都議會書記ハ都ノ有給吏員中ニ就キ都長官之ヲ命ズルコト	1 都參事會ノ組織及選擧ハ概ネ府縣參事會ニ準ズルコト 2 都參事會員ノ定數ハ十五人トスルコト 3 任期ハ二年トスルコト	概ネ府縣制ニ準ズルコト	イ 官吏(都長官)ヲ以テ之ニ充ツルコト	官公吏ヲ併用スルコト (イ)都長官ノ最高補助機關トシテ一名ノ次長(官吏)ヲ置クコト (ロ)幹部級ヲ官吏トシ其ノ他必要ナル範圍ニ於テ吏員ヲ

革一覽

附錄二　東京都制案沿革一覽

政府 年名	政府 議會名	政府 經過	政府 都長官公選別	衆議院 年名	衆議院 議會名	衆議院 經過	衆議院 都長官公選別	貴族院 年名	貴族院 議會名	貴族院 經過	貴族院 都長官公選別	其他 年名	其他 案名	其他 都長官公選別
明治二九	第九	議會上程	官選					明治二六	第五	未決	官選			
										審議中撤回				
				明治三〇	第一〇	可決	公選			否決				
				明治三二	第一三	可決	公選			否決				
				明治三三	第一四	可決	公選			否決				
						未決		明治三四	第一五	可決	官選			
						否決		明治三五	第一六	可決	官選			
				明治三九	第二二	可決	公選			未決				
				明治四〇	第二三	可決	公選			未決				
						未決		明治四一	第二四	可決	官選			
				明治四一	第二四	未決	公選							
						未決		明治四二	第二五	可決	官選			
				明治四二	第二五	可決	公選			未決				
						未決		明治四三	第二六	可決	官選			
				明治四三	第二六	可決	公選			未決				
				明治四四	第二七	修正可決	公選			未決				
				大正八	第四一	未決	公選							
(大正一〇	第四四	(區制案)議會上程	區長公選			修正可決				未決)				
大正一一	第四五	內務省未定稿	官選											
				大正一二	第四六	未決(鳩山)	公選							
				大正一二	第四六	未決(作間)	公選							
大正一三		臨時大都市制度調査會案提示	官選											
大正一三	第五〇	內務省未定稿	官選											
				大正一四	第五〇	可決	公選			未決				
大正一五	第五一	內務省未定稿	官選											
				昭和四	第五六	可決	公選			未決				
				昭和六	第五九	修正可決	公選			否決				
昭和八	第六四	議會上程	官選			未決								
				昭和八	第六四	修正可決	公選			未決				
昭和一一		內務省地方局第一案發表	官選									昭和一〇	牛塚市長案	公選
		同第二案發表	公選									昭和一一	東京市都制實行委員會案	公選
												昭和一一	東京府會都制委員會案	公選
昭和一三		地方制度調査會第一特別委員會小委員會案發表	官選	昭和一二	第七〇	未決	公選					昭和一三	東京市政革新同盟案	公選
				昭和一三	第七三	未決	公選					昭和一三	東京市都制委員會理事會案	公選
												昭和一三	東京府會都制委員會案	公選
昭和一八	第八一	議會上程	官選			修正可決				修正案可決		昭和一三	堀切善次郎氏案	公選